

秋田県公文書館

# 研究紀要

第28号

---

講演録

地域の資料を保存する — 安曇野市文書館の取り組み —

…………… 青木 弥保 … 1

論文

秋田県公文書館所蔵「伊澤慶治収集資料」の階層構造目録作成について

…………… 畑中 康博 … 14

秋田県の鉱業行政における秋田藩からの連続性と非連続性

— ISAD (G) を応用した文書群の構造分析より —

…………… 柴田 知彰 … 39

史料紹介

「郡方吟味役勤中日記」(文政十二年)

…………… 59

令和3年度 活動報告

…………… 86

---

令和4年3月



令和三年度市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議 基調講演（十一月二十六日）

# 地域の資料を保存する

## ―安曇野市文書館の取り組み―

長野県安曇野市教育委員会文化課博物館係

主査

青木 弥保 氏

### 一 はじめに

ご紹介いただきました安曇野市文書館の青木弥保です。本来であれば、秋田県へお伺いしてお話をしたかったのですが、時節柄それが叶わず、大変残念に思います。

安曇野市文書館の話始める前に、まず安曇野市という自治体についてご紹介します。安曇野市は平成十七年十月一日に、南安曇郡豊科町・穂高町・三郷村・堀金村と東筑摩郡明科町が対等合併して誕生しました。人口は令和三年四月一日現在で約九万六千人、合併直後は十万人を目指していましたが、現在は緩やかに減少傾向にあります。観光地として有名な北アルプスや、水田耕作時期に見られる水鏡が大変有名で、湧水を主体とした観光地となっております。一方で、工業生産高も少ないわけではなく、長野県内七十七市町村の中で上位に位置しています。

安曇野市文書館は、平成三

十年十月一日に開館しまし

た。所管は教育委員会文化課博物館係となっております。

文化課には、美術（美術館）

や音楽事業を行う文化振興担

当、登録文化財の管理や発掘

調査を行う文化財保護係、市

内五館の図書館運営を行う図

書館係と、博物館や文書館を

統括する博物館係の四係があ

ります。四係には、正規職員が

各係に三から四人ずつ配置され



ています。こちらの写真が安曇野市文書館の外観です。旧堀金公民館を改修しまして、文書館と公民館の講堂としました。左側は公民館の講堂になっておりまして、右側が安曇野市文書館です。

現在の職員数は、正規職員が二人、再任用職員が二人、会計年度任用職員が四人で、会計年度任用職員の一人が館長で、計八名です。博物館係には、私を含めて三人の正規職員と係長が一人います。

## 二 文書館前史 地域資料の調査活動

当館では、地域資料という古文書中心の資料群と、市役所から移管した公文書の二つのグループを管理しています。自治体として先に調査活動が始まったのは地域資料からでした。

今も地域資料の整理は、穂高古文書勉強会に所属している方々と連携を取りながら行っています。この穂高古文書勉強会は、穂高町と親密な関係にあつて、公民館活動の中で自主的に、町に預けられた古文書の整理を行っていただきました。昭和六十一年六月から十月に町の公民館講座として古文書入門講座が行われました。終了後、受講生の中からこの講座をここで終わりにするのはもったいという声が挙がり、「古文書解読会」を発足しています。現在でも発足から三十年以上になつて地域の古文書を解読して、『古文書学習乃阿遊美（こもんじょがくしゅうのあゆみ）』という本も刊行しています。この本は

良くできていて、原本の写真と解読文・解説を二冊に分けて掲載していて、内容がとても重厚な冊子になっています。

この活動が穂高町の間続けられてきてきました。安曇野市が誕生してから、穂高古文書勉強会の方々との事業は引き継いでいく方針となりました。平成二十一年に、図書館・ギャラリー・小規模ホールを一体化した新しい文化施設、穂高交流学習センター「みらい」が開館します。この「みらい」の中に文化課が地域学習室を置きました。当初は、地域の歴史に関する問い合わせを専門職員が答えることを目的としていましたが、常駐する職員の日常的業務として地域資料の整理が始まります。このとき地域学習室に配属された職員は、全員非常勤職員でしたが、皆さん古文書整理の経験のある方です。三郷村で村史の編さんに長年携わっていたいただいた方や、穂高古文書勉強会の会員を雇用させていただきました。

整理作業の拠点は設置できましたが、保管場所の確





保はできませんでした。ですので、各家庭からお預かりした古文書を一点一点撮影して返却する、という方針で整理を続けていました。作業の手順はまず、市に「古文書を持っているが、どうしたらよいか。」という連絡を受けたり、以前自治体史などで使わせていただいた古文書の所有者に市から連絡を取ったりして、各家庭を訪問します。次に、一点残らず写真に撮り、その写真を基に穂高古文書勉強会の方々に目録のデータをとっていただく作業をしていただきました。そうして作成された目録情報を、データベースへ登録していき、写真と資料名と資料情報が一体になる表を作りました。データベースはアクセスで作成していて、プログラムを使って印刷すると文書目録を作ることができます。



こうした作業手順は、文書館が開館してからも変わっておりません。ただ、大きく変わったのは、文書館という古文書の保管場所が確定したため、今は返却を前提にせず、なるべく寄贈・寄託を受け入れるという方針です。実際、以前返却した古文書の中にも「文書館ができたので預けたい。」と寄贈・寄託をしてくれる方もいます。

### 三 文書館前史 公文書の整理作業

公文書の整理作業は、地域資料とは違って、市の内部事情から始めた事業です。安曇野市は平成十七年十月一日に合併しましたが、中心になる庁舎は、五町村の対等合併だったこともあって、どこかに一括集中することができませんでした。合併協議会の中でも、本庁舎はどこか旧町村の庁舎に集約するのではなく、新しく建てようとの合意がなされていました。この本庁舎の建設は、平成二十四年から始まりません。

合併から本庁舎ができるまでは、旧町村の役場を使って分散して業務を行っていましたので、役場内の書庫を使い放題でした。それが突然、本庁舎を建てるから、そこに文書も持って移動しなくてはいけないという状況になります。その中で職員の中には旧自治体史に関わった者もおりましたので、「きつと職員は、スペースの限られた書庫に入れるために、文書を捨ててしまおう。」ということ懸念した方たちがいました。そうした職員を中心に、平成二十四年の十月に非

現用文書（ここでは例規用語ではなく、現状で執務に使用していない文書のこと）を整理することから事業がスタートします。この整理をどの課が担当していたかという点、総務部庁舎建設推進課でした。ですので、最初の始まりは、あくまでも本庁舎に持って行くための文書の整理で、漏れたものを整理することが目的でした。

穂高会館という施設に、公文書整理担当作業室（公文書整理室）を置きました。正規職員が二人と、かつての町村職員で市となつてから定年を迎えた職員OBの方々三人が配置されました。職員OBの方々は、部長職・課長職を務めた方々で旧町村や市の業務に精通していました。ですので、様々な書類が持ち込まれても、どの業務の書類が判断することができ、また個人情報の取り扱いに関する目を通すことができました。どのような手順で作業していたかという点、まず持ち込まれる対象の文書は、昭和四十年までのす



べての文書と、コピー機が普及した昭和五十年以降の文書で副本を廃棄したものを選び受け入れました。受け入れた後は、目録を作成する作業をしました。地域資料と同様に、こちらもデータベースをアクセスで作成しました。このときに採用されたのがバーコードで、レコード番号をバーコード化して、リーダーで読むと、文書情報を入力するページが立ち上がるようになっていきます。そして、文書を保管しておく棚にも番号に対応するバーコードを付けて、どの棚にどの資料があるかという情報を登録できるようにしていました。このような作業を平成二十四年度の後半から取り組んで、平成二十五年度末まで一年半かかり終わることができました。



平成二十七年度には本庁舎への移転が完了しました。この後、公文書整理室は総務部総務課に引き継がれました。総務課では、非現用文

書のために作成されたシステムを応用し、未だ旧町村役場の支所に置かれたままとっていた現用文書の登録を行いました。この作業に平成二十六年度と二十七年度の二年間を要しました。

平成二十四年度から三年半かけて役所内にある公文書の情報をシステムに入力することができました。入力されたデータは文書館に引き継がれていますので、役所内から文書の検索依頼があると、一括検索を行うことができます。文書館の所蔵資料となった非現用文書と、現用文書を一括して検索ができることで、役所内の各課の仕事に文書館が頻繁に関わることができています。

総務部総務課では、平成二十七年度から全庁にファイルングシステムを導入しています。総務課では、本庁舎から発生する文書量を把握し、適切に文書が保管されているか確認する必要があります。そこで、前年度にファイル名を決めて、そこに文書を保管することを徹底しました。

先程説明した公文書整理室は、平成二十八年度に総務課から教育委員会文化課に所管替されました。そこから、地域学習室で行っていた地域資料の整理と、非現用文書の管理が一体となりました。

現在の評価選別の手順は以下の通りです。まず、文書館から安曇野市重要文書等選別基準を全庁に配布します。総務課が七月頃に保存年限を過ぎた文書の廃棄を呼びかけ、各課で廃棄文書リストを作成します。原課では、廃棄文書リストに重要文書等選別基準に該当する文書がないか確認します。確認が終わったリストを文書館が受け取り、再

#### 重要文書とする文書の具体例

##### 1. 条例、規則、訓令、通達等の制式に関するもの

- (1) 条例、規則、告示、公告及び訓令の制定及び改正に関する一連の公文書等で、該当文書に係る事務を分掌する室及び課（以下「主管課」という。）が管理するもの。  
また、市長の署名がなされた条例及び規則の原本。
- (2) 行政や市民生活に顕著な効果又は影響を与えた要綱、要領等の制定及び大きな改正に関する公文書等で、当該文書に係る事務を分掌する本庁の室及び課並びに出先機関又はその課（以下「主管課等」という。）が管理するもの。
- (3) 条例、規則及び通達等を集めた例規で、主管課等が管理するもの。

##### 2. 各種制度及び行政組織の新設並びに改廃に関するもの

- (1) 市民生活に係る市の制度や行政の内部制度の新設及び改廃に関する公文書等で主管課が管理するもの。
- (2) 市の内部組織及び市が関係する行政組織の新設及び改廃に関する公文書等で、主管課が管理するもの。

##### 3. 沿革に関するもの

- (1) 安曇野市の合併の経緯に関わるもの  
ア 安曇野地域任意合併協議会及び安曇野地域合併協議会に係る公文書等。  
イ 合併についての審議会等の附属機関における諮問及び答申に係る公文書等。  
ウ 合併についての議会における議決に係る公文書等。  
エ 合併の実施に係る住民等からの請願書、陳情書及び要望書等。
- (2) 安曇野市政の主要な人事に関わるもの  
市長、副市長、会計管理者、行政委員会の長の就任及び退職に係る公文書等及び事務引継書。

##### 4. 議会、各種委員会、審議会、主要会議等の審議経過及び結果に関するもの

- (1) 会議（本会議、委員会等）  
原則としてすべて収集。（時間的な運営方法の決定等の軽易な内容のものを除く。）ただし、議会の招集及び議案等の発議に関するものについては、主として主管課の作成した公文書等。
- (2) 法律又は条例の定めるところにより設置された審議会、協議会、委員会等。  
正規の開催分、幹事会、分科会等については、正規開催分を実質的に補足する内容のもの。
- (3) 要綱、要領等により設置された委員会、協議会、プロジェクトチーム等。  
その合議体の組織的な位置付けや規模の大小又は構成メンバー等を問わず、市の主要な施策の実施に係る基本的姿勢及び方向等を、公式に又は実質的に決定する内容をもつ公文書等。
- (4) 諮問及び答申に関する公文書等。
- (5) 情報提供にとどまる会議等であっても、提供される情報の内容によっては、歴史資料としての価値を含み収集の対象となる場合があることに留意する。

##### 5. 調査、統計の総括結果に関する重要なもの

- (1) 統計  
ア 結果報告書  
イ 指定統計等結果が報告書としてまとめられ公表される統計以外で、臨時的又は独自に実施

度重要文書等となる文書が含まれていないか確認します。その後、文書館から原課へリストが返却され、各課長決裁の起案文書が作成されます。

一般的に評価選別の話をする、「原課の一次選別、文書館の二次選別」という手順はよく聞きます。他にも、文書館への全量移管とか、逆に原課が廃棄とした文書だけを確認するという方法もあります。しかし、安曇野市では、一次選別・二次選別のような区分を設けているわけではなく、どちらか一方に決定権が偏っているわけでもありません。

ん。原課の職員にも、基準に基づいて重要文書等に該当する文書について考えてもらいながら選別を行います。一方で、文書館としても市役所全体の各課が行っているすべての業務を把握することはできません。原課と文書館がお互い足りない部分を補いながら選別を行っているところに、当市の評価選別方法の特徴があると考えています。総務課が全庁への呼びかけを積極的に行っているため、農業委員会や選挙管理委員会などの文書も毎年移管されます。

文書館開館後から新たに始めた取り組みが学校資料の移管です。令和元年度から、市内の十七小中学校で発生している学校資料の移管を開始しました。この学校資料というのは、学校日誌・職員会誌・学校運営計画・児童生徒の文集・行事のアルバム・PTA資料など多岐にわたります。当館館長が市内の中学校長OBということもあり、学校の内部事情に大変詳しく、学校現場の様子を考慮して調査を進め、手順を決定することができました。例えば、最初各校の残存状況を調査したときに、学校日誌の保存年限は五年と決められています。実際にはその年限を超えて永年保存として保管している学校がほとんどでした。また、学校の帳簿類の保存年限の最長は二十年であるため、他の文書も二十年間は保管されている場合が多くありました。こうした状況を考慮し、学校での保管を二十年間として、二十一年目となった文書を文書館へ移管する仕組みを整えています。ですので現在、明治から平成十年代の学校日誌を文書館で利用することができます。

#### 四 文書館開館へ

地域資料と公文書の整理は地道に行われていましたが、どちらの作業も短期間で文書館設置を目指したものではありませんでした。文書館が設置されることになったのは、平成二十八年のことです。先ほど紹介した旧堀金公民館は平成二十八年度中の解体工事が決定していました。しかし、諸経費を合計すると約三億円もの経費が掛かることが分かり、同等額の経費で改修が行えるのであれば、施設転用を行う方針に転換します。これには市長の意向が大変大きく影響していました。内部で様々な種類の施設が検討されましたが、この時期には大方の施設が設置された後でしたので、文化課が提案した文書館への転用が認められました。

開館時期を平成三十年度と決め、急ピッチで準備作業を行うことになりました。私が採用されたのは、平成二十九年四月です。新規採用職員だったのですが、以前松本市文書館に勤めていた経歴を評価していただいて、文化課に配置してもらい、採用翌月の五月から文書館業務検討委員会を博物館係長と共に進めることになりました。この時、今安曇野市が文書館を設置するにあたって、足りていない部分はどこかということが問題になりました。そこで、全史料協が提案した「公文書館機能ミニナムモデル」を活用して、今の業務が文書館を運営していくために必要な項目を満たしているのか検討することになりました。



た。業務チェック表を作成し、項目ごとの現状・課題・目指すべき方向性を整理しました。

この「公文書館機能ミニマムモデル」は、基本的には全史料協では公文書を保存する施設としての公文書館に対して作ったモデルとなっています。しかし、当館では発足当時から地域資料も入れて検討していくことが決まっていました。そこで、「公文書」とある項目を「地域資料」に読み替えて、独自にチェック項目を作りました。一見別の指標で検討した方が良さそうに見える公文書と地域資料ですが、同じ施設で管理していく以上、同じ指標の中で検討することが必要と考えました。指標を統一することで、むしろ共通で取り組む箇所や、個別の検討を要する箇所が可視化されたと思います。

この指標の点検で私たちが気づいたのは、「しっかりとした条例をつくる。」ということと、「しっかりと文書館の活動を市民に説明する。」ということです。

平成二十一年度から始まった地域資料の整理も、市が担うべき文化財保護の事業として行ってきましたが、それが例規で整備されていたわけではないし、ましてや市民に向けて積極的に広報されていたわけではありませんでした。また、公文書の整理も内部的な事情で始まったものなので、こちらも例規ありませんでしたし、活動を市民に向けて公表することはしていませんでした。今度文書館になれば、その仕組みをしっかりと条例として市民の方に諮って、どういった活動をし

ている施設かということを常にアピールしていかなければならないということを痛感しました。

この資料を使って、業務検討委員会が始まりました。委員には、松本市文書館の小松芳郎特別専門員や、当時県立長野短大におられた瀬畑源先生（現龍谷大学准教授）、東洋大学の早川和宏教授にも参加していただきました。今も業務検討委員会の会議録や提出された提言書は市

ホームページに掲載しておりますので、これから文書館の検討を始める自治体の参考にいただければ幸いです。年間スケジュールの中で、会議の回数を十分に確保できず、五月から九月までの計四回で議論をまとめていただいたので、本当に委員の皆さまには今でも頭が上がりません。会議の内容は、一回目はこのミニマムモデルの説明や安曇野市の現状を説明し、二回目は改修中の施設を見学していただきました。三回目に提言の集約を行い、四回目に微調整をして会議の最後に教育長に対して提言書を提出するという流れでし



た。それでも一つ一つの意見が、今の文書館の運営につながった良い提言書をまとめていただきました。

提言書の内容で、文書館の運営や例規に直接影響があったことは、「重要文書等」という言葉の採用です。公文書管理法等で定義される「歴史的に重要な公文書等」という言葉は、どうしても市職員にも市民にもわかりにくい表現です。今年度、市職員向けの研修をしていただいた早川和宏教授も、「歴史資料として重要な」「公文書等」と切るのではなく、「歴史資料として」「重要な公文書等」と切った方がわかりやすいのではないかということをお話しされています。重要な公文書だから後々歴史資料となるという方が説明もしやすいですし、聞き手も理解できるように思います。条例では、文書館が保存する文書を「重要文書等」としています。地域にとって重要な文書だから、文書館が保管していくということが少しでも伝われば良いと思います。他にも提言書の中には、昨今の地域資料の市場流出状況に鑑みて、資料の受け入れ方法に購入を位置づけて、予算を確保してほしいという意見もいただいています。この文言をもとに、条例の中にも資料を収集する手段として「購入」という文字を入れていますので、それが根拠となって、資料購入費を計上しています。

さらに、提言の中には専門職員の配置も謳われております。私は一般職採用でしたが、今年で配置五年目になります。同期採用の職員の中には、もう二つ以上の部署を異動した人もいます。文書館の運営を実際行ってみると、専門的知識の大切さに改めて気付かされます。

加えて、提言書には、『安曇野市誌』の刊行を文書館が担当して行うことが明記されています。この提言をいただいたことで、令和二年度から、『安曇野市誌』の編さん事業が始まりました。予算を大規模に確保したわけではありませんが、地道に年数をかけて調査活動を行っていきます。調査は民俗編から始めています。新型コロナウイルス感染症の影響により、思うような聞き取り調査ができない現状ではありますが、それを逆手に取って、現在における安曇野市の民俗を調査する新たな試みも始まっています。

条例・施行規則には、委員会や提言書でいただいた考え方を反映させることを心掛けました。細かい点を挙げれば枚挙に暇がありません。特に取り入れて良かったと思っているのは、地域資料にも受け入れの基準表を作成したことです。従来、地域資料の受け入れ基準は、「文化的な価値」といった曖昧な言葉で判断されてきました。しかし、安曇野市では公文書の選別基準同様に、地域資料にも選別基準を明文化できたことが成果の一つと考えます。

## 五 文書館に期待される役割

これまでの話は文書館開館以前に行ってきた調査成果が、文書館開館へと直接結びついたということでした。では、安曇野市全体の業務の中で文書館に期待される役割とは何でしょうか。

博物館は、本市の場合、旧町村時代はいわゆる歴史民俗資料館が多かったため、収集された民俗資料が収蔵資料の大半を占めます。特に民具や植物標本、昆虫標本、動物標本などが大量にあります。それらの資料は、博物館でなければ活用できないものです。ですので、非常勤職員ではありますが、民俗や自然（昆虫や植物）の専門職員を置いています。必然的に民俗や自然の分野を担当していくことになりません。

本市の図書館は、最新の情報を市民に提供する拠点でありたいという理念を持っています。また、多くの施設が交流学習センターにあるため、閉架書庫の面積が限られます。確かに郷土資料として図書館が保存しておくべき書籍や刊行物はありますが、できればそういった古い資料は他に担当する施設があってほしいというジレンマがあります。さらに、古文書等を取り扱うことができる司書職の養成が、都市部ではない長野県では難しいという側面もあります。古い和本の相談を受けても、十分な回答ができないという反省もありました。

それでは、現用文書を扱う総務課や原課はどうかと考えてみると、五町村対等合併であったこともあり、旧町村の業務をそのまま引き継いでいるという意識が年々薄くなっているのを感じます。平成十七年に新たな自治体ができ、新しい業務が始まったという意識の方が職員にあるように感じます。時々、原課からは「旧町村時代に決裁された文書の事情までは、今の担当課では抱えきれないよ。」というような発言も聞こえてきます。旧町村の書類を非現用文書とし、文書館の重

要文書等となったことで、現在抱えている業務と同様に情報公開請求に対して対応する回数が減ったことは、原課にとっても負担が減ったように思います。

文化財保護係は、地域学習室があった当時は、その所管を担当していました。しかし、市政が安定し開発行為も多く行われるようになったため、発掘調査の件数が特段に多くなりました。また、旧町村から引き継いだ指定文化財の数も多く、業務量も到底地域資料まで扱うことはできませんでした。

市民の事情からしても、家に跡取りがない家とか、学生時代に東京等の都市部に出てしまつて、実家は空き家となっている物件が多くあります。古い資料があるのに、家を処分するため捨てたり、売ったりするしかないという声がありました。文書館開館以前は決まった保管場所を確保することができていませんでした。

こうした様々な声からも、安曇野市にとって文書館は設置して良かった施設と感じます。

重要文書等の利用事例を一つ紹介したいと思います。町村合併をした際に施設の統廃合を行うことはよくあることだと思います。当市でも学校給食センターの再編が現在課題になっています。ある地域の給食センターが廃止されるのではないかと懸念が広がりました。市教育委員会でも住民説明会を開きながら、方向性を決めていくことになっています。しかし、一部の市民からは廃止案は強引に生まれたものではないのかという意見も聞かれました。そこで、文書館が保存し



ていた旧町村の文書の利用がありました。合併協議の中では廃止案が出ていたのか、そもそも給食センターを設置した経緯はどうか、給食センターが行ってきた活動はどんなものがあるのかという疑問を、文書を通して市民も市職員も知ること、冷静な判断ができません。この議論は道半ばですが、図書館も問い合わせに真摯に向き合っていきたいと考えています。

安曇野市では現在、地域のアイデンティティーの形成が課題となっています。それは単に旧町村を平準化しようとしているのではなく、それぞれが求められています。そうした時、図書館がしっかりと地域の情報を収集して、地域資料なり公文書なりで検証していけるということがとても重要ではないかと考えます。

図書館の収蔵資料を使って、地域の研究をしている事例を紹介しません。豊科地域に下鳥羽という地区があります。この地区では穂高古文

書勉強会に所属していた会員の方が区長を務めたことをきっかけに、地区内の古文書を調査して冊子を不定期に刊行しています。この中にも図書館で調査した地域資料が使われており、地域のアイデンティティー形成に役立つことができていると思います。

今年度は、図書館の講演会企画で、古文書を調査している研究グループの発表会を行いました。この企画は古文書研究グループ間の交流や、新規参加を希望している方とグループを結びつける目的で開催しました。当日は、穂高古文書勉強会や下鳥羽の古文書を読む会の代表者が発表をし、参加者も熱心に話を聞いていました。

## 六 おわりに — 保存、その先へ —

一般的に図書館は文書を保存していく施設という認識があります。しかし、公文書館機能ミニマムモデルでも指摘されているように、「公表していくこと」というのがとても重要であると私たちは思っています。ですので、教育普及事業の充実も運営の一つの軸としていきます。

博物館のように年に複数回は難しいですが、年二回の企画展を開催しています。取り上げるテーマは偏りがないように、「公文書」を中心にする展示、「地域資料」を中心にする展示、「人物顕彰」を中心にする展示を企画し、三年先までの計画を事前立てておくようにしていきます。



そして、年二号ですが、「文書館だより」というA3中折のお便りを発行しています。今年度開催する企画展の情報や、最近発見された資料の情報などを手軽に見ていただくお便りです。こちらは、地区の公民館や本庁の窓口などに配置して、興味のある方が気軽に手に取っていただけるようにしています。

さらに、職員の資質向上も目的として、文書館紀要を年一号ずつ刊行しています。紀要の内容は、企画展の内容を文章化した「展示記録」や、外部から講師を招いた際の「講演

### 安曇野市文書館の企画展

開催時期	企画展タイトル	内 容	ジャンル
平成30年度後期	松澤求策と国会開設運動	市内出身の自由民権運動家、松澤求策の生涯と国会開設運動	人物顕彰
令和元年度前期	改元に見る市民生活	過去の改元に関する資料の紹介	地域資料／公文書
令和元年度後期	あづみの？あずみの？安曇野～安曇野市の変遷を探る～	明治～平成までの自治体の変遷と「安曇野」のルーツ	公文書
令和2年度前期	忘れ去られた感染症、銃後の守り	近代の感染症や非常時に対する備え	公文書
令和2年度後期	五つの心をひとつに	安曇野市合併から現在までの取り組み	公文書
令和3年度前期	多元主義社会に生きる～自由主義擁護の旗手清澤潤の思想を通して～	市内出身のジャーナリスト、清澤潤の生涯と自由主義思想	人物顕彰
令和3年度後期	江戸時代を生きる～出来事を記録した古文書～	市内で発見された古文書から江戸時代の様子を紹介	地域資料
令和4年度前期	安曇野市の防災（仮）		公文書
令和4年度後期	江戸時代を生きる②（仮）		地域資料
令和5年度前期	安曇野の先人（仮）		人物顕彰
令和5年度後期	開館5周年企画展（仮）		公文書

記録」、主要な資料の「資料目録」を中心に掲載しています。加えて、業務に関する論考や、資料紹介を「研究紀要」として掲載しています。業務の成果を文書化することで、職員の研究活動にもつながり、県内外からの注目もされやすくなると思っています。

市民に向けた事業だけでなく、市職員に向けた研修会も開催しています。これは総務部総務課と共催で、三、四年に一度、外部講師を招いて開いています。開館した平成三十年度に初めて開催して、延べ二百七十一人の職員の参加がありました。市全体の職員数は、正規職員が七百人前後なので、約三分の一が参加したことになります。今年度に二回目を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、参加者を各課からの代表者に限定しました。現在、安曇野市では各課に文書管理の担当者を置いています。ファイリングシステムや文書廃棄の事務は、その担当者の事務分掌となっていて、総務課では対象者向けに年に二、三回説明会も開いています。

外部講師は二回とも早川和宏教授にお願いしています。早川教授からは法令順守の視点から、公文書を適切に起案し管理することは自分のためだけに行っていることではないということを守りやすく解説していただきました。出席した職員からは、文書館の役割についてよく分かったという意見や、文書を作成・管理する意義を考える機会になったという感想が出されています。特に心に響いているのは、公文書を適切に管理することで、結果的にいざという時に自分の身を守ることになるという部分だと思います。業務で対応した職員の中にも公文書に対する意識を持った人が増えてきているのを感じます。

こうした意識の変化は、評価選別作業を行うときに感じることもあります。まだまだ、こういった文書が重要文書等になるかという基準が浸透していない部分もあるのですが、何年も作業に携わっている職員の中には、自分から重要文書としたい文書を挙げてくる人も増えてきています。市役所全体で四十七課あるうちで十課程度は、評価選別が独自で判断できる職員が育ってきています。

地域資料も今年度から一歩前に踏み込む事業を始めました。一つ目は、安曇野市には八十三区の自治会があるのですが、それらに残っている区有の文書について文書館での保管を呼びかけました。区で持っている文書は、近現代の地域のあり方に関して、とても重要なものが多いです。しかし、例えば建物の建て替えなどの自治会の事情で、安曇に捨てられてしまう場合が多いです。ですので、保管に困るような場合は積極的に文書館への寄贈・寄託を促そうとしています。

安曇野市文書館では区有文書に関する相談を受け付けています。

安曇野市文書館では、市域に残る文書資料や写真、映像資料等を収集しています。区が保有している文書も、人々の歩みに分かる大変貴重な資料です。

「古い資料が地区の施設にあり処分に困っている」「古い資料は文書館で引き取ってほしい」といった相談や要望がある場合には、ぜひ御一報ください。職員が一度調査に伺い、御要望に応じて引き取りや管理に関するアドバイスをさせていただきます。

#### これまでに文書館や教育委員会にご相談のあった資料



区有文書の中には、明治時代に書かれたものもあります。文書館では昭和20年代以前の資料をお預かりすることができます。

区独自で発行している冊子や公民館報も地域の様子を知る貴重な資料です。発行の際にはぜひ文書館へ御寄贈ください。もちろんバックナンバーもお受け入れします。



区の施設には書類だけでなく、古い写真も保管されている場合もあります。文書館ではスキャニングを行い、複写データを保管します。(原本の寄贈も受け付けています。)



担当連絡先

安曇野市文書館

〒399-8211安曇野市堀金烏川2753番地1

TEL 0263-71-5123 FAX 0263-71-5127



へ移住したい人に貸したり、周辺の治安に影響を及ぼす物件の片づけや解体費用の一部を補助したりする事務を行っています。こうした事業が推進されるということは、空き家に残されている地域資料が安易に処分されてしまう現状を助長してしまうのではないかと思われました。そこで、空き家対策室が毎年一回、所有者に通知するダイレクトメールにチラシを同封することにしました。チラシには「空き家の所有者の方でお困りの方がいましたら、空き家の不要資料は文書館が引き取ります。」と大きな文字で記載しています。ここでは敢えて対象

**空き家を所有する皆様へ  
空き家の処分に関わる方々へ**

安曇野市文書館は地域に残る文書を収集・保管して、過去の出来事の検証や、現在・未来への活用を目的に、文書を一般に公開している施設です。



**あなたの空き家に  
古文書や古写真は  
眠っていませんか？**

**空き家の不要資料は文書館が引き取ります**  
\*資料の内容によりお引き取りできない場合もございます。

過去にはこんな発見も・・・

土蔵を取り壊すことになったAさん宅からは、江戸時代の古文書の他に、当時栽培されていた初も発見されました。



資料の処分には注意が必要です  
近年、市内の資料がネットオークションなどに出品されている事例が見られるようになりました。出品物には人名や帳簿・株券など思わぬところで家の情報が書かれていることがあります。資料を処分する前にはしっかりと内容を確認することが大切です。  
安曇野市文書館ではお預かりした資料を個人情報に配慮して保存・公開しております。

不要資料に関する相談窓口  
安曇野市文書館 〒399-8211安曇野市堀金鳥川12753番地1  
電話0263-71-5123 FAX 0263-71-5127 bunshokan@city.azumino.nagano.jp

を限定するのではなく、古いものがあれば文書館へ相談することを強調しました。

二つの取り組みに関する直接的な反響はまだありませんが、今年度ある地区の農業生産組合の事務所の移転があり、古い文書を処分する話が持ち上がったそうです。その時に役員の一人から文書館へ預けてはどうかという意見が出され、こちらに連絡が来しました。近現代資料の預け先として文書館が認識された事例です。呼びかけは今年度だけで終わらせるものではなく、来年度以降も、毎年定期的に呼びかけをしていきたいと考えています。

私が勤務経験から考える文書館は、「地域の情報が集まってくる場所」だと思っています。それは単に歴史学の研究に使える資料が集まってくるというイメージではなくて、地域で起こっていたあらゆる情報が最終的に集まってきて、いろいろな方向から安曇野市を知ることが出来る施設ということなのです。そのために、地域の新しい資料の発掘や、積極的な教育普及事業を行っていく必要があります。安曇野市文書館は、まだ開館から年数の経過していない若い施設です。これから文書館の認知度を高め、より良い業務を行っていききたいと考えています。

## 秋田県公文書館所蔵「伊澤慶治収集資料」の階層構造目録作成について

畑中 康博

### はじめに

本稿は、平成八年度に秋田県公文書館（以下「公文書館」という。）に寄贈され、長らく未整理資料であった「伊澤慶治収集資料」の公開に向けての階層構造目録作成について述べるものである。

公文書館は、歴史的資料として重要な公文書、古文書その他の記録の保存、利用及び調査研究並びに永年保存文書等の保存に関する事務を行うことを目的として、平成五年（一九九三）十一月に設置された。令和二年度末の時点で、公文書館は、公文書七二、五七七点、行政資料二八、七三四点、古文書六八、八三七点を保存している。このうち、古文書は、公文書館開館時に秋田県庁、秋田県立秋田図書館、秋田県立博物館から引き継いだ資料に、開館後に県民から寄贈及び寄託された資料が加わり八十八の資料群で構成されてい

る。（令和三年七月、新たに「泉明収集資料」が加わり八十九になった。）

平成十五年度、公文書館は、所蔵する公文書の管理のためISAD (G) に準拠したデータベースの書式を定めた。このうち文書群の階層構造を示す項目は「フォンド (F)」 「サブ・フォンド (SF)」 「サブ・サブ・フォンド (SSF)」 「サブ・サブ・フォンド (SSF)」 「シリーズ (SR)」 が設定され、それぞれ、秋田県庁、文書作成課、文書作成係、その下の係、文書作成の目的である事業又は担当係が作成した文書が分類された<sup>(1)</sup>。

平成十九年度、公文書館では、それまで、公文書とは別の、データベース桐で管理していた古文書について、十五年度に導入した公文書管理のデータベースに統合する作業を行い、同一のデータベースによる公文書及び古文書の一元的管理を開始した。

更に十九年度には、公文書館の閲覧室に、利用者が資料を検索す

る際に用いる検索用端末を設置し、一度の検索で該当する古文書・公文書が表示され、加えて当該文書が閲覧申請書に自動で印字されるシステムを導入し、現在も運用している。

このように、公文書館のデータベースは、公文書用に開発されたものに、古文書のデータを加える形で統一化が図られたわけであるが、古文書については、文書の階層を示す「フォント(F)」から「ファイル(File)」までの欄は空欄のままになっており、これらの項目が入った形での古文書の階層構造目録は、現在のところ作成されていない。

さて、本稿で述べる「伊澤慶治収集資料」とは、秋田県横手市四日町で骨董商「彦榮堂」を営み、郷土史家でもあった伊澤慶治(一九二五〜九六)が集めた四、〇五八点の資料群で、公文書館開館三年目の平成八年度に寄贈された。筆者はこの資料群の目録を作成するにあたり、公文書館でこれまで取り組んでこなかった古文書の階層構造目録を作ることにした。公文書管理のために作られ、運用されてきた文書の階層を示す欄に、私文書、それも家で作成・伝存された文書ではなく、一代で集めたコレクションの階層をどのようにに編成するかが筆者に課せられた課題だった。というのは、公文書館では「山崎文庫」や「東山文庫」等、郷土史家の収集資料群を所蔵しており、「伊澤慶治収集資料」の階層構造目録作成の方法論を確立すれば、他のコレクション資料の目録作成にも活用することができるからである。

「伊澤慶治収集資料」のような資料群の目録作成に階層構造目録を用いた例としては、キリスト教系慈善団体・社団法人好善社の文書を整理した松山龍彦の事例が知られている(2)。松山は、作成部署に拠らないサブ・フォントや資料の内容に基づく人為的なシリーズを導入し、資料種別をもとに一定の秩序を与えグルーピングすることで、階層構造の中での把握が可能になると述べている。

階層を持たないコレクション資料の階層化、グルーピングは、整理に携わる者が、いかに資料群を知悉するかにかかっているが、筆者は「伊澤慶治収集資料群」において、伊澤慶治のライフステージ、大元の出所、資料の性格に着目して階層を設定した。本稿では、この方法による階層構造目録を作成することで、資料群の特質がどのように見えてくるのかを述べてみたい。

#### 一 伊澤慶治収集資料の寄贈と整理作業開始時の問題点

本章では伊澤慶治及び収集資料の寄贈、並びに整理・目録化作業に取り組む前の状況について述べる。

伊澤慶治(一九二五〜九六)は、秋田県横手市で骨董商を営み、昭和三十三年(一九五八)に横手郷土誌編纂会の賛助会員、三十五年(一九二六)十月二十三日に発足した在野の郷土史家の団体で、昭和二年(一九二七)一月から『横手郷土史資料』を刊行している。

現在、会は横手郷土史研究会と名称を変更しながらも、精力的に活動を続けている(3)。

伊澤慶治が郷土史の世界に足を踏み入れた昭和三十年頃、同会は、委員三人以上の推薦がなければ会員になることができず、伊澤は会員である佐川良梶の手足となって調査に参加したことでようやく認められたという(4)。伊澤の歴史や芸術を見る目線はこの薰陶により鍛えられ、『横手の歴史』、『横手ものしり事典』他多くの書籍を出版している。また、芸術方面では、「役者絵の考証」、「佐々木原善の画業と生涯―東北地方に最初に南蘋派を導入した画家」、「勝川春朗の役者絵(未定稿)について」等美術史に関する論考を発表している。

(5)  
平成八年(一九九六)一月二十二日の伊澤慶治没後、美佐子夫人より、古文書一式を公文書館に寄贈したい旨の連絡が入り、同年八月十日予備調査を実施。その結果、郷土資料として貴重なものが含まれ、散逸を防ぐためにも受け入れるべきとの結論に達し、九月十八日公文書館に移送した。そして翌年二月二十七日、美佐子夫人に感謝状を贈呈している。

当時の職員は、受入から感謝状贈呈まで五か月間で、資料群の全体像を掴もうと試みたようで、次の文書を作成している(6)。

●伊澤慶治氏収集文書(仮) 概要

・地券(二包)、雑古文書(五箱)

一袋

・原稿類

一袋

・御下国道中日記 森田忠善(コピー)(慶応元)二点、

真崎兵庫公用日記写(コピー)、真崎氏近世系譜(コピー)、

掠内祭禮勤式并初尾記録(コピー)(文久二)、賃金控目録、

百姓教訓書(コピー)二点、小学国語習字帳(明治三十三)、

四ツ車江戸表喧、奥州仙台女敵討 一袋

・小遣帳、新町片柳清兵衛 他十八点、雑古文書、雑冊子  
(明治く大正)

(明治く大正)

一箱(中)

・諸証文

一箱(小)

・書簡

一箱(小)

・触書、覚書

一箱(小)

・証文、書簡

一箱(中)

・絵図類

一袋

・萬手形(木箱入)

一箱(小)

・諸証文

一箱(小)

・旅人宿組合取締掟 他

一袋

・過去帳 他(コピー)

一括

・御先代之御法度并御制禁 他

一箱(中)

・長沼文書 二十五点

一箱(小)

・書簡、廻文

一箱(小)

・仮日録、日記 他

一箱(小)

・下張り文書 他

一箱(小)



- ・諸控 一箱(小)
- ・郷帳、大福帳 他 一袋
- ・地券、今度直根惣百姓奉願御訴訟状(コピー) 一箱(中)
- ・壺坂靈驗記、下張り文書 他 一箱(小)
- ・鎮守祭禮当番諸用(控)、雲然部落組合決議合他 一箱(小)
- ・大蔵山牛王、見上新右衛門証書類 他 一箱(中)
- ・手紙類 一箱(中)
- ・今度直根惣百姓奉願御訴訟状(宝永五)、日傭帳 斎藤忠四郎  
六点、大福帳 渡部市兵衛二点、薬種配剤録他 一箱(中)
- ・勘定帳 他 一箱(中)
- ・諸御達番留 他 一箱(中)
- ・郷土資料(ガリ版) 一括
- ・木版日本史略、書状 一箱
- ・金銭出納帳(昭和十三)、仕入帳(昭和六) 他 一箱
- ・矢辺嶋吉関係資料 一箱
- ・道中地図、絵図類(コピーなど) 一箱
- ・大久保儀勇伝 他(コピーも) 一箱(小)
- ・当座帳 杉山茂(昭和五)、萬覚帳 斎藤萬蔵(大正十五)、  
米穀差引帳 斎藤萬蔵(昭和二)、金銭貸付手控 斎藤萬蔵  
(明治四十・大正八)、当座帳 斎藤萬蔵(昭和十三・昭和二  
昭和十五)、大福帳 斎藤萬蔵(大正十三)、諸払帳 斎藤萬蔵  
(昭和二)

一箱

- ・小遣帳など 伊藤平元 四点、東国太平記 一箱(小)
- ・大福帳 斎藤萬蔵 他 二十一点 一袋
- ・萬記録 小西利兵衛是定(明治三十五)、仕入帳 茜谷吉左衛門  
(昭和二) 他 一袋

この時の作業方針は、概ね次のようなものであった。

(1) 資料を形態ごとに横帳、縦帳、書状に分け、「伊澤1」  
「伊澤2」という具合に整理番号をつける。

(2) 資料は封筒に入れ、整理番号を付す。資料名は、冊子体資  
料の表紙に書かれているもののみ記す。

(3) 形態による資料の分類と封筒入れを優先し、目録の作成は  
後に行う。

つまり平成八年度の整理作業は、形態別に別けた資料を封筒に入  
れ通し番号をつけるといふものであったが「伊澤312」までであり、  
書状類に関しては封筒に入れていない、いわば全く手つかずの状態  
で残した。作業が間に合わなかったためと考えられる。

幸いなことに、書状類は伊澤自身もあまり手をつけた形跡が見ら  
れず、伊澤慶治が収集した大元の出所の秩序が保たれた状態で残さ  
れていた。

## 二 整理作業と目録化

伊澤慶治収集資料の整理作業と目録化作業は、平成十八年（二〇〇六）二月三日に次の方針で開始した。

（1）平成八年の整理作業でつけた資料の番号を踏襲する。

「伊澤312」までは番号が付されているので、その後は、続きの番号とする。ただし「伊澤313」以降の新たにつける番号は、紐・紙縫り・包紙・封筒・袋等で一括された資料小群の場合、元の秩序を復元できるようにするため、小群内の各資料に対し「1」（ハイフン）で番号をつなぐ枝番号を用いる。

（2）資料名は、史料館所蔵史料目録第七十八集『信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書目録』（平成十六年）の方式を採用する（7）。これは「1」「2」を使用することで、将来的に、誰でも簡便に資料名をつけることができると判断したからである。

（3）目録は、閲覧室で利用に供している検索システムと、ホームページでエクセル式の表の公開を前提とするため、階層構造を示すフオンド以下の欄は空欄とする。

平成十八年に開始した伊澤慶治収集資料の整理は、平成二十年度『秋田県庁旧蔵古文書目録』、二十一年度『佐竹文庫目録』の刊行に伴い作業を中止した。これは、新資料の公開より、仮目録で公開している資料群の冊子体目録の刊行を優先するという判断がなされたためである。そして、平成二十一年度末、伊澤慶治収集資料の整理

作業を手がけていた筆者が異動したことにより整理作業は中断され、未整理資料として十年以上の歳月が経過することになる。

伊澤慶治収集資料の整理作業を再開したのは、今年度、筆者が再び公文書館に異動してからである。作業再開に当たり、上司より指示されたのは、目録は「フオンド(F)」「サブ・フオンド(SF)」「サブ・サブ・フオンド(ssf)」「サブ・サブ・フオンド(sssf)」「シリーズ(s)」とそれぞれの項目のナンバを付与した階層構造目録にすることであった。公文書館の資料管理データベースの項目を〈表1〉に示す。古文書については、佐竹文庫「玉篇板権願」(ASO2001)、公文書については「株式取引條例」(九三〇一〇三ー二二八九)、「警察費勘定帳簿形」(九三〇一〇三ー二二九九)を例として表示した。

公文書館のデータベースは「基本情報テーブル」「個別情報テーブル」「件名テーブル」の三つがリンクして成り立っている。このうち「基本情報テーブル」は、資料番号、資料名、年代、内容などが記されている。「個別情報テーブル」は、資料の物的単位についての情報を入力するテーブルである。すなわち、ある資料に複製物やマイクロフィルムがある場合、原本、複製物、マイクロフィルムはそれぞれ配架場所や電子複写の可否など扱いが異なる。それゆえ、同じ資料であっても、別個に番号(BID)をつけて管理している。また「件名テーブル」とは、物的には一つの資料であっても、内容が異なる複数の資料が合冊されている場合、その複数の資料それぞれの中身



〈表1〉秋田県公文書館の資料管理DBの項目と例

	古文書 DBNo.	古文書DBの項目	〈例〉 [古文書] 佐 竹文庫 「玉篇板権願」 (AS020-1)	公文書 DBNo.	公文書DBの項目	〈例〉 [公文書] 株式取引條例 (930103-12189)	〈例〉 [公文書] 警察費勘定帳雛形 (930103-12190)
基本 情報 テー ブル	1	ID<d>		1	ID<d>	6	7
				4	元区分	記録書庫（戦前文 書）	記録書庫（戦前文 書）
	4	種別	古文書	5	種別	文	文
				7	引渡年<d>	1993	1993
				8	引渡元	文書広報課	文書広報課
				9	引渡元コード<d>	103	103
				10	簿冊連番<d>	12189	12190
	6	資料群名	佐竹文庫				
	7	資料番号	AS020-1	11	資料番号	930103-12189	930103-12190
				12	引渡年月日		
				14	簿冊分類番号		
				15	分類1	行政資料等	行政資料等
				16	分類2		
	9	資料名	玉篇板権願	17	資料名	株式取引條例	警察費勘定帳雛形
				18	部課係名	第一課記録掛	第一課記録掛
				19	簿冊完結年度	明治07	明治08
	10	表題名		21	表題名	株式取引條例	警察費勘定帳雛形
				22	表紙年	明治07年	
				23	表紙部課係	記録掛	記録掛
	13	和暦	明治08				
	14	西暦_始<d>	1875	13	西暦_始<d>		
	15	西暦_終<d>	1875	20	西暦_終<d>	1874	1875
	16	月日	99月99日				
	21	形状	縦帳				
	22	縦_cm<f1>		65	縦_cm<f1>		
	23	横_cm<f1>		66	横_cm<f1>		
				67	厚さ_cm<f1>	03	03
	24	彩色					
	25	丁数<d>	2				
	26	数量					
	27	作成					
	28	差出	東京府華族従四位佐 竹義脩				
	29	受取	内務卿大久保利通				
	32	備考	〈封筒〉出版定例御 布告ニ付御蔵版玉篇 版權願、明治八年十 月九日東京府庶務課 江進達、同年十月廿 九日内務卿ヨリ願濟 御指令書写入、且同 年十一月廿七日東京 府庶務課ヨリ板権免 許書御渡相成、同月 廿九日免許料上納	24	備考	明治七年太政官布告 第七号之別冊 甲 全三四【県指定 文化財】	明治八年内務省達乙 第四百十六号之別紙 同十一年同省第六十 七号達ニテ 警察費 勘定帳及内訳表雛形 トモ廃止改定 甲 三七【県指定文化 財】
34	目録名	所蔵古文書目録第7 集「佐竹文庫目録」 (秋田藩関係文書 II)	29	目録名			
			31	有無	有	有	
			33	保存期間	99	99	

	古文書 DBNo.	古文書DBの項目	〈例〉 [古文書] 佐 竹文庫 「玉篇板権願」 (AS020-1)	公文書 DBNo.	公文書DBの項目	〈例〉 [公文書] 株式取引條例 (930103-12189)	〈例〉 [公文書] 警察費勘定帳簿形 (930103-12190)	
基本 情報 テー ブル				34	現用			
				35	一次評価	A	A	
				36	一次理由			
				37	二次評価			
				38	二次理由			
				39	保存	保存	保存	
				40	廃棄年月日			
				41	返還年月日			
				42	協議年月日			
		40	再協議_寄託更新年度		46	再協議_寄託更新年度		
		42	概要_特記		47	概要_特記		
					48	カラー_時間		
					49	主要年度		
					50	開始年月		
					51	開始部課		
					52	最終年月		
					53	最終部課		
					54	期		
		43	S フォンド		55	S フォンド	第一課	第一課
		44	S S フォンド		56	S S フォンド	記録掛	記録掛
		45	S S S フォンド		57	S S S フォンド		
		46	シリーズ		58	シリーズ	太政官布告留	内務省達留
		47	S フォンドNo<d>		59	S フォンドNo<d>	1	1
		48	S S フォンドNo<d>		60	S S フォンドNo<d>	5	5
		49	S S S フォンドNo<d>		61	S S S フォンドNo<d>		
		50	シリーズNo<d>		62	シリーズNo<d>	5	10
		51	ファイルNo<d>		63	ファイルNo<d>	10	4
		52	複製本番号		69	複製本番号		
		53	マイクロフィルム番号		68	マイクロフィルム番号		
		54	原本		70	原本		
		55	原本所在		71	原本所在		
					72	冊数		
					73	合分		
		56	管理用 0 1	AS209-200-2	74	管理用 0 1		
		57	管理用 0 2	002-00873	75	管理用 0 2		
		58	管理用 0 3	4.1	76	管理用 0 3		
		59	管理用 0 4	0	77	管理用 0 4		
		60	管理用 0 5	4100066	78	管理用 0 5	/旧管理用02:旧元区 分：戦前//	/旧管理用02:旧元区 分：戦前//
	個 別 情 報 テー ブル	2	BID<d>		2	BID<d>	5	6
		5	原本複製	原本/複製	6	原本複製		
7		資料番号 [再掲]	AS020-1	11	資料番号	930103-12189	930103-12190	
35		電子複写の可否		30	電子複写の可否			
36		配架場所	貴01-1/関01-1	32	配架場所	010A-2-1	010A-2-1	
37		公開の可否	01公開	43	公開の可否	01公開	01公開	
38		非公開理由		44	非公開理由			
39		公開年度<d>		45	公開年度<d>			
41		資料状態		64	資料状態			
61		管理用 1 1		79	管理用 1 1	県指定有形文化財 (平22.03.12指定/ 秋田県行政文書)	県指定有形文化財 (平22.03.12指定/ 秋田県行政文書)	
62	管理用 1 2	1746	80	管理用 1 2	64075	64076		
63	管理用 1 3	目録	81	管理用 1 3	目録	目録		

	古文書 DBNo.	古文書DBの項目	〈例〉 [古文書] 佐 竹文庫 「玉篇板権願」 (AS020-1)	古文書 DBNo.	古文書DBの項目	〈例〉 [公文書] 株式取引條例 (930103-12189)	〈例〉 [公文書] 警察費勘定帳簿形 (930103-12190)
件名 テ ー ブ ル	3	KID<d>		3	KID<d>		
	7	資料番号 [再掲]	AS020-1	11	資料番号	930103-12189	930103-12190
	8	件名番号<d>		25	件名番号<d>		
	11	件名		26	件名		
	12	件名見出し					
	17	件名和暦					
	18	件名西暦_始<d>					
	19	件名西暦_終<d>					
	20	件名月日					
	30	件名差出					
	31	件名受取					
	33	件名備考		27	件名備考		
				28	完結年月日		
	64	管理用 2 1		82	管理用 2 1		
	65	管理用 2 2		83	管理用 2 2		
	66	管理用 2 3		84	管理用 2 3		

・内容についての情報を入力するテーブルである。

平成十九年度、公文書館所蔵の古文書・公文書・行政資料を一元的に管理するため、従来の公文書管理に用いていたデータベースをもとに、古文書管理に必要な項目を加えることを検討した結果、三つのテーブルをリンクさせた方式を採用し、今日に至っている。

### 三 階層構造の設定

平成十五年度、公文書館は、ISAD (G) に準拠した階層構造を取り入れたデータベースを導入した。当時、導入を検討した職員の一人である柴田知彰は導入の経緯について次のように証言している(8)。

・公的な機関として、それまで公文書の目録がなく、構造分析関係を生かした目録を作りたいと思った。

・主対象とした秋田県庁文書群が構造分析に向けた資料群だった。部課係名、時期がはっきりしており、構造分析に向いていた。

ここで注目すべきは、公文書館のデータベースの階層は、県庁内の部・課・係のラインに対応する区分を想定して設定された点である。問題は、県庁内の上位区分・下位区分により構成された階層に、組織構造のない個人の収集資料をどのように位置づけるかである。

資料を整理する中で浮かんだのは、階層に伊澤慶治の生涯を反映させることである。利用者が目録を見ただけで、伊澤の人物像が浮かび上がるようにするため、筆者は次のような階層を設定した。

#### (1) フォンド

ISAD (G) によるフォンドの定義は「特定の人物・家・団体による活動を通じて有機的に作成・蓄積・使用された史料群全体」とある。それゆえ、フォンドは「伊澤慶治収集資料」ということになる。

#### (2) サブ・フォンド

ISAD (G) によるサブ・フォンドの定義は「親となる組織・団体の行

政・管理・経営上の下位区分に対応する関連史料群を含む、フォンドの下位区分」とされる。そこで筆者は、伊澤慶治のライフ・ステージに応じ、サブ・フォンドを「継承」「県内収集資料」「県外収集資料」「その他収集資料（県内外不明）」「趣味蒐集」「郷土研究」とした。そして、それぞれのナンバーは「I（伊澤）+sst+1〜6」とした。

美佐子夫人によると、伊澤慶治が横手市在野の歴史家の集まりである「横手郷土史編纂会」の賛助会員になったのは昭和三十三年。正会員になったのは三十五年である。当時、同会は正会員になるのが難しく、伊澤は何年も正会員佐川良視に付いて調査に行ったり、金銭的な提供をし、これが認められての会員になったという(9)。伊澤慶治の歴史資料に対する扱いや歴史観は、何年にもわたる先輩史家の厳しい薫陶を受けた結果によるものといっても過言ではない。それを裏付けるように「伊澤慶治収集資料」のうち、横手郷土史編纂会の先人にあたる深澤多市と佐川良視が集めた資料は、それぞれひとかたまりの群として残されていた。それゆえ、この二つの資料群のサブ・フォンドは「継承」とした。

また「県内収集資料」「県外収集資料」「その他収集資料（県内外不明）」は、伊澤が集めた古文書類の分類である。「その他収集資料（県内外不明）」は、平成八年度受入時の形態別分類により、県内外いずれかの資料が分からなくなってしまうものを入れた。「趣味蒐集」は、優品・美品、伊澤が終生関心を持ち続けた教育、芸能等の資料を入れている。「郷土研究」は、伊澤による調査・研究メモ、執筆

原稿、講演資料を入れている。

この区分を用いることで、利用者は、郷土史の先輩方より厳しい薫陶を受けた伊澤が、県内外の資料を集め、やがて郷土史の大家として開花する人間像を思い描けるのではないかと考えた。

### (3) サブ・サブ・フォンド

サブ・フォンドの下部にあたるサブ・サブ・フォンドは、伊澤が収集した大元の出所及び伊澤の関心により編成した。また、それぞれに「I（伊澤）+sst+01〜72」のナンバーを付与した。これにより「伊澤慶治収集資料」は七十二の資料群から成り立っていることを示すことができた。

・ 「継承」郷土史：深澤多市関係資料 (Issf01)、郷土史：佐川良視関係資料 (Issf02)

・ 「県内収集資料」横手給人：長沼家関係資料 (Issf03) ～秋田県内：諸家収集資料 (Issf43)

・ 「県外収集資料」函館市：小林ウメ家関係資料 (Issf44) ～秋田県外：諸家集資料 (Issf61)

・ 「その他収集資料」県内外不明：諸家収集資料 (Issf62)

・ 「趣味蒐集」伊澤：同時代記録資料 (Issf63) ～伊澤：優品・美品 (Issf71)

・ 「郷土研究」伊澤：郷土史研究資料 (Issf72)

〈表2〉サブ・サブ・サブ・フォンドの名称、No、点数

サブ・サブ・サブ・ フォンド名	サブ・サブ・サ ブ・フォンド No.	isf1 継承	isf2 県内収 集資料	isf3 県外収 集資料	isf4 その他 収集資 料	isf5 趣味・蒐 集	isf6 郷土研 究	点数
商業経営	isssf01	25	954	223	3			1,205
農業経営	isssf02	4	534	96	1			635
大工経営	isssf03		81	1				82
村役人	isssf04		249					249
武家家政	isssf05	1	269				8	278
藩関係	isssf06	5	51	7	3	27	20	113
幕府関係	isssf07			1		2	1	4
町村政	isssf08	23	70	10				103
県関係	isssf09		15	1			2	18
国関係	isssf10	2	51	3	1	1		58
土地・家屋	isssf11	5	100	13	1			119
生活諸事	isssf12	4	114	93	7		2	220
医薬・健康	isssf13		10	10		17		37
趣味・教養・娯楽	isssf14	84	62	13		201	36	396
教育・学校	isssf15		27	27	2	46		102
軍事・戦争	isssf16	1	19	50		3	4	77
宗教・暦	isssf17	3	145	117		96	1	362
合 計		157	2,751	665	18	393	74	4,058

(4) サブ・サブ・サブ・フォンド

サブ・サブ・サブ・フォンドは、サブ・サブ・サブ・フォンドの下位の層である。出所である七十二の資料群の性格を見ていくと、それぞれの資料群の出身が十七のカテゴリーに分かれることが分かった。サブ・サブ・サブ・フォンドの編成を〈表2〉に示すが、上位三位は、商業経営一、二〇五点、農業経営六三五点、宗教・暦三六二点である。伊澤が生業を営んだ横手市四日町は商人町である。伊澤の興味・関心は、自分がよって立つ所の地域性を反映していることを類推することができる。また、各項目にサブ・フォンドを反映させると、伊澤の活動がより鮮明に見えてくる。すなわち、伊澤は、県内・県外ともに商業経営に関する資料を集めることに力を入れているが、それを郷土史家としての研究に使用してはいない。

伊澤の没後、関係者により刊行された『故伊澤慶治遺稿集・故伊澤慶治氏追悼文集』の目次を見ると「肉筆浮世絵」「手柄岡持賛・無落款・太夫禿図私見」「荻津勝章の幕せる北斎画・達磨地獄図について」等の論考の題名が並んでいる<sup>(10)</sup>。これは、伊澤の郷土研究の最終到達点で、サブ・サブ・サブ・フォンドの趣味・教養・娯楽であることを示す何よりの証拠である。

なお、この階層のナンバーは「I(伊澤) + sssf + 01~17」となり、各資料群共にサブ・サブ・サブ・フォンドの名称とナンバーは共通したものを使用した。これは出所の異なる資料であっても、同じ資料の性格をもつと判断したからである。またこのようにしたこと、検

索の利便性を高めることができる。

#### (5) シリーズ

ファイルは、特定の機能や事項を示す項目で「伊澤慶治収集資料」全体で三二六項目ある。そこで〈表3〉のように、五十音順に「会津藩」から「和本」326項目を並べ「i(伊澤) + se(シリーズ) + 001 ~ 326」のナンバーを付した。これはサブ・サブ・サブ・フォンド同様の理由による。

ちなみに、資料の多い順に5位まで挙げると「年貢・諸役」四〇四点、「金銭勘定」三六四点、「商業金融(貸金)」二五一点、「酒造・酒屋」二〇七点、「書状・書簡」一七九点となる。ここにも伊澤慶治の商業に対する関心の高さを窺い知ることができる。

以上、本章では伊澤慶治収集資料の階層構造について述べたが、概略は次のようになる。

- ・ フォンド (F) 伊澤慶治収集資料
- ・ サブ・フォンド (sf) 伊澤のライフステージによる編成
- ・ サブ・サブ・フォンド (ssf) 伊澤が集めた資料の出所による編成
- ・ サブ・サブ・サブ・フォンド (sssf) 集めた資料の性格による編成
- ・ シリーズ (se) 集めた資料の特定の機能・事項

これを一言でいうと、伊澤慶治収集資料の階層構造は、伊澤のライフステージ、大元の出所、資料の性格により編成したということになる。

## 四 伊澤慶治収集資料の全体像

前章で示した方針により作成した「伊澤慶治収集資料」四、〇五八点の全体像を〈付表〉に示す。階層構造目録を作成したことにより鮮明となった資料群の特質について、サブ・フォンドごとに述べてみたい。

### (1) 継承 [ist1]

「継承」は、伊澤を育てた横手郷土史の先人である佐川良視、更にその佐川を育てた深澤多市の資料群からなる。数が多いのは、両人の調査関係資料である。伊澤は、深澤・佐川両人の調査関係資料を引き継ぐことによって、郷土研究の視角、歴史観をも継承しようとしたことが窺える。

### (2) 県内収集資料 [ist2]

「県内収集資料」は、資料の出所が、横手市から平鹿郡、仙北郡、秋田市という具合に広がっていることがわかる。数が多いのは、商業関係資料であるが、武家文書であっても、武士の金銭貸借に関する資料を多く集めている。

ここで特に記しておきたいのは「久保田給人・森田家関係資料」[ist33]である。令和三年七月、男鹿市の泉明氏より資料の寄贈があったが、その中に秋田藩士・森田冬蔵の書状控や日記がある。これについて泉氏から来歴を聞くと、秋田市内の古書店から購入したものであるという。

〈表3〉 シリーズの名称、ナンバー、点数

シリーズ名	シリーズNo.	点数
会津藩	ise001	1
秋田県人会	ise002	1
秋田神社	ise003	1
秋田中学校	ise004	2
生駒氏	ise005	3
一門	ise006	3
移転	ise007	1
系	ise008	2
位牌	ise009	1
衣類	ise010	20
慰労金	ise011	1
岩手県	ise012	1
印鑑証明	ise013	9
羽州街道	ise014	1
売馬	ise015	6
運動会	ise016	1
運輸・運送	ise017	33
衛生	ise018	1
易学	ise019	1
駅通	ise020	20
蝦夷地	ise021	3
絵葉書	ise022	1
大蔵省	ise023	1
大目付	ise024	1
御境目御用	ise025	157
温泉	ise026	2
絵画	ise027	32
廻船	ise028	13
街道	ise029	1
改名	ise030	1
家屋売買	ise031	9
火災	ise032	9
家作・普請	ise033	2
下賜	ise034	2
貸地	ise035	7
貸扱	ise036	5
河川交通	ise037	4
家族内通信	ise038	15
学館	ise039	1
学校生活	ise040	2
合併	ise041	1
家督	ise042	3
家法	ise043	2
神札	ise044	11
借馬	ise045	1
借米	ise046	2
借扱	ise047	7
為替	ise048	12
勸業債券	ise049	1
玩具	ise050	2
観光	ise051	12
漢詩	ise052	11
神主	ise053	4
漢文	ise054	1
揮毫	ise055	2

シリーズ名	シリーズNo.	点数
畿内寺社	ise056	5
寄付	ise057	4
救恤	ise058	1
教化	ise059	1
教義	ise060	17
行幸	ise061	1
教諭	ise062	1
記録	ise063	9
銀行	ise064	3
近世教育関係資料	ise065	19
金銭勘定	ise066	364
勤役	ise067	10
菓	ise068	14
蔵米	ise069	1
軍事公債	ise070	2
軍事郵便	ise071	5
慶弔諸事	ise072	49
芸能	ise073	7
契約	ise074	2
結核	ise075	3
県会議員選挙	ise076	5
献金	ise077	4
原稿	ise078	19
憲政会	ise079	1
検地	ise080	3
県知事選挙	ise081	1
講・無尽	ise082	31
皇居・皇室	ise083	6
広告	ise084	9
交際	ise085	69
校舎	ise086	1
郷社	ise087	1
侯爵	ise088	1
好事	ise089	1
耕地整理	ise090	6
郷帳	ise091	1
皇典講究所	ise092	3
高等小学校	ise093	1
顧客	ise094	1
国文学・謡曲	ise095	22
国民英学会	ise096	4
小作	ise097	7
戸籍・人口他	ise098	35
戸長	ise099	4
小遣い	ise100	5
古文書解読勉強会	ise101	3
雇用	ise102	11
御用金・御用米	ise103	3
暦	ise104	46
細工	ise105	34
祭祀・祭礼	ise106	42
催事	ise107	6
裁判	ise108	11
材木・資材	ise109	20
作事	ise110	1

シリーズ名	シリーズNo.	点数
作物試験	ise111	1
雑誌	ise112	5
札幌農学校	ise113	9
薩摩藩	ise114	1
茶道	ise115	6
産物取立	ise116	10
散文	ise117	2
山林	ise118	12
寺院	ise119	24
寺院（金融）	ise120	2
寺院（建築・造作）	ise121	2
寺院（人事・組織）	ise122	3
仕送り	ise123	7
士官学校	ise124	1
式典	ise125	2
事件	ise126	1
伺候	ise127	1
資産	ise128	2
思想	ise129	1
下張文書	ise130	2
質入れ	ise131	2
新発田藩	ise132	2
師範学校（制服）	ise133	1
事務	ise134	5
借地・借家	ise135	2
借金	ise136	15
社殿建築	ise137	11
収穫	ise138	1
什器	ise139	1
衆議院議員	ise140	34
修身	ise141	2
集落	ise142	4
修行	ise143	6
酒造・酒屋	ise144	207
出産	ise145	2
出版・刊行物	ise146	11
種痘	ise147	1
小学校教科書	ise148	15
商業金融（一般）	ise149	3
商業金融（貸金）	ise150	251
商業金融（貸米）	ise151	6
商業金融（借金）	ise152	2
譲渡	ise153	1
上納	ise154	12
商売	ise155	40
消防	ise156	1
情報	ise157	9
食品・食事	ise158	26
書状・書簡	ise159	179
書道	ise160	11
諸願い	ise161	6
所有地	ise162	1
信仰	ise163	10
神事	ise164	4
人事	ise165	18

シリーズ名	シリーズNo.	点数
神社	ise166	12
尋常小学校	ise167	4
親族・交際	ise168	4
新田開発	ise169	1
人物	ise170	1
新聞	ise171	5
捨て子	ise172	1
図面	ise173	3
相撲	ise174	1
生活費	ise175	1
生活用品	ise176	5
請求書	ise177	3
製茶	ise178	1
青年訓練所	ise179	1
青年団	ise180	1
生命保険	ise181	2
聖霊高等女学院	ise182	10
石油	ise183	1
先祖	ise184	3
仙台藩	ise185	3
僧位	ise186	23
送金	ise187	19
造作	ise188	17
相場	ise189	17
装備	ise190	2
訴訟	ise191	5
租税	ise192	11
算盤	ise193	2
村会	ise194	1
村政	ise195	18
鷹狩	ise196	1
建物絵図	ise197	5
短歌	ise198	7
断簡	ise199	8
治安	ise200	1
地域教育	ise201	2
地価	ise202	2
知行	ise203	8
地券	ise204	9
地図	ise205	8
地籍図	ise206	39
地租受取	ise207	16
中学校生活	ise208	6
町会	ise209	16
調査	ise210	80
調達	ise211	6
調停	ise212	1
徴兵事務	ise213	5
調練	ise214	2
通交	ise215	64
通知	ise216	26
電信・電話	ise217	7
道具類	ise218	2
刀剣	ise219	4
銅山	ise220	23
盗難	ise221	1

シリーズ名	シリーズNo.	点数
東北巡幸	ise222	1
土地改良区	ise223	1
土地売買	ise224	72
戸村氏	ise225	2
日露戦争(出征)	ise226	1
日露戦争(召集)	ise227	2
日露戦争(戦死)	ise228	21
日露戦争(地図)	ise229	2
日露戦争(部隊)	ise230	2
日露戦争(郵便)	ise231	2
日記	ise232	61
入営生活	ise233	11
入学	ise234	1
入信	ise235	3
二輪車	ise236	2
人足	ise237	6
人別	ise238	1
任命	ise239	2
年金	ise240	1
年貢・諸役	ise241	404
年貢・諸役徴収	ise242	44
農会	ise243	1
農業	ise244	5
農業金融(貸金)	ise245	5
農業金融(借金)	ise246	5
農具・農作業	ise247	2
農事	ise248	1
納税	ise249	3
ノート・テスト類	ise250	3
俳句	ise251	16
拝領	ise252	4
波宇志別神社	ise253	14
履き物	ise254	8
馬籍	ise255	1
旅籠・旅館	ise256	8
葉煙草	ise257	1
犯罪	ise258	1
藩主	ise259	17
藩通知・法令	ise260	13
病院	ise261	4
病気	ise262	1
葺替	ise263	2
布教	ise264	1
武具	ise265	4
武芸	ise266	2
武家金融(貸金)	ise267	33
武家金融(借米)	ise268	3
武家金融(借金)	ise269	7
武家金融(論馬代)	ise270	1
分限帳	ise271	1
布告・布達	ise272	3
普請	ise273	20
婦人会	ise274	1
布施	ise275	1
仏像	ise276	5
仏壇・仏具	ise277	2

シリーズ名	シリーズNo.	点数
物品購入	ise278	32
物品送付	ise279	1
文化財	ise280	1
文書	ise281	23
兵営生活	ise282	17
米穀勘定	ise283	50
方位図	ise284	1
法令	ise285	16
戊辰戦争(庄内藩)	ise286	3
戊辰戦争(戦闘)	ise287	1
戊辰戦争(武器)	ise288	1
戊辰戦争(補給・輸送)	ise289	2
戊辰戦争(横手籠城線)	ise290	1
墓地	ise291	1
盆栽	ise292	1
本荘中学校	ise293	1
曼荼羅	ise294	1
水戸藩	ise295	1
身分	ise296	9
見舞	ise297	2
民間療法	ise298	1
向氏	ise299	3
名望家	ise300	3
目録	ise301	1
木綿	ise302	13
盛岡藩	ise303	2
文部省検定試験	ise304	1
靖国神社	ise305	2
由緒・歴史	ise306	24
郵政大学校	ise307	2
郵便	ise308	4
輸送	ise309	7
養蚕	ise310	5
養子	ise311	5
用水	ise312	3
用品	ise313	1
横手郷土史研究会	ise314	4
横手郷土誌編纂会	ise315	2
横手中学校	ise316	10
代々木神宮	ise317	1
立憲政友会	ise318	2
立憲民政党	ise319	14
両替	ise320	1
旅行	ise321	4
履歴	ise322	2
連歌	ise323	1
ロータリークラブ	ise324	2
和歌	ise325	7
和本	ise326	1



つまり、泉氏が集め本館に寄贈した森田冬蔵関係資料は、伊澤慶治収集資料の「久保田給人・森田家関係資料」と出所が同じ資料群だった。これが何らかの理由で散逸するが、泉・伊澤両氏の手を経て、再び公文書館で一つに纏まったのである。文書の流転と合一という資料収集機関ならではの面白さをここに見ることができよう。

### (3) 県外収集資料 [1543]

伊澤の資料収集が函館市から兵庫県に及び、精力的な活動が窺い知れる。ここで目を引くのは「山形県西村山郡三泉村・渡辺家関係資料」の日露戦争に関する資料である。学問を愛し、札幌農学校に学んだ若者が陸軍に志願し日露戦争に従軍、そして戦死するまでの資料が全て残されていた。「伊澤慶治収集資料」の軍事・戦争に関する資料は七十七点で、全部で四、〇五八点の量からすると多いとは言えず、伊澤は戦争関連資料の収集には消極的であったと断じざるを得ない。その中で、渡辺家の日露戦争関連の資料は五十点と突出している。ここに、伊澤の戦争に対する不条理と戦死者・遺族の悲しさに向き合う心を感じる。

### (4) その他収集資料 [1544]

資料の出所が県内外いずれか分からない十八点の資料により構成される。

### (5) 趣味・蒐集 [1545]

教育・芸術関係資料の多さに目を引く。美佐子夫人によると「慶治が特に興味を持ったのは歌舞伎であった」「慶治は芝居を見て感動す

ると、すぐに出演している俳優に手紙を書いた。返事を下さる方もあり、返事のない方もあったが、人間国宝で芸術院会員の故尾上松緑丈、同じく人間国宝の故尾上多賀之丞丈、それに尾上菊蔵丈は必ず手紙や電話でお返事を頂いた」「芸術品を見ることは慶治にとって、郷土史研究と歌舞伎を見ることと同じ比重を持って大事なことであった」と述べており、美を愛した伊澤慶治の人間性を窺うことができる(11)。

### (6) 郷土研究 [1546]

伊澤が講演会の講師を勤めた折りに作成した発表資料、原稿、調査資料、メモの類いにより構成される。

## おわりに

本稿は「伊澤慶治収集資料」の階層構造目録を作成するにあたり、伊澤のライフステージ、大元の出所、資料の性格により階層を設定したことについて述べたが、筆者はこの作業を通じて次の三点の結果を得ることができたと考える。

第一は、コレクション資料の階層化は、収集した人物の生きた足跡と、収集した資料のまとまりと出所が判明する限り、構築可能であるという点である。伊澤の場合、地元の実業家から厳しい訓練を受けて資料を集め、研究を發表し、著作物を刊行するようになるのだが、階層構造目録を作ること、どのような資料を集めて

郷土史家として自らの世界を開花したのかがはっきりと分かったことは大きな意味をもつ。

第二は、収集家の関心がどこにあったかが見えることである。伊澤の場合、商業関係資料が圧倒的に多かった。伊澤の稼業は骨董商で、生粋の商人気質があつたことだと推測できる。その意味で、収集家の人生そのものが見えてくると言つても過言ではない。

そして第三は、利用者にとって検索方法が多岐に及ぶ目録を作成できたことである。公文書館では、閲覧室に、利用者が思い浮かぶ検索ワードを入れることにより結果が表示され、しかも閲覧申請書が印刷される検索システムを置いている。ここにサブ・フォンドからシリーズまでの語が入ったことで、伊澤慶治収集資料の検索の利便性はより一層増したということが言えよう。

以上、本稿では、伊澤慶治収集資料の階層構造目録作成について述べたが、本目録の作成が、今後の公文書館が作成する古文書目録の一つの方向性を示すものであると確信し、ここに擱筆する。

## 註

- (1) 柴田美保「秋田県庁文書群の目録作成についてーデータベース化と目録刊行への取り組みー」(『秋田県公文書館研究紀要』一〇、二〇〇四年)

- (2) 松山龍彦「国際標準記録史料記述 (ISAD(G)) の小規模史料群への適用による編成記述の試み」(『GCRS Report 学習院大学大学院人文

科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』四、二〇一五年)

- (3) 佐川良視『横手郷土史年表』東洋書院、一九七七年

- (4) 伊沢美佐子『郷土の文化と歴史を愛した男の人生記録』彦栄堂、一九九七年

- (5) 伊澤慶治『横手の歴史』東洋書院、一九七九年、『横手ものしり事典』東洋書院、一九八四年、「役者絵の考証」(『浮世絵芸術』六〇、一九七八年)、「佐々木原善の画業と生涯 東北地方に最初に南蘋派を導入した画家」(『古美術』六七、一九八三年)、「勝川春朗の役者絵(未定稿)について」(『浮世絵芸術』七九、一九八四年)他

- (6) 公文書館業務資料「寄贈寄託関係②」伊澤慶治収集資料

- (7) 史料館所蔵史料目録第七十八集『信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書目録』国文学研究資料館史料館、二〇〇四年

- (8) 二〇二一年十月、柴田知彰本人より聞き取り

- (9) 伊沢美佐子前掲書(4)

- (10) 『故伊澤慶治遺稿集・故伊澤慶治氏追悼文集』(東洋書院、一九九八年)

- (11) 伊沢美佐子前掲書(4)

(古文書班 はたなか やすひろ)

\*本稿は令和三年度アーカイブズ・カレッジ(国文学研究資料館主催)短期コースの修了論文を再録したものである。

〈付表〉「伊澤慶治収集資料」の全体像

isf1 継承		
<b>issf01 郷土史:深澤多市関係資料</b>		<b>29</b>
issf06 藩関係		1
ise091 郷帳		1
issf10 国関係		2
ise083 皇居・皇室		2
issf12 生活諸事		1
ise032 火災		1
issf14 趣味・教養・娯楽		23
ise146 出版・刊行物		3
ise171 新聞		1
ise210 調査		19
issf17 宗教・暦		2
ise166 神社		1
ise056 畿内寺社		1
<b>issf02 郷土史:佐川良視関係資料</b>		<b>128</b>
issf01 商業経営		25
ise020 駅通		20
ise064 銀行		1
ise066 金銭勘定		1
ise082 講・無尽		1
ise144 酒造・酒屋		1
ise232 日記		1
issf02 農業経営		4
ise063 記録		1
ise109 材木・資材		1
ise244 農業		2
issf05 武家家政		1
ise232 日記		1
issf06 藩関係		4
ise014 羽州街道		1
ise211 調達		1
ise225 戸村氏		1
ise295 水戸藩		1
issf08 町村政		23
ise017 運輸・運送		1
ise029 街道		1
ise041 合併		1
ise098 戸籍・人口他		4
ise099 戸長		2
ise118 山林		1
ise178 製茶		1
ise192 租税		10
ise237 人足		1
ise273 普請		1
issf11 土地・家屋		5
ise204 地券		1
ise223 土地改良区		1
ise224 土地売買		3
issf12 生活諸事		3
ise002 秋田県人会		1
ise072 慶弔諸事		1
ise155 商売		1
issf14 趣味・教養・娯楽		61
ise078 原稿		11
ise170 人物		1

isf1 継承		
ise174 相撲		1
ise210 調査		38
ise251 俳句		1
ise276 仏像		1
ise280 文化財		1
ise314 横手市郷土研究会		3
ise315 横手郷土史編纂会		2
ise306 由緒・歴史		2
issf16 軍事・戦争		1
ise288 戊辰戦争(武器)		1
issf17 宗教・暦		1
ise166 神社		1
isf2 県内収集資料		
<b>issf03 横手給人:長沼家関係資料</b>		<b>95</b>
issf05 武家家政		89
ise033 家作・普請		2
ise072 慶弔諸事		1
ise085 交際		3
ise116 産物取立		10
ise159 書状・書簡		31
ise242 年貢・諸役徴収		17
ise267 武家金融(貸金)		25
issf06 藩関係		4
ise203 知行		1
ise210 調査		1
ise216 通知		1
ise285 法令		1
issf13 医薬・健康		1
ise068 薬		1
issf17 宗教・暦		1
ise104 暦		1
<b>issf04 横手給人:山崎家関係資料</b>		<b>13</b>
issf05 武家家政		13
ise042 家督		1
ise063 記録		1
ise214 調練		2
ise203 知行		2
ise232 日記		5
ise306 由緒・歴史		1
ise322 履歴		1
<b>issf05 横手:斎藤萬蔵家関係資料</b>		<b>29</b>
issf01 商業経営		28
ise066 金銭勘定		20
ise150 商業金融(貸金)		2
ise151 商業金融(貸米)		2
ise232 日記		2
ise283 米穀勘定		2
issf11 土地・家屋		1
ise224 土地売買		1
<b>issf06 横手:杉田清治家関係資料</b>		<b>179</b>
issf01 商業経営		109
ise017 運輸・運送		3
ise066 金銭勘定		13
ise082 講・無尽		5
ise094 顧客		1
ise102 雇用		2

isf2 県内 収集 資料	ise149 商業金融（一般）	3
	ise150 商業金融（貸金）	24
	ise159 書状・書簡	2
	ise155 商売	10
	ise207 地租受取	16
	ise241 年貢・諸役	15
	ise283 米穀勘定	5
	ise302 木綿	7
	ise308 郵便	3
	isssf08 町村政	4
	ise077 献金	2
	ise099 戸長	1
	ise154 上納	1
	isssf11 土地・家屋	31
	ise031 家屋売買	8
	ise108 裁判	11
	ise131 質入れ	1
	ise153 譲渡	1
	ise204 地券	7
	ise224 土地売買	3
	isssf12 生活諸事	4
	ise030 改名	1
	ise057 寄付	1
	ise238 人別	1
	ise274 婦人会	1
	isssf13 医薬・健康	1
	ise068 薬	1
	isssf14 趣味・教養・娯楽	2
	ise073 芸能	2
	isssf15 教育・学校	1
	ise316 横手中学校	1
	isssf17 宗教・暦	27
	ise003 秋田神社	1
	ise087 郷社	1
	ise106 祭祀・祭礼	13
	ise119 寺院	1
	ise137 社殿建築	11
	isssf07 横手・富岡常吉家関係資料	2
	isssf01 商業経営	1
	ise066 金銭勘定	1
	isssf08 町村政	1
	ise099 戸長	1
	isssf08 横手・和賀三治郎家関係資料	1
	isssf01 商業経営	1
	ise302 木綿	1
isssf09 横手・M・M・スマイザー関係資料	2	
isssf01 商業経営	2	
ise236 二輪車	2	
isssf10 横手町役場・平鹿郡役所公文書	45	
isssf08 町村政	45	
ise061 行幸	1	
ise077 献金	2	
ise098 戸籍・人口他	28	
ise134 事務	5	
ise213 徴兵事務	5	
ise285 法令	3	
ise296 身分	1	

isf2 県内 収集 資料	isssf11 平鹿郡浅舞村・杉山家関係資料	1
	isssf01 商業経営	1
	ise066 金銭勘定	1
	isssf12 平鹿郡筏村関係資料	4
	isssf04 村役人	2
	ise258 犯罪	1
	ise285 法令	1
	isssf11 土地・家屋	2
	ise118 山林	1
	ise224 土地売買	1
	isssf13 平鹿郡板井田村・忠左衛門家関係資料	19
	isssf02 農業経営	6
	ise241 年貢・諸役	3
	ise066 金銭勘定	3
	isssf11 土地・家屋	13
	ise224 土地売買	13
	isssf14 平鹿郡板井田村・渡部家関係資料	3
	isssf02 農業経営	3
	ise066 金銭勘定	3
	isssf15 角間川給人・落合家関係資料	125
	isssf05 武家家政	115
	ise015 売馬	2
	ise072 慶弔諸事	1
	ise157 情報	3
	ise159 書状・書簡	88
	ise242 年貢・諸役徴収	1
	ise248 農事	1
	ise268 武家金融（借米）	3
	ise269 武家金融（借金）	7
	ise270 武家金融（論馬代）	1
	ise306 由緒・歴史	1
	ise309 輸送	7
	isssf06 藩関係	3
	ise216 通知	3
	isssf11 土地・家屋	1
	ise224 土地売買	1
	isssf14 趣味・教養・娯楽	4
	ise052 芸能	1
	ise073 芸能	1
	ise325 和歌	2
	isssf17 宗教・暦	2
	ise044 神札	2
	isssf16 平鹿郡角間川・富田専吉家関係資料	5
	isssf01 商業経営	5
	ise066 金銭勘定	5
isssf17 平鹿郡角間川・奈良家関係資料	27	
isssf02 農業経営	13	
ise128 資産	1	
ise131 質入れ	1	
ise159 書状・書簡	2	
ise168 親族・交際	3	
ise191 訴訟	1	
ise241 年貢・諸役	1	
ise245 農業金融（貸金）	1	
ise273 普請	1	
ise278 物品購入	1	
ise279 物品送付	1	

isf2 県内 収集 資料	isssf06 藩関係	1
	ise159 書状・書簡	1
	isssf11 土地・家屋	1
	ise291 墓地	1
	isssf12 生活諸事	1
	ise098 戸籍・人口他	1
	isssf15 教育・学校	3
	ise040 学校生活	2
	ise293 本荘中学校	1
	isssf16 軍事・戦争	7
	ise124 士官学校	1
	ise233 入営生活	6
	isssf17 宗教・暦	1
	ise119 寺院	1
	isssf18 平鹿郡二本柳村関係資料	9
	isssf02 農業経営	9
	ise136 借金	7
	ise169 新田開発	1
	ise241 年貢・諸役	1
	isssf19 平鹿郡八沢木村:佐藤五右衛門家関係資料	529
	isssf02 農業経営	147
	ise046 借米	2
	ise064 銀行	2
	ise066 金銭勘定	13
	ise072 慶弔諸事	7
	ise082 講・無尽	10
	ise085 交際	66
	ise136 借金	8
ise191 訴訟	2	
ise216 通知	17	
ise232 日記	5	
ise241 年貢・諸役	11	
ise278 物品購入	1	
ise283 米穀勘定	3	
isssf03 大工経営	73	
ise017 運輸・運送	2	
ise105 細工	33	
ise109 材木・資材	7	
ise165 人事	16	
ise177 請求書	3	
ise273 普請	12	
isssf04 村役人	240	
ise025 御境目御用	157	
ise063 記録	7	
ise118 山林	6	
ise159 書状・書簡	36	
ise195 村政	18	
ise241 年貢・諸役	1	
ise260 藩通知・法令	12	
ise281 文書	3	
isssf09 県関係	1	
ise081 県知事選挙	1	
isssf11 土地・家屋	8	
ise202 地価	2	
ise224 土地売買	6	
isssf12 生活諸事	14	
ise010 衣類	3	

isf2 県内 収集 資料	ise100 小遣い	1
	ise158 食品・食事	4
	ise278 物品購入	6
	isssf14 趣味・教養・娯楽	6
	ise027 絵画	2
	ise052 漢詩	1
	ise219 刀剣	1
	ise266 武芸	1
	ise326 和本	1
	isssf16 軍事・戦争	7
	ise071 軍事郵便	5
	ise287 戊辰戦争(戦闘)	1
	ise289 戊辰戦争(補給)	1
	isssf17 宗教・暦	33
	ise044 神札	2
	ise056 畿内寺社	4
	ise104 暦	2
	ise119 寺院	4
	ise163 信仰	2
	ise164 神事	4
	ise253 波宇志別神社	14
	ise317 代々木神宮	1
	isssf20 雄勝郡:三つ又村関係資料	3
	isssf02 農業経営	3
	ise118 山林	1
	ise232 日記	1
	ise241 年貢・諸役	1
	isssf21 湯沢:本庄屋(小川家)関係資料	120
	isssf01 商業経営	70
	ise017 運輸・運送	3
	ise048 為替	1
	ise066 金銭勘定	6
	ise103 御用金・御用米	1
	ise150 商業金融(貸金)	8
	ise155 商売	24
	ise159 書状・書簡	10
	ise187 送金	3
	ise189 相場	1
	ise211 調達	5
	ise241 年貢・諸役	5
	ise283 米穀勘定	2
	ise320 両替	1
isssf10 国関係	32	
ise140 衆議院議員	32	
isssf12 生活諸事	3	
ise054 漢文	1	
ise158 食品・食事	2	
isssf14 趣味・教養・娯楽	14	
ise052 漢詩	4	
ise160 書道	4	
ise219 刀剣	2	
ise325 和歌	4	
isssf17 宗教・暦	1	
ise009 位牌	1	
isssf22 仙北郡内小友村:豊田家関係資料	6	
isssf02 農業経営	3	
ise066 金銭勘定	2	

isf2 県 内 収 集 資 料	ise237 人足	1
	isssf14 趣味・教養・娯楽	1
	ise321 旅行	1
	isssf17 宗教・暦	2
	ise106 祭祀・祭礼	1
	ise166 神社	1
	isssf23 仙北郡金沢中野村:渡部兵右衛門家関係資料	567
	isssf01 商業経営	353
	ise010 衣類	7
	ise017 運輸・運送	16
	ise066 金銭勘定	43
	ise082 講・無尽	3
	ise144 酒造・酒屋	200
	ise150 商業金融(貸金)	68
	ise151 商業金融(貸米)	4
	ise155 商売	7
	ise187 送金	2
	ise237 人足	1
	ise302 木綿	2
	isssf02 農業経営	157
	ise066 金銭勘定	1
	ise097 小作	1
	ise109 材木・資材	9
	ise203 知行	3
	ise241 年貢・諸役	143
	isssf04 村役人	6
	ise066 金銭勘定	1
ise165 人事	1	
ise215 通交	2	
ise312 用水	2	
isssf11 土地・家屋	28	
ise224 土地売買	28	
isssf12 生活諸事	18	
ise010 衣類	1	
ise072 慶弔諸事	1	
ise158 食品・食事	14	
ise218 道具類	2	
isssf14 趣味・教養・娯楽	1	
ise115 茶道	1	
isssf17 宗教・暦	4	
ise119 寺院	2	
ise166 神社	1	
ise277 仏壇・仏具	1	
isssf24 仙北郡金沢西根村:照井駒五郎家関係資料*	13	
isssf02 農業経営	8	
ise066 金銭勘定	2	
ise074 契約	1	
ise082 講・無尽	1	
ise097 小作	2	
ise247 農具・農作業	1	
ise283 米穀勘定	1	
isssf12 生活諸事	1	
ise043 家法	1	
isssf13 医薬・健康	1	
ise145 出産	1	
isssf14 趣味・教養・娯楽	3	
ise160 書道	1	

isf2 県 内 収 集 資 料	ise193 算盤	2
	isssf25 仙北郡金沢西根村:佐藤貞治郎家関係資料	4
	isssf02 農業経営	4
	ise232 日記	4
	isssf26 仙北郡横沢村:倉田家関係資料	14
	isssf02 農業経営	12
	ise066 金銭勘定	1
	ise074 契約	1
	ise157 情報	1
	ise192 租税	1
	ise283 米穀勘定	7
	ise302 木綿	1
	isssf04 村役人	1
	ise260 藩通知・法令	1
	isssf12 生活諸事	1
	ise221 盗難	1
	isssf27 仙北郡雲然村関係資料	4
	isssf08 町村政	4
	ise142 集落	4
	isssf28 大曲:安藤清吉家関係資料	3
	isssf01 商業経営	2
	ise066 金銭勘定	2
	isssf17 宗教・暦	1
	ise106 祭祀・祭礼	1
	isssf29 大曲:斎藤忠四郎家関係資料	5
	isssf01 商業経営	5
	ise102 雇用	4
	ise183 石油	1
	isssf30 大曲:土屋館町内会関係資料	38
	isssf08 町村政	16
	ise209 町会	16
	isssf12 生活諸事	5
	ise281 文書	5
isssf17 宗教・暦	17	
ise106 祭祀・祭礼	16	
ise166 神社	1	
isssf31 大曲:長谷川本店関係資料	2	
isssf01 商業経営	2	
ise066 金銭勘定	2	
isssf32 河辺郡北野田高屋村:善三郎家関係資料	136	
isssf02 農業経営	136	
ise241 年貢・諸役	135	
ise245 農業金融(貸金)	1	
isssf33 久保田給人:森田家関係資料	69	
isssf05 武家家政	52	
ise042 家督	1	
ise066 金銭勘定	2	
ise072 慶弔諸事	7	
ise067 勤役	1	
ise232 日記	6	
ise242 年貢・諸役徴収	26	
ise265 武具	1	
ise267 武家金融(貸金)	8	
isssf06 藩関係	1	
ise216 通知	1	
isssf11 土地・家屋	3	
ise224 土地売買	3	

isf2 県内 収集 資料	isssf12 生活諸事		5
	ise007 移転		1
	ise010 衣類		2
	ise043 家法		1
	ise168 親族・交際		1
	isssf13 医薬・健康		1
	ise068 薬		1
	isssf14 趣味・教養・娯楽		6
	ise160 書道		2
	ise265 武具		3
	ise266 武芸		1
	isssf17 宗教・暦		1
	ise166 神社		1
	isssf34 久保田:河村専右衛門家関係資料		319
	isssf01 商業経営		297
	ise028 廻船		10
	ise037 河川交通		4
	ise048 為替		11
	ise066 金銭勘定		52
	ise082 講・無尽		4
	ise103 御用金・御用米		1
	ise127 伺候		1
	ise150 商業金融(貸金)		142
	ise187 送金		13
	ise215 通交		10
	ise220 銅山		20
	ise232 日記		1
ise241 年貢・諸役		1	
ise278 物品購入		5	
ise283 米穀勘定		22	
isssf11 土地・家屋		5	
ise031 家屋売買		1	
ise135 借地・借家		1	
ise224 土地売買		3	
isssf12 生活諸事		13	
ise010 衣類		1	
ise032 火災		8	
ise172 捨て子		1	
ise184 先祖		3	
isssf13 医薬・健康		1	
ise068 薬		1	
isssf17 宗教・暦		3	
ise119 寺院		3	
isssf35 秋田:茜屋吉左衛門家関係資料		5	
isssf01 商業経営		5	
ise155 商売		5	
isssf36 秋田:岡部家関係資料		8	
isssf01 商業経営		8	
ise144 酒造・酒屋		1	
ise217 電信・電話		2	
ise278 物品購入		5	
isssf37 秋田:広嶋清兵衛家関係資料		3	
isssf17 宗教・暦		3	
ise119 寺院		2	
ise121 寺院(建築・造作)		1	
isssf38 南秋田郡大久保村:智鳳院関係資料		27	
isssf14 趣味・教養・娯楽		1	

isf2 県内 収集 資料	ise089 好事		1
	isssf17 宗教・暦		26
	ise119 寺院		3
	ise186 僧位		23
	isssf39 南秋田郡土崎:石田文五郎家関係資料		54
	isssf01 商業経営		28
	ise028 廻船		1
	ise066 金銭勘定		2
	ise150 商業金融(貸金)		4
	ise215 通交		1
	ise232 日記		2
	ise241 年貢・諸役		17
	ise278 物品購入		1
	isssf06 藩関係		13
	ise021 蝦夷地		1
	ise069 蔵米		1
	ise103 御用金・御用米		1
	ise203 知行		1
	ise285 法令		1
	ise296 身分		8
	isssf11 土地・家屋		2
	ise224 土地売買		2
	isssf13 医薬・健康		2
	ise147 種痘		1
	ise298 民間療法		1
	isssf14 趣味・教養・娯楽		3
	ise027 絵画		1
ise105 細工		1	
ise115 茶道		1	
isssf15 教育・学校		1	
ise086 校舎		1	
isssf16 軍事・戦争		3	
ise070 軍事公債		2	
ise289 戊辰戦争(補給・輸送)		1	
isssf17 宗教・暦		2	
ise104 暦		2	
isssf40 南秋田郡豊川村:川上家関係資料		85	
isssf02 農業経営		17	
ise072 慶弔諸事		2	
ise217 電信・電話		8	
ise215 通交		1	
ise243 農会		1	
ise245 農業金融(貸金)		1	
ise249 納税		1	
ise300 名望家		3	
isssf09 県関係		5	
ise076 県会議員選挙		5	
isssf10 国関係		18	
ise079 憲政会		1	
ise140 衆議院議員		1	
ise318 立憲政友会		2	
ise319 立憲民政党		14	
isssf12 生活諸事		9	
ise010 衣類		3	
ise073 芸能		1	
ise156 消防		1	
ise176 生活用品		2	



isf2 県内 収集 資料	ise181 生命保険	2
	isssf13 医薬・健康	1
	ise261 病院	1
	isssf14 趣味・教養・娯楽	15
	ise084 広告	8
	ise115 茶道	2
	ise146 出版・刊行物	5
	isssf15 教育・学校	17
	ise004 秋田中学校	2
	ise016 運動会	1
	ise167 尋常小学校	1
	ise179 青年訓練所	1
	ise182 聖霊高等女学院	10
	ise250 ノート・テスト類	2
	isssf16 軍事・戦争	2
	ise233 入営生活	2
	isssf17 宗教・暦	1
	ise163 信仰	1
	isssf41 由利郡深沢村:斎藤正雄(出雲頭)家関係資料	24
	isssf06 藩関係	2
	ise110 作事	1
	ise216 通知	1
	isssf12 生活諸事	4
	ise066 金銭勘定	1
	ise239 任命	1
	ise249 納税	1
	ise322 履歴	1
	isssf15 教育・学校	3
	ise011 慰労金	1
	ise141 修身	1
	ise239 任命	1
	isssf17 宗教・暦	15
	ise053 神主	4
	ise092 皇典講究所	3
	ise106 祭祀・祭礼	5
	ise166 神社	1
	ise215 通交	2
isssf42 由利郡鳥海町:梶原家関係資料	2	
isssf06 藩関係	2	
ise191 訴訟	2	
isssf43 秋田県内:諸家収集資料	152	
isssf01 商業経営	37	
ise017 運輸・運送	5	
ise066 金銭勘定	27	
ise144 酒造・酒屋	1	
ise256 旅籠・旅館	1	
ise281 文書	1	
ise302 木綿	1	
ise308 郵便	1	
isssf02 農業経営	16	
ise066 金銭勘定	1	
ise097 小作	1	
ise111 作物試験	1	
ise144 酒造・酒屋	1	
ise237 人足	1	
ise241 年貢・諸役	3	
ise257 葉煙草	1	

isf2 県内 収集 資料	ise281 文書	1
	ise283 米穀勘定	6
	isssf03 大工経営	8
	ise173 函面	3
	ise273 普請	5
	isssf06 藩関係	25
	ise021 蝦夷地	2
	ise039 学館	1
	ise042 家督	1
	ise058 救恤	1
	ise062 教諭	1
	ise067 勤役	1
	ise072 慶弔諸事	3
	ise080 検地	1
	ise157 情報	1
	ise196 鷹狩	1
	ise203 知行	1
	ise241 年貢・諸役	5
	ise285 法令	1
	ise281 文書	2
	ise306 由緒・歴史	3
	isssf09 県関係	9
	ise125 式典	2
	ise200 治安	1
	ise216 通知	2
	ise222 東北巡幸	1
	ise272 布告・布達	2
	ise285 法令	1
	isssf10 国関係	1
	ise023 大蔵省	1
	isssf11 土地・家屋	5
	ise090 耕地整理	1
	ise162 所有地	1
	ise204 地券	1
	ise224 土地売買	2
	isssf12 生活諸事	36
	ise010 衣類	1
ise072 慶弔諸事	4	
ise130 下張文書	1	
ise158 食品・食事	3	
ise176 生活用品	2	
ise199 断簡	2	
ise215 通交	16	
ise217 電信・電話	1	
ise232 日記	4	
ise278 物品購入	2	
isssf13 医薬・健康	2	
ise026 温泉	2	
isssf14 趣味・教養・娯楽	6	
ise027 絵画	1	
ise115 茶道	1	
ise171 新聞	3	
ise292 盆栽	1	
isssf15 教育・学校	2	
ise141 修身	1	
ise180 青年団	1	
isssf17 宗教・暦	5	



isf2 県内 収集 資料	ise057 寄付	1
	ise106 祭祀・祭礼	2
	ise166 神社	1
	ise275 布施	1
isf3 県外収集資料		
issf44 函館市:小林ウメ家関係資料 11		
issf01 商業経営 7		
ise256 旅籠・旅館 7		
issf12 生活諸事 3		
ise217 電信・電話 3		
issf15 教育・学校 1		
ise234 入学 1		
issf45 八戸町:稲垣家関係資料 4		
issf03 大工経営 1		
ise263 葺替 1		
issf11 土地・家屋 1		
ise224 土地売買 1		
issf12 生活諸事 1		
ise072 慶弔諸事 1		
issf13 医薬・健康 1		
ise297 見舞 1		
issf46 胆沢郡都鳥村:作屋敷(福田)家関係資料 14		
issf02 農業経営 2		
ise066 金銭勘定 1		
ise263 葺替 1		
issf12 生活諸事 11		
ise072 慶弔諸事 9		
ise215 通交 2		
issf17 宗教・暦 1		
ise119 寺院 1		
issf47 宮城県栗原郡金田村関係資料 35		
issf02 農業経営 27		
ise015 売馬 4		
ise036 貸枅 1		
ise047 借枅 1		
ise045 借馬 7		
ise066 金銭勘定 4		
ise097 小作 1		
ise165 人事 1		
ise245 農業金融(貸金) 1		
ise246 農業金融(借金) 5		
ise247 農具・農作業 1		
ise255 馬籍 1		
issf12 生活諸事 4		
ise072 慶弔諸事 2		
ise158 食品・食事 1		
ise199 断簡 1		
issf14 趣味・教養・娯楽 1		
ise117 散文 1		
issf17 宗教・暦 3		
ise119 寺院 1		
ise122 寺院(人事・組織) 1		
ise166 神社 1		
issf48 仙台市:仙台座関係資料 4		
issf01 商業経営 2		
ise066 金銭勘定 1		
ise128 資産 1		

isf3 県外 収集 資料	issf12 生活諸事 2	
	ise100 小遣い	2
	issf49 山形県西田川郡温海村:粕谷家関係資料 186	
	issf01 商業経営 176	
ise008 糸		2
ise028 廻船		2
ise066 金銭勘定		125
ise082 講・無尽		5
ise144 酒造・酒屋		1
ise150 商業金融(貸金)		3
ise157 情報		3
ise189 相場		16
ise278 物品購入		8
ise281 文書		9
ise283 米穀勘定		1
ise302 木綿		1
issf11 土地・家屋 2		
ise224 土地売買		2
issf12 生活諸事 4		
ise158 食品・食事		1
ise176 生活用品		1
ise199 断簡		1
ise215 通交		1
issf13 医薬・健康 1		
ise262 病気		1
issf14 趣味・教養・娯楽 1		
ise251 俳句		1
issf17 宗教・暦 2		
ise057 寄付		1
ise277 仏壇・仏具		1
issf50 山形県北村山郡東根町:松浦家関係資料 17		
issf01 商業経営 14		
ise017 運輸・運送		1
ise066 金銭勘定		3
ise102 雇用		3
ise152 商業金融(借金)		2
ise232 日記		1
ise254 履き物		2
ise278 物品購入		2
issf14 趣味・教養・娯楽 3		
ise146 出版・刊行物		3
issf51 山形県西村山郡三泉村:渡辺家関係資料 141		
issf02 農業経営 11		
ise102 雇用		2
ise109 材木・資材		3
ise245 農業金融(貸金)		1
ise310 養蚕		5
issf12 生活諸事 44		
ise038 家族内通信		14
ise098 戸籍・人口他		1
ise123 仕送り		7
ise161 諸願い		5
ise215 通交		6
ise254 履き物		6
ise311 養子		5
issf13 医薬・健康 7		
ise075 結核		3

isf3 県 外 収 集 資 料	ise145 出産	1
	ise261 病院	2
	ise297 見舞	1
	issf14 趣味・教養・娯楽	2
	ise027 絵画	2
	issf15 教育・学校	23
	ise096 国民英学会	4
	ise113 札幌農学校	9
	ise167 尋常小学校	3
	ise208 中学校生活	6
	ise304 文部省検定試験	1
	issf16 軍事・戦争	50
	ise190 装備	2
	ise226 日露戦争(出征)	1
	ise227 日露戦争(招集)	2
	ise228 日露戦争(戦死)	21
	ise230 日露戦争(部隊)	2
	ise231 日露戦争(郵便)	2
	ise233 入営生活	3
	ise282 兵営生活	17
	issf17 宗教・暦	4
	ise235 入信	3
	ise264 布教	1
	issf52 山形市:高坂家関係資料	5
	issf01 商業経営	4
	ise066 金銭勘定	3
	ise157 情報	1
	issf14 趣味・教養・娯楽	1
	ise160 書道	1
	issf53 山形県:印鑑証明関係資料	9
	issf08 町村政	9
	ise013 印鑑証明	9
	issf54 下野国都賀郡山田村関係資料	6
	issf02 農業経営	6
	ise036 貸粃	4
	ise097 小作	2
	issf55 栃木県葛生町:升屋(片柳家)関係資料	23
	issf01 商業経営	1
	ise278 物品購入	1
	issf12 生活諸事	17
	ise072 慶弔諸事	15
	ise100 小遣い	2
	issf14 趣味・教養・娯楽	2
	ise160 書道	2
	issf15 教育・学校	1
	ise093 高等小学校	1
issf17 宗教・暦	2	
ise057 寄付	1	
ise166 神社	1	
issf56 埼玉県北埼玉郡川俣村:矢辺家関係資料	23	
issf02 農業経営	21	
ise066 金銭勘定	2	
ise138 収穫	1	
ise244 農業	17	
ise232 日記	1	
issf12 生活諸事	1	
ise072 慶弔諸事	1	

isf3 県 外 収 集 資 料	issf15 教育・学校	1
	ise313 用品	1
	issf57 新潟県小千谷市:長谷川家関係資料	20
	issf02 農業経営	20
	ise066 金銭勘定	5
	ise215 通交	13
	ise244 農業	2
	issf58 京都市:正定院関係資料	114
	issf07 幕府関係	1
	ise285 法令	1
	issf11 土地・家屋	8
	ise035 貸地	7
	ise224 土地売買	1
	issf17 宗教・暦	105
	ise106 祭祀・祭礼	2
	ise119 寺院	1
	ise120 寺院(金融)	1
	ise122 寺院(人事・組織)	1
	ise143 修行	5
	ise154 上納	11
	ise188 造作	17
	ise212 調停	1
	ise241 年貢・諸役	61
	ise252 拝領	4
	ise301 目録	1
	issf59 京都市:三郎左衛門家関係資料	4
	issf01 商業経営	4
	ise066 金銭勘定	4
	issf60 兵庫県美囊郡金会村関係資料	6
	issf02 農業経営	5
	ise066 金銭勘定	2
	ise082 講・無尽	2
	ise237 人足	1
	issf14 趣味・教養・娯楽	1
	ise321 旅行	1
	issf61 秋田県外:諸家収集資料	43
	issf01 商業経営	15
	ise010 衣類	2
	ise017 運輸・運送	2
	ise066 金銭勘定	3
	ise144 酒造・酒屋	2
	ise187 送金	1
	ise220 銅山	3
	ise232 日記	1
	ise281 文書	1
	issf02 農業経営	4
	ise066 金銭勘定	2
	ise237 人足	1
	ise283 米穀勘定	1
	issf06 藩関係	7
	ise001 会津藩	1
	ise114 薩摩藩	1
	ise132 新発田藩	2
	ise185 仙台藩	1
	ise303 盛岡藩	2
	issf08 町村政	1
ise194 村会	1	

isf3 県外 収集 資料	ise194 村会	1	
	issf09 県関係	1	
	ise012 岩手県	1	
	issf10 国関係	3	
	ise083 皇居・皇室	3	
	issf11 土地・家屋	2	
	ise224 土地売買	2	
	issf12 生活諸事	6	
	ise066 金銭勘定	1	
	ise084 広告	1	
	ise130 下張文書	1	
	ise175 生活費	1	
	ise215 通交	1	
	ise240 年金	1	
	issf13 医薬・健康	1	
	ise261 病院	1	
	issf14 趣味・教養・娯楽	2	
	ise107 催事	1	
	ise321 旅行	1	
	issf15 教育・学校	1	
	ise133 師範学校(制服)	1	
	isf4 その他収集資料		
	issf62 県内外不明:諸家収集資料		18
	issf01 商業経営		3
	ise049 勸業債券	1	
	ise066 金銭勘定	2	
	issf02 農業経営		1
	ise066 金銭勘定	1	
	issf06 藩関係		3
	ise034 下賜	2	
	ise281 文書	1	
	issf10 国関係		1
	ise140 衆議院議員	1	
	issf11 土地・家屋		1
	ise135 借地・借家	1	
	issf12 生活諸事		7
	ise158 食品・食事	1	
	ise199 断簡	4	
ise249 納税	1		
ise281 文書	1		
issf15 教育・学校		2	
ise307 郵政大学校	2		
isf5 趣味・蒐集			
issf63 伊澤:同時代記録資料		9	
issf14 趣味・教養・娯楽		9	
ise050 玩具	2		
ise107 催事	5		
ise324 ロータークラブ	2		
issf64 伊澤:教育関係資料		46	
issf15 教育・学校		46	
ise065 近世教育関係資料	19		
ise148 小学校教科書	15		
ise201 地域教育	2		
ise250 ノート・テスト類	1		
ise316 横手中学校	9		
issf65 伊澤:薬・衛生関係資料		17	
issf13 医薬・健康		17	

isf5 趣味 ・ 蒐集	ise018 衛生	1	
	ise068 薬	16	
	issf66 伊澤:歴史・芸能・絵画関係資料		57
	issf14 趣味・教養・娯楽		55
	ise027 絵画	27	
	ise055 揮毫	2	
	ise073 芸能	3	
	ise112 雑誌	5	
	ise139 什器	1	
	ise160 書道	1	
	ise171 新聞	2	
	ise306 由緒・歴史	14	
	issf17 宗教・暦		2
	ise305 靖国神社	2	
	issf67 伊澤:国文学・謡曲関係資料		22
	issf14 趣味・教養・娯楽		22
	ise095 国文学・謡曲	22	
	issf68 伊澤:短歌・連歌・俳句・漢詩関係資料		28
	issf14 趣味・教養・娯楽		28
	ise052 漢詩	6	
	ise117 散文	1	
	ise198 短歌	6	
	ise251 俳句	14	
	ise323 連歌	1	
	issf69 伊澤:暦・宗教関係資料		94
	issf17 宗教・暦		94
	ise019 易学	1	
	ise044 神札	7	
	ise059 教化	1	
	ise060 教義	17	
	ise104 暦	41	
	ise106 祭祀・祭礼	1	
	ise119 寺院	6	
	ise122 寺院(建築・造作)	1	
	ise122 寺院(人事・組織)	1	
	ise129 思想	1	
	ise143 修行	1	
	ise155 商売	1	
	ise163 信仰	7	
	ise166 神社	2	
	ise241 年貢・諸役	1	
ise276 仏像	4		
ise294 曼荼羅	1		
issf70 伊澤:地図・地籍図・観光関係資料		76	
issf14 趣味・教養・娯楽		74	
ise051 観光	12		
ise090 耕地整理	5		
ise118 山林	3		
ise197 建物絵図	5		
ise205 地図	8		
ise206 地籍図	39		
ise284 方位図	1		
ise321 旅行	1		
issf16 軍事・戦争		2	
ise229 日露戦争(地図)	2		
issf71 伊澤優品・美品		44	
issf06 藩関係		27	

isf5 趣 味 ・ 蒐 集	ise006 一門	2	
	ise067 勤役	2	
	ise080 検地	2	
	ise088 侯爵	1	
	ise161 諸願い	1	
	ise185 仙台藩	1	
	ise216 通知	1	
	ise232 日記	2	
	ise259 藩主	8	
	ise271 分限帳	1	
	ise273 普請	1	
	ise285 法令	5	
	isssf07 幕府関係		2
	ise024 大目付	1	
	ise159 書状・書簡	1	
	isssf10 国関係		1
	ise083 皇居・皇室	1	
	isssf14 趣味・教養・娯楽		13
	ise027 絵画	1	
	ise115 茶道	1	
	ise198 短歌	8	
	ise306 由緒・歴史	3	
isssf16 軍事・戦争		1	
ise022 絵葉書	1		

ise106 祭祀・祭礼	1
--------------	---

isf6 郷土研究	isssf72 伊澤:郷土史研究資料		74
	isssf05 武家家政		8
	ise210 調査	1	
	ise232 日記	7	
	isssf06 藩関係		20
	ise005 生駒氏	3	
	ise006 一門	1	
	ise126 事件	1	
	ise185 仙台藩	1	
	ise225 戸村氏	1	
	ise259 藩主	9	
	ise299 向氏	3	
	ise312 用水	1	
	isssf07 幕府関係		1
	ise285 法令	1	
	isssf09 県関係		2
	ise098 戸籍・人口他	1	
	ise272 布告	1	
	isssf12 生活諸事		2
	ise038 家族内通信	1	
	ise232 日記	1	
	isssf14 趣味・教養・娯楽		36
	ise078 原稿	8	
	ise101 古文書解読勉強会	3	
	ise210 調査	21	
	ise215 通交	2	
	ise219 刀剣	1	
	ise314 横手郷土史研究会	1	
	isssf16 軍事・戦争		4
	ise286 戊辰戦争(庄内藩)	3	
	ise290 戊辰戦争(横手籠城戦)	1	
	isssf17 宗教・暦		1

## 秋田県の鉱業行政にみる秋田藩からの連続性と非連続性

—ISAD(G)を応用した文書群の構造分析より—

柴田 知 彰

### はじめに

本稿は太政官制下の秋田県の鉱業行政について、秋田藩政からの連続性と非連続性を文書の構造分析(1)により検討するものである。ここで明治十八年(一八八五)十二月までの太政官制下としたのは、幕藩体制の次代に位置し、連続性と非連続性の分析に適当な時期と考えたためである。

構造分析には、国際標準記録史料記述・一般原則：ISAD(G)の階層構造レベルを使用する(2)。ISAD(G)は、一九九四年に国際公文書館会議(International Council on Archives, ICA)により一九九四年に公表されたものである。これは一九九一年にICAの記述標準特別委員会が作成した『記録史料記述に関する原則についての声明』(マドリッド原則)が土台になっており、文書の出所原則に基づき、

記録史料管理の基本的単位をフォンド(Fonds)とし、全体から個別へ、集合体から一点ごとへ記述を進めるべきとしている。

ISAD(G)は右の原則を元に作成されており、文書群の出所の組織構造を反映させるため、フォンド(Fonds)―サブ・フォンド(Sub-fonds)―サブ・サブ・フォンド(Sub-sub-fonds)―シリーズ(Series)―ファイル(File)―アイテム(Item)の階層構造の各レベルに各文書を位置付けて配列し記述を行う方法である。秋田県庁文書群を例にとると、秋田県庁がフォンド、課がサブ・フォンド、掛(係)がサブ・サブ・フォンド、掛の事業や活動がシリーズ、事業や活動の結果作成された簿冊がファイル、簿冊に綴じられた一件ずつの起案文書がアイテムに該当する。

ISAD(G)において、史料単体の検索のみを目的とすれば、シリーズによる文書の連続性だけ重視すれば良いだろう。しかし、サブ・フォンドやサブ・サブ・フォンドといった階層の視野を持つことで、

文書群の全体像を浮き彫りにすることが可能になる。

かつて筆者は「記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察」で課掛の変遷に対処するため文書群を機構改正期ごとに区分して分析する方法を理論化し「明治前期秋田県庁文書群の内的秩序の復元」で明治十九年（一八八六）九月の機構改正期までを対象に実践結果を呈示した（3）。右の成果を元に昭和二十二年「地方自治法」制定以前を対象に『秋田県庁文書群目録』全八集を刊行した（4）。この後「秋田県庁旧蔵古文書」における廃藩置県以後資料-ISAD(G)を応用した構造分析<sup>1</sup>で秋田藩からの引継文書群に混在していた県庁文書の分析を行った（5）。

本稿では、第一章において、右の成果を元に秋田県の鉱業行政で作成された文書群を抽出して改めて構造分析を行い、この時期に作成されたシリーズの特徴を検討する。続く第二章では、秋田藩の鉱山役人を務めた小貴家の文書群を構造分析し、同じくシリーズの特徴を検討する。そして、第三章で秋田県の鉱業行政について、秋田藩からの連続性と非連続性の要因について考察してみたい。

## 一 秋田県の鉱業行政文書の構造分析

本章では、秋田県庁文書群から明治十八年（一八八五）までの鉱業行政文書を抽出し、ISAD(G)による構造分析を試みる。分析の前に、明治期の秋田藩から明治十年代の秋田県まで、鉱業の変遷を整

理しておく。府藩県三治制下、新政府は鉱業部門の構造的改革を徐々に進めた。津田真澄は、明治五年（一八七二）三月の「鉱山心得」公布を画期とし、新政府の鉱業政策を二期に区分している。府藩県三治制下は第一期に入り、①民鉱開採の許可と政府の介入、②私的売買の規制、③鉱産額の把握を特徴とした（6）。

この時期の秋田藩の鉱業政策を見ると、明治二年（一八六九）の第一次藩政改革で会計局物産司鉱山科、同年の第二次改革で司計局鉱山方、翌三年の第三次改革で会計係鉱山方役所が鉱業行政を分掌している（7）。また、四年十月に秋田県が作成した「藩政之節官員調」では、院内銀山と阿仁銅山に鉱山方役所、加護山に鉱山方吹上所の設置を確認できる（8）。このように鉱業に関わった機構は解明できるのだが、そこで作成・收受された文書の残存数が極めて少ない。そのため、文書群の構造分析から、明治期の秋田藩が新政府の鉱業政策にどのように対応したのかが解明できない。佐竹文庫に残る「鉱山方損益取調書」には、三年に阿仁銅山、太良・矢櫃鉛山、加護山吹処、院内銀山、大葛金山の損益が記録されている（9）。これは、幕藩体制下以来の直山経営が続いていたことを示す。

明治四年（一八七一）七月の廃藩置県で旧秋田藩域に秋田県が置かれ、十一月の府県統合で現在の秋田県が成立する。本稿では統合以前の四か月間を「旧秋田県」、統合以後を「秋田県」と呼ぶ。さて、旧秋田県の鉱業は、新政府の鉱業政策の第一期に入る半面、明治期の秋田藩から連続していた。廃藩置県の翌日七月十五日、秋田藩東



京邸庁の信太意舒権参事が名代として太政官に出頭し、当面の県政運営について「追而御沙汰候マテ大参事以下是マテノ通事務被扱可致候事」との指示を受けた<sup>(10)</sup>。旧秋田県は太政官人事の遅れで県令や権令が任命されず、須田盛貞大参事を暫定的なトップとして旧藩官吏の手で運営されることになった。「久保田藩庁記録」を見ると、廃藩置県後に山林係や開墾係が廃止されているが、鉾山方役所は存続している。明治四年四月に太政官布告で鉾山開坑・採掘の県委任が廃止された。官坑は工部省鉾山寮の直営となった。十一年九月、内務省地理局出張所が秋田県に対し、旧秋田県から工部省鉾山寮分局に移管された「阿仁銅山掛山絵図面及ヒ書類等」について照会した。これに対し、秋田県は「旧藩引送之際モ新県江引送等不致、鉾山引継之際在来ノマ、鉾山分局江引渡候迄ニ而」と回答している<sup>(11)</sup>。旧秋田県は、阿仁銅山経営に関わる文書を新県移行まで所持していたことになる。

明治五年（一八七二）三月十三日、秋田県が開庁した。明治期秋田藩から旧秋田県を経て移管された城付文書の中には、「銅山方以来覚目録」など銅山方の文書も含まれていた。一方、前述した十一年九月の内務省地理局出張所の照会を見ると、秋田藩の直山経営に関する文書は、工部省鉾山寮分局に移管されていた。「公文録」の記録より、鉾山寮分局が院内と阿仁に置かれたことを確認できる<sup>(12)</sup>。旧藩の文書が県のみでなく工部省の出先機関にも移管されている点に留意したい。

そして、明治五年三月二十七日、「鉾山心得」<sup>(13)</sup>の公布で新政府の鉾山政策は第二期に入った<sup>(14)</sup>。幕藩体制下と異なり、全国の鉾山産資源は実質的にも政府専有物となった。秋田県の鉾山政策は、この第二期から始まる。民間人は、政府で専有する採掘権の請負株を取得して鉾山経営を許された。許可する主体が藩から国に変わったが、請負による鉾山経営は連続し存在したことになる<sup>(15)</sup>。また「鉾山心得」では、同年六月末まで各府県管内の鉾山調査報告書を提出することも規定していた。様式は、所在地・稼業者・開山年・鉾山物及び成分・売高・入費など各鉾山の詳細なデータを記入するものだった<sup>(16)</sup>。そして、五年六月十二日の工部省達で、民間人の鉾山出願に府県の添書を要することになった。

明治六年（一八七三）七月二十日、「日本坑法」が法的集大成として公布された<sup>(17)</sup>。鉾山王有制を原則とし、試掘・借区を政府が許可する制度である。試掘期間一年、借区期間十五年一期、鉾区五百坪ごと鉾区税一円・鉾物税二円である。試掘願・借区願・開坑願・鉾物発見届ほか、府県を経由し工部省鉾山寮へ上申される文書の種類が多かった。府県では、上申書の内容を確認し添書きして鉾山寮へ送り、また認可後は借区券等を出願者に伝達した<sup>(18)</sup>。

さて、秋田県内では明治五年三月以後のどこかの時点で、京都の政商小野組が旧藩以来の主要鉾山を借区している。院内銀山、阿仁銅山、加護山吹処、八森銀山、太良・矢櫃鉛山、川口銅山、荒川銅山の七か所を請負経営した<sup>(19)</sup>。小野組は秋田県為替方も務め、秋

田 大町三丁目に支店を置いていた。しかし、七年十一月に小野組本店が経営破綻し閉店した。秋田県は、同年十二月一日をもって小野組元借区の諸鉱山を県営とした。工部省鉱山寮の直営ではないが、内務省の出先機関たる秋田県の直営に移った。大隈大蔵卿は、労働者一万余人の生活と採鉱機械を維持する暫定処置として許可している<sup>(20)</sup>。秋田県は元小野組支店を官坑事務所とし、翌八年五月に出納課官坑事務掛を新設した<sup>(21)</sup>。県営鉱山だった期間は十一月である。明治八年十一月一日をもって、県営鉱山は工部省直営に移管された<sup>(22)</sup>。移管前に伊藤工部卿が三条太政大臣に出した伺書を見ると「従来体裁相立居候支庁ト同轍ニ無之候間」として院内と阿仁に鉱山寮支庁を置き、各鉱山を支局と見なすと記してある<sup>(23)</sup>。官営鉱山となった後、県北（阿仁銅山、加護山製鉱所、太良・矢櫃鉛山、八森銀山、細地銅山、向金銀山）は阿仁支庁、県南（院内銀山、荒川銅山、川口銅山、玉川砂鉄場、明取沢銀山）は院内支庁の所管に入った。

つまり、幕藩体制下における秋田藩の直山経営は旧秋田県まで連続し、途中政商の請負期間をはさみ、暫定的な県営期間を経て工部省直営に引き継がれたと言えよう。鉱山寮分局は「体裁相立居候支庁」だったが、五年三月に院内銀山や阿仁銅山など直山経営に関する文書を移管された。その後、明治十年代後半、全国的に官営鉱山が民間払い下げとなった。秋田県内でも、十七年に小坂銀山と和田銀山が政商の藤田伝三郎へ、十八年に院内銀山と阿仁銅山が古川

市兵衛へ払い下げられた。

以上の歴史的経緯を踏まえて（表1）で秋田県の鉱業行政文書の構造分析を試みる。構造分析方法は秋田県公文書館で編集した『秋田県庁文書群目録』をベースとするが<sup>(24)</sup>、「書籍目録」各課定備に記載のある秋田藩作成の文書や絵図も、県で参照用の記録として使ったと考え、追加した。これにより、機構が明確に判明し、部課掛名でサブ・フォンドとサブ・サブ・フォンドの設定が可能になる。また分析では『秋田県庁文書群目録』編成における機構改編ごとの時期区分も適用した。ここで時期を明治九年以後としたのは、類別部目制が八年から導入され、最古の基準が九年の機構に準拠するためである<sup>(25)</sup>。さらに、九年機構改正期には、租税行政を分掌した第三課の文書も加えてみた。ここには秋田藩作成の鉱業行政文書や、鉱山周辺の地租改正に関する文書も含まれている。

そこで明治九年六月機構改正期の文書群を構造分析する。

第二課勸工掛のシリーズである「管内鉱山景況絵図」「管内坑道測量図」「尾去沢鉱山旧記抜萃書」は管内の鉱山を勸工掛で情報管理したことを物語る。このうち「管内鉱山景況絵図」は鉱山寮の官営鉱山や旧南部藩領鹿角郡の鉱山も含んでいる。また「尾去沢鉱山旧記抜萃書」は旧南部藩領の文書から抜き書きしたものである。さらに「管内坑道測量図」は阿仁銅山と八森銀山についてのものである。

明治六年七月の府県事務受渡規則は、府県分合や存置、府知事・県令転免時の事務引継を定めている<sup>(26)</sup>。この規則で「目録ヲ添へ

〈表1〉秋田県庁文書群（鉱業部門）の構造分析

ファンド	機構改正期	サブ・ファンド	サブ・サブ・ファンド	シリーズ	ファイルの資料番号 (秋田県公文書館)
秋田県	明治9年 6月1日	第二課	勸工掛	管内鉱山景況絵図	県C-240-01~16,703~704,707
				管内鉱山坑道測量図	県C-240-17~23
				尾去沢銅山開坑旧記抜萃書	930103-11137
				試掘之部	930103-07869,7872~07874
				借区之部	930103-07870~07871,07878
				仙北郡荒川銅山検査図	県C-101-01~14
		仙北郡川口銅山検査図	県C-074-1~4		
		鉱山主任	鉱山之部	930103-08682~08684	
		第三課	地理掛	秋田郡阿仁鉱山鉱脈分布絵図 (秋田藩作成)	県C-241-1~6
				山本郡太良鉱山関係図	県C-127-1~5
	院内鉱山坑夫居住地地租改正参考 調書			県C-007	
	地租改正掛		工部省鉱山寮阿仁支庁所管鉱山地 価調書	県C-311~313-2	
			壬申地券(郡村地券)発行調査関係 絵図	県C-314-16,317-13	
	明治11年 12月6日	勸業課	諸務掛	銅山方以来覚目録(秋田藩作成)	県A-218-01~03
山本郡鉱山採掘場絵図 (秋田藩作成)				県C-136	
鉱山之部				930103-08065~08070	
借区坑業明細表				930103-13483	
明治14年 9月2日	勸業課	工商掛	鉱山之部	930103-08071~08072	
明治16年 6月12日	勸業課	工商掛	鉱山之部	930103-08073~08080	
			全国鉱山借区図	930103-13487	

受ケ渡スヘキ必用ノ書目」に「鉱山箇所付調」を含めたほか、演説書（引継書）に記載すべき内容にも「鉱山ノ景況」が見られる。ここから、管内鉱山を全体的に管理する機能は、秋田藩から旧秋田県を経て秋田県に連続したものと考えられる。

シリーズ「試掘之部」「借区之部」は、「日本坑法」に則った民間人による採掘請負の出願申請の關係の文書である。

明治十一年（一八七八）五月改正の文書類別基準では、「試掘之部」に「上申指令及ヒ総テ試掘ニ付諸省府県等へ往復スルモノ」を綴じよう定めている（27）。「借区之部」も同様である。ここから、県は中央集権的な鉱業政策における出願申請の中継を担っていたことが窺える。戸長は出願書に、県令は上申書に添え書きし、工部省鉱山寮へ送った。試掘や借区を出願する場合、通常は戸長役場から秋田県庁へ、そして工部省へという段階を踏む。しかし、トラブルが発生し、調整が複数の戸長役場にわたる場合、戸長役場と県庁の間に郡役所が入り調整することもあった。

ここで「借区之部」に焦点を絞り「借区之部」の簿冊に綴じられた件名を（表2）に示す。ISAD(G)では、簿冊単位がファイル、件名単位がアイテム・レベルに該当する。全体的な傾向として、県内町村の民間人からの出願が多いが、東京府の小野組や静岡県の石坂石油会社など県外資本の出願も散見される。また採掘対象の鉱産資源は金銀銅ほか多種多様で、鉱業自由化と石炭・石油需要などの影響が考えられる。

〈表2〉「借区之部」簿冊のアイテム・レベル  
 (明治7年1~10月「第二課勸工掛事務簿」借区ノ部:930103-07870)

件番号	アイテム(簿冊件名)
1	東京府下小野善助代理瀬川安五郎ヨリ金銀銅砂鉄石油借区開坑願
2	小野善助ヨリ石油借区開坑願
3	由利郡本荘高山美重外一名ヨリ石炭開坑願
4	鉾山借区申立方御猶予願ニ付工部省へ伺
5	秋田郡銀山町松橋磯司ヨリ砥石開坑願
6	静岡県石坂周造代理柿岡源十郎ヨリ石油開坑願
7	秋田郡大町黒沢利八ヨリ油煙開坑願
8	静岡県石坂周造代理柿岡源十郎ヨリ石油開坑願
9	借区開坑々業明細書式ノ儀ニ付工部省へ伺
10	鉾業ノタメ取設候建物敷地処分儀ニ付内務省へ伺
11	雄勝郡湯沢町富谷松之助ヨリ硫黄開坑願
12	東京府下小野善助代理古河市兵衛外一名鉾物開坑願
13	仙北郡山谷川崎村熊谷隼之助ヨリ銅鉛開坑願
14	東京府下小野善助代理古河市兵衛外一名ヨリ鉾物開坑願 仙北郡山谷川崎村熊谷隼之助外二名銀銅試掘願并ニ銅鉛借区開坑願一件 此一件書類試掘ノ部ニ収ム

〈表1〉に戻ると、小野組元借区の鉾山を明治七年から八年にかけて県営にした関係のシリーズも見られる。「仙北郡荒川銅山検査図」

「仙北郡川口銅山検査図」は、鉾山県営の検査過程で作成されたものである。県から鉾山寮への移行期を反映したシリーズと言えよう。このほか、第三課地理掛のシリーズ「秋田郡阿仁鉾山鉾脈分布絵図」の存在に留意したい<sup>(28)</sup>。同掛の分掌は、山林原野等の分界や官民有地等の区分である。右絵図は、かつて秋田藩が銅山経営の管理において、鉾脈の分布状態を把握する目的で作成したものだ。収納した紙袋には「第三課地理掛」と大書され、阿仁銅山周辺の地租改正に関わる官民有地の区分等に使われたと推定される。旧藩の絵図が、県で必要性の目的を変えて使用された事例だろう。

続いて〈表1〉明治十一年十二月機構改正期の文書群に着目する。シリーズ「銅山方以来覚目録」「山本郡鉾山採掘場絵図」は、秋田藩で作成・収受し、秋田県勸業課で定備していたものである。これは「秋田県勸業課」の蔵書印や「書籍目録」各課定備の記載などから推定できる。また、「銅山方以来覚目録」には鉾害対策の記録等も見られる。鉾害問題は、藩政時代において既に発生していた<sup>(29)</sup>。しかし、関係文書が独立した一ファイルを形成するほどの分量には至っていない。

シリーズ「鉾山之部」は、従前の「試掘之部」と「借区之部」を統合したものである。既に明治十一年一月の機構部分改正で鉾山主任が置かれた際に統合されていた。また、シリーズ「借区坑業明細表」は、借区請負の事務で作成されたものである。

明治十四年以後の機構改正期を見ると、新たに作成されたシリー

ズは、ほぼ「鉾山之部」のみになる。明治十六年（一八八三）九月機構改正期には「全国鉾山借区図」が見られるが、これも借区請負の参考資料である。官営鉾山は既に工部省鉾山寮支庁に移管され、秋田県の鉾山行政は日本坑法に基づく借区請負の申請手続きを主としていたと言える。ただし、前述のとおり、県令には管内鉾山の景況を把握し転任時に引き継ぐ義務があつた。「銅山方以来覚目録」ほかの城付文書や「管内鉾山景況絵図」ほか県で作成した資料は、管内鉾山の全体的管理のために参照されていたと考えられる。

以上、本章では明治十八年（明治十六年六月機構改正期）まで秋田県庁の鉾山行政文書を分析したが、各シリーズは①秋田県管内鉾山の景況把握、②工部省鉾山寮への試掘・借区申請、③小野組元借区鉾山の県営に大別することができた。①には、「管内鉾山景況絵図」「管内坑道測量図」「尾去沢鉾山旧記抜萃書」「秋田郡阿仁鉾山鉾脈分布絵図」「銅山方以来覚目録」「山本郡鉾山採掘場絵図」のシリーズが該当する。勸業課では、秋田藩の文書や絵図も参考資料として定備していた。そして②には「試掘之部」「借区之部」「借区坑業明細表」「全国鉾山借区図」、③には「仙北郡荒川銅山検査図」「仙北郡川口銅山検査図」のシリーズが該当する。③は小野組破産による暫定的処置から生まれたもので、官営鉾山は基本的に工部省鉾山寮の直営だった。それゆえ、この時期の阿仁・院内・小坂ほか官営鉾山の経営で作成された公文書は、秋田県庁文書群に存在しない。

太政官制下の秋田県は内務省の出先機関として、官営も含む管内

鉾山の景況把握、そして工部省鉾山寮への試掘・借区申請事務を行っていた。試掘・借区申請事務は、政府専有物たる鉾山の請負開発に関わるものである。次章では、秋田藩政からの連続性と非連続性を検討する材料として、幕末に鉾山役人を務めた小貫家の文書群を構造分析してみよう。

## 二 小貫家文書（鉾山関係）の構造分析

次に、秋田藩政の鉾山経営が反映された小貫家文書の一部を構造分析する。小貫家文書は久保田城下に居住した秋田藩士の文書群だが、昭和二十六年（一九五一）に小貫家から文部省史料館に譲渡され、現在は国文学研究資料館で所蔵している。秋田県公文書館では、国文学研究資料館の許可を得て原本から写真帳を作成し、閲覧室で公開している。本章では、これらを藩士家文書群であるが、鉾山経営を担った役所で作成・收受した文書群と重なる部分を含むと考えた上で、㉔㉕㉖による構造分析を行う。小貫東馬頼誠が役人として詰めた数か所の鉾山で担当した仕事の範囲に限られる制約はあるが、藩政期の鉾山行政の一端を浮き彫りにできると思われる。

構造分析の前に、秋田藩の鉾山経営史の概略を説明しておく<sup>(30)</sup>。豊臣政権下で全国の鉾山は公儀の所有とされ、その方針は幕府に引き継がれた。元和三年（一六一七）以後は形式化し、運上金銀は將軍からの拝領物として藩収入になった<sup>(31)</sup>。秋田藩領内の鉾山は、

実質的には佐竹家の支配できる所有物だった。領内の鉾山は、藩で直接経営した直山と、商人に経営を請け負わせた請山に分けられる。院内鉾山は直山であり、「梅津政景日記」に藩政初期の盛況を記録されている。享和年間（一八〇一～一八〇四）に衰退するも文化四年（一八〇七）に復興し、天保年間（一八三〇～一八四四）には毎月百貫を出銀した<sup>(32)</sup>。ゆえに小貫家文書は、幕末にかけて盛況期の文書や記録を含むことになる。一方、阿仁銅山は請山から直山、さらに幕府による上知令の危機を経て請山となり、明和四年（一七六七）に直山となった。寛政三年（一七九一）に銅山改革が行われ、その後、経営の経済面を大坂屋に任せることになった<sup>(33)</sup>。

秋田県の鉱業行政を藩政期と対比するのであれば、秋田藩で鉾山経営を担った役所の文書群を構造分析できるのであるが理想的である。しかし、秋田県公文書館所蔵の「秋田県庁旧蔵古文書」「郷土資料」「混架資料」ほかに含まれる秋田藩の鉾山関係の文書は極めて少なく、断片的な記録や少数の絵図を含むのみである。

一方、小貫家文書は宝暦以後、特に天保から明治年間にわたる八一九点の藩士家文書群で、小貫家当主が在勤した役所の文書、すなわち公的な藩政文書群と重なる部分を豊富に含む史料群である<sup>(34)</sup>。秋田藩の鉱業部門に関しては、小貫東馬頼誠の代の文書が多い。東馬は、鉾山詰め役人として役宅で作成・收受した実務の文書を役職を終えた後も保存していたと推定される人物で、文化五年（一八〇八）に誕生し、明治十一年（一八七八）に死没したが、郡方や軍事

方ほか数々の部局に在勤し、特に鉾山現地での期間が長い。雄勝郡院内鉾山に天保九年から安政二、三年頃まで（一八三八～一八五五、一八五六）、仙北郡梶鉾山に天保九、十年頃（一八三八、一八三九）、秋田郡阿仁銅山に安政二年から四年まで（一八五五～一八五七）在勤したという<sup>(35)</sup>。二十年以上在勤した院内鉾山に関する文書が特に多い。記録も含むが、大半は鉾山経営の実務で作成・收受された文書で占められる。

東馬が鉾山詰めだった時期、秋田藩で鉱業を担当した部局の組織機構を検討してみたい。森朋久によると、寛政二年（一七九〇）以後、領内の鉾山は勘定奉行（銅山方兼帯）の所管になった<sup>(36)</sup>。『秋田沿革史大成』によると、勘定奉行の配下に銅山方吟味役が置かれていた<sup>(37)</sup>。銅山方吟味役については、院内鉾山・阿仁銅山・加護山精錬所・その他鉾山に各一名出張して現地在勤し、鉾山の繁盛を企図、出納を管理、技術の工夫等を奨励し鉾産物採掘に勉めたと記されている<sup>(38)</sup>。そして、明治四年（一八七一）十月の「藩政之節官員調」には、同三年の第三次藩政改革後の組織機構が反映されている<sup>(39)</sup>。院内鉾山と阿仁銅山に鉾山方役所、加護山に鉾山方吹上所が置かれている。東馬の院内鉾山における天保十年（一八三九）の勤中日記には、院内鉾山や梶鉾山、向鉾山の詰役との連絡が散見される<sup>(40)</sup>。当時、院内鉾山に銅山方の支庁を置き、管轄区域の鉾山に詰役を配属したものと推定される。

このことを踏まえて、ISAD (G) の階層レベルを適用するにあたり、



小貫家文書では秋田県庁の課掛に相当する明瞭な組織機構に関する表記がないため、「推定組織」を設定してみたい。「推定組織」とは、対象とする文書群に組織性が潜在している場合、アーキビストなど史料整理を行う者が組織性を推定して設定する方法である<sup>(41)</sup>。小貫家文書は国立史料館（現・国文学研究資料館）の大野瑞男が『史料館所蔵資料目録』第三十三集で分類を行っているが、目録を刊行した一九八〇年代初頭、ISAD(G)は未だ存在しなかった。しかし、大野による分類は文書の機能に基づいており、現在から見ればISAD(G)のシリーズに相当する部分が多い。そこで分類項目名を修正してシリーズ設定に応用する。また、ISAD(G)では、詳細な構造分析を行うため、シリーズの下にサブ・シリーズを設定する場合もあるが、今回は鉱山の実務を具体的に示すため、サブ・シリーズも設定した。

文書の出所を表すフォンドは「小貫家」で、藩の鉱山経営で作成された文書群の性格もつので、推定組織として、サブ・フォンドを「銅山方」とした。サブ・サブ・フォンドは「院内銀山役所」「阿仁銅山役所」とし、出所不明の文書のために「その他」を設定する。「院内銀山役所」のサブ・サブ・サブ・フォンドは「院内銀山」「畠銀山」「阿仁銅山役所」のそれは「阿仁銅山」「大葛金山」「八森銀山」とした。またサブ・シリーズは、ファイルすなわち文書や絵図が一点のみの場合でも、所属する階層を明確に位置付ける目的で設定した。これら階層レベルに基づき小貫家文書を構造分析した結果が〈表

3〉である。

表を読み解くために、秋田藩の鉱山経営の仕組みを略述したい。直山では、惣山奉行―惣山奉行下代―手代頭―支配人―手代のヒエラルキーで鉱山経営が行われた。勘定奉行も鉱山現地では「惣山奉行」と称していた。惣山奉行下代は足軽身分の役人で、杉原氏や安東氏などの世襲もあり、また手代頭を兼帯することもあった<sup>(42)</sup>。手代頭・支配人・手代は藩役人の支配下で実務を担い、苗字帯刀を許される身分だった。手代は、銀錢請払役・床屋役・炭木役・売場役・外回役ほか多種多様な役人に分化していた。そして、藩役人が山師を支配・管理していた。山師は、鉱山採掘の資本力をもつ商人である。山師は、配下に採掘集団の長たる金名子を抱えていた。金名子には、寸甫・大工・掘子ほか多数の労働者と技術者が隷属していた。寸甫は坑道普請、大工は採鉱、掘子は鉱石と廃石の搬出を行った<sup>(43)</sup>。

これを踏まえて〈表3〉を読み解いてみる。まず、サブ・サブ・サブ・フォンド「院内銀山」のサブ・シリーズを分析する。シリーズ「鉱山関係記録」のサブ・シリーズ「勤中日記」は、鉱山現地の実務を担った藩役人の日常を記している。藩庁との連絡、手代や金名子の管理、山神社の参拝・祭礼のほか、出銀高や飯料、酒購入など会計記録も散見される。院内銀山の役所日記が残らないため、東馬の勤中日記は現地経営の全体像を記録した貴重な史料と言える。

シリーズ「鉱山関係法規」のサブ・シリーズ「山法・制札・定書控」は、鉱山支配の基本法規の記録である。文書一点ごとのファイ

〈表3〉小貫家文書(鉱山関係)の構造分析

サブ・ファンド	サブ・サブ・ファンド	サブ・サブ・サブ・ファンド	シリーズ	サブ・シリーズ	ファイルの資料番号 (国文学研究資料館)
銅山方	院内銀山役所	院内銀山	鉱山関係記録	勤中日記	小貫25C-001~012,305
			鉱山関係法規	山法・制札・定書控	小貫25C-027,029,439
				被仰渡控	小貫25C-063
				御条目控	小貫25C-028
				山内申渡控	小貫25C-030
			鉱山現場見分	幕府見分関係	小貫25C-443
				藩主見分関係	小貫25C-060~061
				検使派遣関係	小貫25C-062
			下役人・山師管理	手代関係	小貫25C-054,058
				山師関係	小貫25C-077
			鉱山生産高算出	採掘金銀高関係	小貫25C-038~042,047,349
				金銀精錬収益関係	小貫25C-031~037,043~044
				精錬費用計算関係	小貫25C-045
				金名子出銀人別帳	小貫25C-347~348,350
			鉱山支出分析	金銀精錬支出内訳	小貫25C-046
				塩詰仕上支出内訳	小貫25C-084~085
				金名子労賃差引	小貫25C-351~352
				坑内普請支出内訳	小貫25C-353~354
			鉱山収支算出	出銀諸経費差引	小貫25C-057,360
				出銀諸経費内訳	小貫25C-055~056,355~356
				出銀高金換算割合	小貫25C-359
				藩主見分時入用内訳	小貫25C-059
				山神社祭礼入用	小貫25C-440
				貸借金内訳	小貫25C-358
				必需品購入債務覚	小貫25C-442
				備金支出内訳	小貫25C-357
				年末収支決算	小貫25C-361
			坑道工事費	坑道普請費用見積	小貫25C-076
				普請費用公儀前貸金願	小貫25C-080~081
			精錬技術改良	吹分仕法収益調査書	小貫25C-048~050
				吹分仕法技術者勤務記録	小貫25C-051
				吹上仕法出入費	小貫25C-052~053
			鉱山絵図面	鉱山全体図	小貫25C-409
	坑道絵図	小貫25C-407,410			
	普請関係絵図	小貫25C-408,411			
	施設絵図	小貫25C-412			
	晶銀山	鉱山経営庶務	村地所譲渡願書	小貫25C-441	
		鉱山絵図面	鉱山全体図	小貫25C-403~404	
			坑道絵図	小貫25C-406	
			年限買上関係絵図	小貫25C-405	
	阿仁銅山役所	阿仁銅山	鉱山関係記録	勤中日記	小貫25C-014~015,065,306
				阿仁銅山沿革	小貫25C-025
				幕府上知関係	小貫25C-026
			鉱山関係法規	被仰渡控	小貫25C-067
				銅山改革関係	小貫25C-068~074
			下役人・山師管理	支配人・手代関係	小貫25C-075
				諸役方関係	小貫25C-362
			鉱山経営庶務	入用品願書	小貫25C-066
				稼業成績書上	小貫25C-064
			鉱山収支算出	各鉱山廻送米受取	小貫25C-365
			生産品移出統計	銅鉛移出総数	小貫25C-083
			坑道工事費	普請費用公儀前貸金願	小貫25C-078~079
			精錬技術改良	加護山銀紋	小貫25C-082
			鉱山絵図面	坑道絵図	小貫25C-391,393~398,400~402
鉱山用木山絵図				小貫25C-392	
大葛金山		鉱山絵図面	鉱山全体図	小貫25C-390	
八森銀山		鉱山絵図面	普請関係絵図	小貫25C-417	
その他		その他	鉱山絵図面	鉱山全体図	小貫25C-427~428
				坑道絵図	小貫25C-413~416,418
				施設絵図	小貫25C-419

ル・レベルでは、「山法五拾三ヶ条(写)」「山方定書(控)」がある。

また、サブ・シリーズ「被仰渡控」と「御条目控」は、藩庁から届いた重要法規の記録である。一方、「山内申渡控」は院内銀山で労働者に申し渡した記録である。ファイルでは、「(金名子家業出精申渡写)」がある(44)。これらから、鉱山に働く山師や金名子以下を藩の法規で統制していた実態が分かる。

シリーズ「鉱山現場見分」のサブ・シリーズは、幕府や藩が院内銀山の経営を重要視し、見分や検使の対象にしていたことを示す。

シリーズ「下役人・山師管理」のサブ・シリーズ「手代関係」には、支配人を介した手代への褒賞手続きを記したファイルがある。「院内銀山重手代工藤万之助出精勤ニ付褒賞願」で、願書の提出者は支配人である。藩役人が手代頭や支配人を介して手代集団を管理していた実態を示している。一方、「山師関係」には、藩役人による山師の支配を窺えるファイルがある。「(松岡銀山山師仁右衛門隠居甥相続并拝借延期願)」は、文政十三年(一八三〇)に雄勝郡松岡銀山の山師庄内仁右衛門が惣山奉行下代杉原治長と安東三右衛門に提出した願書である。当時の松岡銀山は、庄内が大坂屋の後を承け三十年近く経営していた請山だった。東馬が院内銀山詰めになる前のアーカイブズだが、小貫家文書に含まれている。仁右衛門の請負免除及び甥と孫への請負相続、さらに出銀高減少による経営悪化から坑道普請の拝借金の返済猶予を願い出たものである。請山であっても、山師は藩役人の管理下にあったことが分かる。

シリーズ「鉱山生産高算出」「鉱山支出分析」「鉱山収支算出」は、鉱山の財政事務で作成されたものである。東馬の勤中日記に財政関係の記録が散見されることと符合する。「鉱山生産高算出」のサブ・シリーズは採掘金銀高から精錬費を差し引くもので、具体的なファイルには「院内銀山金銀御仕上御徳用仕訳帳」などがある(45)。院内銀山では採掘した金銀を精錬し、藩役人が生産高を算出し毎年記録していた。「鉱山支出分析」のサブ・シリーズは銀生産に掛かる費用の内訳を計算したものである。「金名子労賃差引」のファイル「金名子百貫目出銀ニ而諸色差引覚」を見ると、生産コストを細部まで役所で管理していたことが分かる(46)。「鉱山収支算出」のサブ・シリーズは、院内銀山の経常収支を管理したものである。銀生産のほか、必需品購入費や山神社祭祀費など鉱山町の管理全般にわたる。これらシリーズより、直山に詰めた藩役人の実務について、金銀等生産高の収入から諸経費の支出を引き収益を算出するまでがわかる。

シリーズ「坑道工事費」は、藩による坑道普請工事で作成されたものである。サブ・シリーズ「普請費用公儀前貸金願」のファイル「(院内銀山普請ニ付前貸金五万両拝借願控)」から、直山の坑道普請に多額の費用を要し、幕府から借用したことが分かる(47)。ここにも直山、すなわち直営鉱山の藩役人が土木工事費の工面など財務で苦労した実態が反映されている。

シリーズ「精錬技術改良」のサブ・シリーズは、外部技術の導入過程で作成されたものがある。秋田藩は、佐渡から技術者中川佐兵衛

を招き、院内銀山の精錬技術を改良している(48)。直山では、藩が主導し積極的に技術改良を行っていたことになる。

シリーズ「鉱山絵図面」のサブ・シリーズからは、藩が鉱山全体のほか、坑道や施設などインフラの細部まで情報を掌握しようとしたことを窺える。鉱山を経営するためには、地上と地下の状況を視覚的に把握できる絵図面が必要だった。

次に、サブ・サブ・サブ・フオンド「阿仁銅山」と対比してみたい。東馬の在勤時、阿仁銅山では大坂屋が山師を独占し、経営の経済面も任せられていた。確かに院内銀山と異なり、「鉱山生産高算出」「鉱山支出分析」のシリーズは見られない。東馬の勤中日記を見ても、支配人や手代などの管理が大半で、財務関係をほとんど記していない。先行研究では、文化・天保・嘉永の頃、大坂屋が山本入料を作成し銅山方で予算表を組んだことを解明している(49)。構造分析からも、当時の阿仁銅山が直山にしろ、大坂屋の請山に近い状態だった可能性を窺える。その一方、シリーズ「下役人・山師管理」の存在から、大坂屋が藩役人の管理下に置かれていたことがわかる。また、シリーズ「坑道工事費」「精錬技術改良」の存在から、藩役人が坑道伸長や技術改良により生産力増強に関与していたことになる。

そして、シリーズ「鉱山関係記録」のサブ・シリーズ「幕府上知関係」に注目したい。ファイル「履尾厳秘録」は、宝暦十四年(一七六四)の阿仁銅山及び周辺一万石の上知令に対する撤回運動の記録である(50)。文書名から、秋田藩に及ぼした上知令の影響の深刻

さも知られよう。上知令が実行された場合、阿仁銅山周辺は幕府領となるため、佐竹家に与えられた領知判物と領知目録も更改されなくてはならない。領内鉱山の支配も、領知判物と領知目録により幕府の保証で成立していたと見るべきである。

以上、本章では、小貫家文書の構造分析から、秋田藩領内でも直山と請山では、藩役人の事務に差異があることをシリーズの対比で明示することができた。直山の場合、藩役人が細かな財政事務を担当し、採掘・精錬作業は山師に任せて管理していた。請山の場合は、阿仁銅山のように山師を管理下に置いた上で採掘・精錬作業に加え、経済面も任せていた。請山であっても、藩役人が坑道工事や技術改良を主導している。

追記すると、秋田県が明治十年代頃に作成した「書籍目録」(51)には、秋田藩から引き継いだ文書と絵図も含まれている。「銅山方以来覚目録」は、天明二年から弘化元年(一七八二〜一八四四)に至る役所日記の目録である。本編十冊は失われたが目録三冊が残り、詳細な件名目次から銅山方による鉱業行政の概要が分かる。秋田藩領内の鉱山運営の年代記としても有用である。一方、「阿仁六ヶ山絵図」は阿仁銅山の鉱脈を图示したものである。また、「山本郡入山金堀場之絵図」も鉱山の現場を描いた詳細な情報である。これらによって、領内鉱山を全体的に管理し、また主要鉱山の状況を把握することができた。藩から県へ引き継がれず元藩主家や元藩士家で保存されたり、市中に流出した文書も秋田県公文書館に若干所蔵されて

いる(52)。

### 三 秋田藩からの連続性と非連続性

本章では、秋田県鉱業行政の秋田藩からの連続性と非連続性について、第一・二章で行った構造分析の結果を対比することで、それぞれの要因を分析してみたい。

秋田藩からの連続性は、第一に「管内鉱山の全体的管理」に見られる。「日本坑法」においては、鉱山王有制の原則下で民間一般に試掘・借区の申請を認めた。その一方、近代的鉱山経営の模範として、全国の主要鉱山を官営化した。秋田県庁は内務省の出先機関として、管内の官営・民営鉱山について全体的管理を担った。第一章で述べたとおり、県令の人事異動時に「鉱山箇所付調」を引継ぐことなどが定められている。そのため、第一章の〈表1〉を見ると、鉱業行政を分掌に含む課掛が変遷しても、管内鉱山の全体的管理に関するシリーズを散見する。「管内鉱山景況絵図」など県庁で作成した資料のほか、秋田藩から引き継いだ「秋田郡阿仁鉱山鉱脈分布絵図」などもある。勸業課に定備する現用文書の扱いであり、秋田藩から連続して使用されたことになる。さらに「尾去沢鉱山旧記抜萃書」は、藩政期の鉱山関係文書から抜粋し筆写されている。地方統治体制が大きく変化しても、地下には以前と同じ鉱産資源が埋蔵されていたので、藩政アーカイブズも全体的管理に有用な資料だった。

連続性の第二は「管内鉱山の請負経営」に見られる。免許を与える主体が秋田藩から工部省鉱山寮に変わっても、民間に請け負わせた点では連続性が認められる。

一方、非連続性は、第一に「鉱業請負者の層と人数」に見られる。第一章〈表1〉には、試掘・借区申請の起案文書を綴じた「鉱山之部」のファイルが多数作成されているが、各案件の申請等を見ると、〈表2〉のとおり、県内外の多様な出身地や階層の人間が、秋田県管内で鉱業開発を行っているのが分かる。件番号1・2・14の政商もあれば、3・5・7・11・13の県内中小資本もあり、さらに6・8のような土族授産団体関係もあった。これに対し秋田藩政期の鉱山請負は、第二章で見た阿仁銅山の大坂屋など特定の商人に免許を与えていたに過ぎない。

非連続性の第二は「鉱産物の種類」に見られる。〈表2〉の件番号1・2・6・7・8は石油開発に関する借区や開坑願である。また、件番号3は石炭開発に関する開坑願である。秋田藩政期には余り見られなかった鉱産物が開発されているのが分かる。

そして、非連続性の第三は「直営鉱山の在り方」に見られる。公的な直営に関しては、秋田県が元小野組経営の鉱山を暫定的に経営した以外、県庁文書群に関係文書は見られない。管内には阿仁・院内・大葛・小坂ほか官営鉱山が多数存在したが、これを所管した工部省鉱山寮の公文書は昭和二十年以前の震災や戦災で失われた(53)。しかし、秋田県公文書館で複写物を所蔵する「小坂町文書」(54)に

は、官営鉾山の経営で作成された文書が多数含まれている。「開坑費帳」「器械費」「売上代金請取証」「精銅運送脚夫二名賃金受取書」「ドイツ人雇入につき反対意見書(草稿)」など、多様な文書により直営鉾山の日常事務の細部が浮き彫りになっている。これは、第二章で見た院内鉾山において、秋田藩の直営鉾山ゆえに、藩役人が「院内鉾山金銀御仕上御徳用仕訳帳」など細かな財政事務で文書を作成していた点と共通しており、公的な直営に関しては、秋田藩から秋田県にではなく、工部省鉾山寮に連続性が認められる。つまり、鉾山の直営に関して、秋田県の鉾山行政は原則的に秋田藩と非連続の形だった。そして、官営鉾山も明治十年代末から二十年代前半には、後に四財閥に成長する古河・藤田・三菱・三井ら政商に払い下げられた。太政官制下の次代に来る内閣制下では、民間資本の力で近代的鉾山が発展することになる。

それでは、秋田県の鉾山行政における秋田藩との非連続性の要因について「鉾山請負者の層と人数」から考察してみる。非連続の画期は、明治五年の「鉾山心得」から六年の「日本坑法」公布までと見て良いだろう。この過程で、領知判物と領知目録で保証された旧秋田藩の鉾山支配が完全に解消された。鉾山部門における近代化の画期は、二年の版籍奉還や四年の廃藩置県よりも後にくる。「日本坑法」の鉾山王有制により、鉾山請負の内容も変化した。秋田藩では請山の場合、佐竹家の領有物たる鉾山の経営を有力商人に任せて運上銀を納めさせた。阿仁銅山を請山にして、長崎御用銅の生産を任

せていた時期もあったが、目的は藩財政のために行われた鉾山請負だったと言える。これに対し、秋田県管内の借区による鉾山請負は、政府の専有物に対する形で行われ、さらに「日本坑法」では日本人以外に試掘・借区・採掘を許可しない範囲で民間一般に請負を認めた。言い換えれば、民間への参入機会の拡大による鉾山開発の自由化である。秋田県は内務省の出先機関として、管内鉾山の借区・試掘・開坑等の申請手続きをする役割を担ったが、請負者は借区税と鉾山税を政府に納めれば、残りを自分の収益にできた。国内の鉾山資源の開発促進を目的とした制度になったと言える。ゆえに請負経営であっても、その内容については秋田藩と秋田県とは非連続性があった点に注意すべきだろう。

次に「鉾山産物の種類」からすると、新たな鉾山の登場が非連続性の要因と考えられる。秋田県内においては石油や石炭などであり、明治維新後の近代化に伴う石油・石炭産業の勃興を背景としていた。特に石油の場合、秋田県は新潟県と並ぶ豊富な資源を埋蔵していた。当時、石油の用途は主としてランプの燃料だった。世界的には、燃料の主流が鯨油から石油へ移行していく時代だった。ただし、秋田県において石油が銅と並び二大鉾山資源になるのは、内閣制下の明治四十年代以後である。

三つめに「直営鉾山の在り方」からすると、秋田県管内における官営鉾山の位置付けと役割が非連続性の要因と考えられる。阿仁・小坂・院内・大葛ほかの官営鉾山は、全て工部省鉾山寮の所管だっ



たが、秋田藩の直山は佐竹家の領有物だった。また、工部省鉱山寮所管の官営鉱山は外国人技師を配属し、欧米の高価な鉱業機械も豊富に配備しており、秋田県内の官営鉱山にも多くの外国人が配属され、欧米技術を使って採掘・運搬・精錬など多方面で作業を改善していった。官営鉱山は鉱業近代化の模範を示すことを目的としており、欧米の人材や技術、機械や設備の導入は、秋田県の第二課勸工掛や勸業課商工掛のレベルでは難しく、全国的に鉱業近代化を進める必要からも工部省鉱山寮の直営が相応しかったと考えられる。また、官営鉱山が民間鉱業発達の指導を目的とした点で、直営鉱山であつても、藩財政の安定を目的とした秋田藩の直山と異なっていた。

以上、秋田県の鉱業行政について、秋田藩との非連続性を検討した。その最大の要因は鉱業を取り巻く事情の変化であり、また、背景には近代と近世の地方統治体制の相違があつたと考えられる。近代の中央集権の地方統治は、機構のヒエラルキーに沿って国家目標を末端の町村まで画一的に浸透させるシステムが採用されており、第一章で構造分析したシリーズの背景には、国家目標たる殖産興業があつた。第一章（表1）を見ると、比較的短い期間で県庁の機構改正が行われたが、鉱業行政は一貫して勸業関係の課掛で分掌されている。例えば明治九年六月機構改正期の第二課勸工掛の分掌は「諸工業ヲ勸奨シ、器械ノ便否ヲ検査シ、天造人造ノ物品ヲ増殖シ、全テ一般ノ公益ヲ興ス事」である。ここには、政府の殖産興業の方針に従って業務を進めようという意図が端的に示されている。

鉱業の近代化も殖産興業に伴うものである。近代化のために、大名家による鉱山領有、大名家に対する請負及び運上銀納入など幕藩体制下の仕組みが否定された。また、「日本坑法」では鉱山王有制に基づき借区税や鉱物税を国庫に納入させる一方、鉱業開発の機会を民間一般に開放した。さらに石油や石炭など新しい鉱産物の開発、工部省鉱山寮の官営鉱山での欧米技術導入も殖産興業の一環に位置付けられよう。幕藩体制下では見られなかった急激かつ全国的規模の殖産興業は、明治政府の中央集権の地方統治体制においてこそ可能だった。秋田県の鉱業行政における秋田藩からの連続性と非連続性は右の事情によるもので、これが文書群の階層構造に反映されている。構造分析で近代の近世との連続性と非連続性を考える場合、サブ・フオンドやサブ・サブ・フオンド等の背景にある出所組織の目標や方針等に注意する必要がある。藩政期と共通するシリーズが秋田県で作成されていても、その意味や位置付けは異なってくる。

## おわりに

本稿では太政官制下の秋田県の鉱業行政について、アーカイブズのISAD(G)による構造分析の手法を用いて、秋田藩政からの連続性と非連続性を検討した。

第一章では秋田県庁文書群を分析し、各シリーズを三つに大別した。主要な二つは、管内鉱山の全体的管理と請負経営に関するもの

である。秋田県の役割は、官営も含む管内鉾山の景況把握と工部省鉾山寮への試掘・借区申請だった。

第二章では秋田藩で鉾山役人を務めた小貫家の文書群を分析した。サブ・サブ・フオンドに院内銀山と阿仁銅山を設定し、直山と請山では藩役人の事務に差異があることをシリーズの対比から説明した。直山では藩役人が細かな財政事務まで行ったが、請山では山師に任せている。

第三章では秋田藩政からの連続性を「管内鉾山の全体的管理」及び「管内鉾山の請負経営」とした。これに対し非連続性を「鉾業請負者の層と人数」「鉾産物の種類」「直営鉾山の在り方」とし、それぞれの要因を検討した。そして非連続性の最大の要因を鉾業を取り巻く事情の変化に求め、また、近代の太政官制と近世の幕藩体制における地方統治体制の相違が背景にあるとした。その上で、国家目標の殖産興業が中央集権の地方統治体制により推進された中で、秋田県の鉾業行政の文書群に秋田藩からの連続性と非連続性が生じ、文書群の階層構造に反映されている点を指摘した。

#### 註

(1) 「構造分析」とは、出所の組織機構や事業・活動などに基づいて、文書群の内部構造を分析するアーカイブズ学の史料整理方法である。出所の組織的活動において文書が作成された時の原秩序の復元を目指すもので、行政機関や企業及び商家な

ど団体の文書群、また家や個人の文書群の整理にも使用される。例えば県庁の文書群の場合、部・課・係の機構に沿った階層レベルで分類し、その下に同じ種類の事業で作成された簿冊を排列する。図書館の十進法分類が主題別に書籍を排列する方法とは根本的に異なる。国内では、一九八〇年代に大藤修・安藤正人『史料保存と図書館学』（吉川弘文館、一九八六年）で、欧米アーカイブズ学から構造分析の方法が紹介された。一九九〇年代末には、青山英幸「国際標準記録史料記述等による箱館奉行文書目録作成の実験について」（『北海道立文書館研究紀要』第十二号、一九九七年）が実践の先駆けとなり、さらに安藤正人『記録史料学と現代』アーカイブズの科学をめざして』（吉川弘文館、一九九八年）が、越後国岩手村佐藤家文書を事例に構造分析を行い、従来の図書館的な主題別分類との違いを明確に示した。この後、森本祥子「国際標準記録史料記述（一般原則）適用の試み―行政文書の場合―」（『史料館研究紀要』第二十九号、国文学研究資料館史料館、一九九八年）、西向宏介「商家文書における経営帳簿組織の復元と目録編成―備後国尾道橋本家文書を事例として―」（『広島県立文書館紀要』第四号、一九九七年）、木暮隆・鈴木一哉「群馬県立文書館ホームページ上での館所蔵文書紹介の試み」（『双文』第十八号、二〇〇一年）ほか、黎明期の実践が各地のアーカイブズ機関で展開した。そして、国文学研

究資料館史料館編『アーカイブズの科学』下巻（柏書房、二〇〇三年）では、IV「アーカイバル・コントロール」の2編「アーカイバル・データの構築と提供」で、青山英幸・山崎圭・加藤聖文・森本祥子らが構造分析に基づく編成と記述及び記述標準化を論じている。目録では、本誌畑中論文でも紹介された『信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書目録』（史料館所蔵史料目録第七十八集、国文学研究資料館史料館、二〇〇四年）のほか、『信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録』その4（11、史料目録第九十四・九十六〜九十七・九十九・百一〜百二・百七〜百八、二〇一三〜二〇一六、二〇一八〜二〇一九）が代表的である。また、国文学研究資料館編『アーカイブズの構造認識と編成記述』（思文閣出版、二〇一四年）は構造分析の理論と実践の論文集である。現在では、構造分析がアーカイブズ学における史料整理や目録編成の主流となり、かつ電子化とも結び付いているため、関係論文は枚挙に暇が無い。ただし、ここ十年以上はオーストラリアの影響で、構造分析の目的が個別史料の検索性に偏り、出所の組織性に基づくサブ・フォンドやサブ・サブ・フォンドなどよりも、文書内容の連続性に基づくシリーズのレベルを重視する傾向にある。本稿は、右の傾向に対し、サブ・フォンドやサブ・サブ・フォンドなどのレベルが文書群の全体像から得られる情報を分析するために重要であることを論じて一石を投じてみ

たい。

- (2) 国際標準記録史料記述・一般原則 (General International Standard Archival Description, ISAD(G)) の日本語版は、アーカイブズ・インフォメーション研究会編訳『記録史料記述の国際標準』（北海道大学図書刊行会、二〇〇一年）に所収。
- (3) 『秋田県公文書館研究紀要』第七・八号（二〇〇一、二〇〇二年）
- (4) 『秋田県庁文書群目録』第一〜八集（二〇〇四〜二〇一一年）
- (5) 『秋田県公文書館研究紀要』第十八号（二〇一二年）
- (6) 津田真澄「明治前期における日本鉱山業の革新」（『一橋論叢』六九一五、一九七三年、一橋大学一橋学会一橋論叢編纂所）三八六頁
- (7) 「秋田藩政体」「久保田藩官等便覧」（秋田県公文書館 AS三一 二一八四、山五五二）、「第一類参考書・藩制録之部」第九号久之部（国立公文書館所蔵、昭五八大蔵〇〇〇〇八一〇〇）、「職制録」（国文学研究資料館所蔵、小貫二五C一二六四）
- (8) 明治四年十月「御公務控」（九三〇一〇三一〜一四三六）
- (9) 「鉱山方損益取調書」（AS五六九一三）
- (10) 「雑記」（A三二〇一八〇）
- (11) 明治十一年九月「第三課地理掛事務簿」雑之部十番（九三〇一〇三一〜五〇〇〇）
- (12) 「公文録」明治八年第八十五卷・明治八年九月・工部省伺（布達）（国立公文書館所蔵、公〇一四六七一〇〇）所収「秋田県下元

- 小野組借区鉾山官行御達二付伺」
- (13) 明治五年三月二十七日太政官布告第百号
- (14) 前掲註(6)三八七頁
- (15) 前掲註(6)三八八頁、津田は幕藩体制下の「請負山」と鉾山心得の「請負稼」が同義であることを指摘する。
- (16) 「太政類典」第二編・明治四年〜明治十年・第百十八卷・地方二十四・土地処分十一(国立公文書館所蔵、太〇〇三四〇一〇〇)
- (17) 明治六年七月二十日太政官布告第二五九号
- (18) 「太政類典」第二編・明治四年〜明治十年・第百十八卷・地方二十四・土地処分十一
- (19) 明治八年一〜十二月「本県達留」全 番外六項附之(九三〇一〇三一一〇四〇)
- (20) 「公文録」明治八年 第百六十九番・明治八年一月 大蔵省伺二(国立公文書館所蔵、公〇一五五三一〇〇)
- (21) 明治八年一〜十二月「本県達留」全 番外六項附之
- (22) 明治八年九〜十一月「本県触示留」六号(九三〇一〇三一一〇一九)
- (23) 「公文録」明治八年第八十五卷・明治八年九月・工部省伺(布達)(国立公文書館所蔵、公〇一四六七一一〇〇)
- (24) 前掲註(4)
- (25) 拙稿「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」(『秋田県公文書館研究紀要』第十一号、二〇〇五年)七八〜八九頁
- (26) 明治六年七月十七日太政官達第二五一号別冊
- (27) 明治十一年「庁中規則」(九三〇一〇三一一二七五六)
- (28) ファイル・レベルでは「阿仁六ヶ山絵図」の史料名
- (29) 「銅山方以来覚目録 上」(県A―二一八一―)、天明三年(二七八三)八月に次の一条がある。  
一籠山におみて致銀絞、能代川江悪水落、魚無之二付迷惑形  
漁師共より達而申出候二付、水溜地拵、正月・十二月両月  
川流いたし候節、前廉能代奉行江通達致候事
- (30) 秋田藩の鉾山に関わる主な先行研究として、山口啓二「近世初期秋田藩における鉾山町―院内銀山を中心に」(伊藤多三郎編『国民生活史研究』二卷、吉川弘文館、一九五九年)、「秋田藩初期の金銀山―院内銀山を中心に」(『日本産業史大系』三卷、東京大学出版会、一九六〇年)、佐々木潤之介「近世産銅政策についての一考察」(『史学雑誌』第六六編一―号・第六七編一―号、一九五七〜一九五八年、史学会)、『秋田県史』第二卷近世編上、第三卷近世編下(一九六四〜一九六五年、秋田県)、吉城文雄「秋田藩における鉾山職業病「よろけ」対策」(『秋大史学』二三号、秋大史学会、一九七六年)、渡部紘一「近世米代川舟運と南部領銅の廻銅―尾去沢銅の米代川川下げと能代沖出しを中心に―」(『秋田県立博物館研究報告』一一号、一九八六年)、森朋久「秋田藩銅役人の職制的考察」(『明治大学大学院紀要』第二六集、明治大学大学院、一九八九年)、「秋田藩鉾山役人についての一

考察「惣山奉行下代を中心にして」(『地方史研究』第四三巻三号、地方史研究協議会、一九九三年六月)、荻慎一郎『近世鉾山社会史の研究』(思文閣出版、一九九六年)などがある。また、各鉾山の概略は『角川日本地名辞典 5 秋田県』(角川書店、一九八〇年)が参考になる。鉾山町の実態、藩の鉾山政策、労働災害、舟運による廻銅、社会史など幅広い研究が蓄積されている。本稿では、秋田藩の鉾山経営史全般を叙述した『秋田県史』を参考に概略を説明した。

- (31) 『秋田県史』第二巻近世編上 三〇〇～三〇一頁
- (32) 前掲註(30) 『角川日本地名辞典 5 秋田県』一一七頁
- (33) 『秋田県史』第三巻近世編下 四二二～四三二頁
- (34) 『史料館所蔵史料目録』第三三集(一九八一年、国立史料館)五～二四頁。
- (35) 前掲註(34) 八〇、六九、七一頁
- (36) 前掲註(30) 森朋久「秋田藩銅役人の職制的考察」二二一頁
- (37) 伊藤成孝「近世前中期における秋田藩藩庁機構について」『国典類抄』の分析を中心に(『秋大史学』第五〇号、二〇〇四年、秋田大学史学会) 一一五～一一六頁、『秋田沿革史大成』に寛政以後の藩庁機構が反映されている。
- (38) 『秋田沿革史大成』(一八九八年、橋物宗彦) 九一頁、『秋田沿革史大成』は明治三十一年に旧藩士橋本が刊行した近世近代の通史・史料集で、幕末の秋田藩の機構も復元している。史料の出所を記していないが、当時残っていた史料や聞書きから詳述した貴重な文献である。
- (39) 明治四年十月「御公務控」(九三〇一〇三一～一四三六)
- (40) 天保十一年一～十二月「日記」(国文学研究資料館所蔵、小貫二五C1002)
- (41) 拙稿「アーカイブズの内的秩序構成理論と構造分析の課題」(国文学研究資料館編『アーカイブズの構造認識と編成記述』(二〇一四年、思文閣出版) 六七頁、藤實久美子「アーカイブズ資源論」(『令和2年度アーカイブズ・カレッジ史料管理学研修会』資料、二〇二〇年、国文学研究資料館) 二三頁
- (42) 前掲註(30) 森朋久「秋田藩銅役人の職制的考察」二二一頁
- (43) 前掲註(31) 四五九頁
- (44) 国文学研究資料館所蔵(小貫二五C1030)
- (45) 同右(小貫二五C1032)
- (46) 同右(小貫二五C1351)
- (47) 同右(小貫二五C1080)
- (48) 前掲註(34) 七二頁
- (49) 前掲註(33) 四四三～四四四頁
- (50) 前掲註(44) (小貫二五C1026)
- (51) 「書籍目録」新、旧、各課定備(九三〇一〇三一～二二五三、一二二五五、一二二五四)、新は県の書籍のみ。
- (52) 惣山奉行秋山喜右衛門の「秋田郡阿仁銅山次第書」、野上陳令の

「銅山吟味役御用日記」、佐竹文庫の「院内銀山出銀模様書上」  
ほか（A五六九―一、混架二九―一九六、A S五六九―一）

(53) 山田敏之「国の機関における公文書の保存について」（『レファ  
レンス』第八三六号、国立国会図書館調査及び立法考査局、  
二〇二〇年九月）一一―一四頁

(54) 岩手県釜石市所蔵、吉田義昭（盛岡市）寄贈分と大島家（工部  
省小坂鉦山局長大島高任の子孫、東京都）寄託分を合わせた文  
書群。原本は小坂町立総合博物館郷土館で管理。

（古文書班 しばた ともあき）

〈史料紹介〉

湊九四 「郡方吟味役勤中日記」 (文政十二年九月・十月)

はじめに

【日記本文】

九月朔日 同断

本稿は、湊国季(曾兵衛)「郡方吟味役謹中日記」(湊文書・湊九

四)のうち、文政十二年(一八二九)九月・十月分を翻刻するものである。同史料の一月から八月分は、紀要第二十七号で紹介しており、本稿はその続きに当たる。

史料未読の箇所は□、虫損の箇所は■で示している。また、翻刻は紀要の体裁に合わせているため、行替えや行頭の位置が原本とは一致しない。

なお、日記の翻刻は、金森正也(非常勤職員)が行い、校正作業は、古文書班柴田知彰・高田環樹・畑中康博・一関修二が行った。

同二日

一、今日より西馬音内前郷村新役処出来ニ付引移、依而湯沢御役屋朝飯後五ツ時ニ前郷村<sup>江</sup>着、肝煎・長百姓共ニ出迎ニ出申候、  
一、明晩申渡候御用之筋有之候故、家頭之人別無残可相詰之段催促候義申渡候、

同三日

一、今晚当処〔前郷村〕御百姓共家頭無残催促召寄候て、此度我等長詰被仰付候ニ付、第一昨年衣類其外嚴密被仰渡候次第柄、且ツ又郷中一体之風俗共ニ常々不宜、いづれも横手・湯沢大場之風ニ押移、本業之御百姓を取失居り候為ニハ自然と困窮ニ相及、猶又兼而農事ハ至て余村より不出精ニ候間、都而右之訳柄共ニ以来相改候事共ニ具サ申渡候、是迄肝煎・長百姓之手内<sup>江</sup>申出候義、



取扱不致義も有之候ハ、何義ニ<sup>而</sup>なり不苦故、此後願筋ニも不限、郷中の益不益之考形も有之候ハ、直々可申候、乍併手元勝手よふ之筋ハ不取上候、諸方より商人共罷越候節ハ、店々<sup>江</sup>いつ方之者参候共随分丁寧ニ取扱可申、乍去何よふ之事不知ものハ、仮令宿屋家業之者たり共、一宿ハ猶更留置候義、曾て不相成之段共ニ申渡候、

同四日、五日 御用なし

同六日

一、当四日附、跡部惣兵衛より御判紙添を以、曾右衛門兩名ニ<sup>而</sup>左之通申来り候故、直々曾右衛門<sup>江</sup>今晚書状差添申遣候、

印小生回在之上、文作罷出候<sup>而</sup>取調形決<sup>而</sup>可被仰含候故、左候へハ具サ御伝可申上候故、左ニ御承引可被下候、

上略、兼<sup>而</sup>被仰渡御同然取調為書出候質家業人別御礼銀御取立可被成候付、其者相応何程宛ニ<sup>而</sup>相当ニ可有之哉、差考附置、早々差積り可申上被仰含候間、御伝ひ申上候、猶又其節之御控帳御処持被成候も難斗候得共、役頭<sup>江</sup>差出候分御両公様之御分拝借差上候間、御用明次第御返上可被成候、殊ニ為御心得申上候、五拾目位より三通り位ニ御差積被成可然、小生共も右之心得ニ御座候、外郡ハ五拾目と三拾目兩段ニ差積候よし、全体此義川野文作御注進申上候よし、外郡ハ当人回在相極候

趣ニ御座候、両郡<sup>江</sup>も当人可被差遣候得共、平鹿の方ハ小生共回在之上ニ、当人も可被差遣趣被仰含候、小生共近日回在可仕候、右申上度〔下略、但シ右文作久保田町人ニ<sup>而</sup>當時上通町ニ<sup>而</sup>酒家業居候〕、

一、去子十一月中小野崎作兵衛〔御勘定方吟味役院内銀山片付〕<sup>江</sup>申談候ハ、銀山近年來相直り候と申内ニも格別大盛ニ相成候よし、然ハ両院内駄之事ハ御聞及候通、近年ニ至り別して困窮ニ罷成、既ニ駄方御用も難相勤体之処<sup>江</sup>前文之通銀山大盛ニ付候ては、弥増歩伝馬継立多分ニ相成候得共、外ニ銀山より之御手当も無之、扱阿仁銅山之御振合を見聞仕候処、大方ハ麓郷之内より諸品御買上之よふニも相聞得候、猶駄場在処ニ無之候故、銅山之潤ニ<sup>而</sup>御百姓家内相続仕候よし、院内之事ニ致候てハ、先年ハ家数人数共ニ相応之処、凶年打続候て、欠落又ハ死潰多ク有之、追年無符人高相増、両院内ニ<sup>而</sup>貳百石余ニ相成り、人馬継立先年より倍ニ相成候為ニハ農事稼不行届、其詮ハ困窮御百姓故、馬も価を出候て求メ兼候ニ付、郡方御備之内より五ヶ年以前馬代拝借相求メ候得共、最早老馬ニ相成候故、右足錢<sup>■</sup>引替申度候得共其義ニも相及兼、又々馬代拝借と申事ニてハ外々<sup>江</sup>も差障之次第有之、且ツ 御入部之節より普請料拝借、其上家具<sup>并</sup>器物之類ニ至迄大坂御下シ被成候て拝領、又ハ家普請料をも拝領為致候者も有之、不少両院内<sup>江</sup>拝領被仰付候上ニ候得ハ、如何共願を為申立候よふ無之、猶往來継立ハいつれ道法遠ク、其上御領内随一

之難処故、御定貫目之荷二候へハ、只今にては老馬二相成候為、式匹掛りと罷成、右二付候ては弥以人馬入増候間、自然と田畑手入も行届兼申候、然ハ銀山麓郷二候得共諸品一円御用も不被仰付、ことにハ大盛之為ニハ麓郷之事故、歩伝馬之御用筋<sub>而</sub>己を被仰付候義ハ外駄と相違、莫太御用も多ク御座候て、如何共迷惑ニ御座候、乍去御用之訳ニ候得ハ彼是可申上候様も無之候得共、実ハ銀山之大盛ニ相成候事ハ、両院内之迷惑と相成候事ハ段々申上候通ニ御座候間、此後如何程大盛ニ相成候も難斗、左候上ハ材木・薪・焚炭之類迎も御入方ハ相増可申候故、右等之義をも為相勤可申候間、銀山御備之内より無利足七ヶ年割を以調錢四百貫文拝借被仰付被下度、右を以馬を引替申度、尤上納之事ハ少シも御苦柄不申上候、御收納同様ニ取立、年限中無差遣上納可為致候と相談候処、なる程至極御尤ニ候間、御用立申度候得共一ト通り役頭<sub>江</sub>耳立不申候へハ、大錢故不相成候故、何分追々是非埒明候様取扱呉候事ニ相成候故、於手元ニも左候ハ、役頭<sub>江</sub>耳立候段共ニ相談候<sub>而</sub>其後在より罷帰之上作兵衛<sub>江</sub>相談候次第、役頭又左衛門殿<sub>江</sub>申上候処、外ニ御差障も無之趣ニ候、併シながら右錢ハ於郡方ニ引受候と申事ハ不相成、御手元よりの証文と也又ハ村方証文<sub>江</sub>裏判被成候事ハ別段之よし御申ニ有之、猶右証文之内<sub>江</sub>郡方<sub>而</sub>當時御有錢無之ニ付、願申候と之義書加ひ候趣共ニ被仰含候、右錢当五月中作兵衛より四百貫文無殘可相渡之段申来り、院内駄場方御用係り近藤宗治・高橋松之助<sub>并</sub>兩

肝煎共ニ拙者より之証文<sub>江</sub>手紙差添候<sub>而</sub>右四百貫文銀山<sub>江</sub>請取ニ差遣候、右証文左之通相認差遣候、

証文

調錢四百貫文

右は私担処上下院内両村立馬之分老馬等ニ相成候処、兼<sub>而</sub>困窮之為、買入引替候義ニ不相成候故、郡方御備之内より拝借之願申立候得共、此節御有錢も無之、然ハ於銀山ニハ追日大盛ニ相成候事故、右御仕送御用物等を始品々人馬繼立相増候得共、馬壹匹<sub>而</sub>御定貫目之老駄荷式匹<sub>而</sub>無之候得ハ繼立不相成体ニ付、無扨此度願申立、無利足七ヶ年割を以拝借申候、返済八年々十一月十五日限り御收納同様取立、急度年限中毛頭無相違上納為致可申候、尤馬買入仕候上ハ、銀山<sub>而</sub>御用材木又ハ薪ニ至迄臨時被仰付候義共、急度無異義為相勤御用弁<sub>而</sub>ニ相成候様申附候上ハ相違無御座候、万一滯候節私引請候て少シも御苦柄かましき事申上間敷候、依<sub>而</sub>証文如件、

文政十二年丑五月

名 印

一、右四百貫文<sub>而</sub>馬求メ度之段願出候得ハ、吟味之上八朱七ヶ年割を以半錢宛貸候事、

一、馬求メ索附之上近藤宗治・高橋松之助・両肝煎立会、馬御判紙ニ向ひ吟味之事、

一、右馬代貸置候節、連印証文為差出、年限中不実之もの有之

候へハ、伴間より残年限中為償差出候事、

一、右四百貫文之利分を残置、往々両馭之馬代備相立候事故、

八朱之歩附ニ為致候事、

一、右錢請共ニ両村肝煎<sup>江</sup>申附置候事、

但シ年々右請<sup>江</sup>勘定宗治・松之助方<sup>江</sup>差出候て、吟味相濟候上手内<sup>江</sup>可差出之段申渡置候事、

同九日

一、先頃仁平禮藏御用濟<sup>ニ</sup>而御役屋より罷歸候節、頭書を以役頭<sup>江</sup>御

伺申上候義之内左之通之分申来り候、

一、**■**産両西馬音内寄郷、猶川支等之節、山田寄郷共二月纏ひを以御役屋<sup>江</sup>遣帳合可致之段御伺申上候処、夫<sup>ニ</sup>而随分宜候間、御伺之通可被成段被仰渡候故御承知被下度候、

一、田代村肝煎平兵衛御称ニ付、子共喜八郎御礼出府之義御伺申上候処、永々之事故父子出府之御例も有之事故、子共御礼不苦候段御申ニ御座候、

一、今日山田村寄郷其外両西馬音内肝煎共罷越し候間、変産之分以來届方之義申渡候、

同十日

一、田代村肝煎御称御礼出府之義、当時両郡之組合同役も回在ニ候間、誰か御用濟罷歸候上<sup>ニ</sup>而宜候哉、いつれ御礼遅成候間、組合

同役之外を相頼候て御礼出府為致可申候哉、御伺候様禮藏<sup>江</sup>申遣候、

一、御諍馬御末書帳之義、山川役より早々可差出候段ニ付、禮藏より昨日伝ひニ候間、右認候て今日同様禮藏右山川役<sup>江</sup>差出呉候様書状之内<sup>江</sup>入仕送申候、

一、当春中横堀村一件之義ニ付、二郡一郡と御追放ニ相成候者共立歸候処、又候御苦柄ニ相成、昨九日右当人共卯兵衛ハ生保内、久多ハ大沢、孫右衛門ハ三郡御追放之義申来候段、昨日湯沢詰合又兵衛より為知ニ有之候、

同十九日

一、役頭より十七日附之御答書今七ツ頃前郷村<sup>江</sup>相達候、右は当春中湯沢給人石井卯八郎より被相頼候は、御宛行四人御扶持差上度候間、御積を以知行拝領相成申間敷候哉、天徳寺方丈ハ兼<sup>而</sup>心安ク致シ居候故相頼候得共、一円ニ取扱呉不申、然ハ辛勞免高之内処々より求メ候処、万一出高二相成候へハ三拾石以上ニ相成、左候得ハ空敷御扶持御引上ニ可罷成候故、何分内々其向<sup>江</sup>願呉候様、大野慶太郎申聞ニ候故、四人御扶持<sup>而</sup>己差上候ても知行被下候事ニハ無心元、金不差上事ニ無之候へハ不相成義ニ候ハ、何程可差上候よし申談置候処、いつれ卯八郎<sup>江</sup>取合之上御返答可申候事<sup>ニ</sup>而罷歸り、其後慶太郎罷越候て申聞ニハ、久保田<sup>ニ</sup>而御振合も可有御座候間、員数之事ハ申上方差積ニも不相成候間、仮

令拾石之ものハ拾五石也忒拾石也拝領被仰付候へハ、夫丈ニ向

ひ、金ハ可差上候趣ニ有之、其後又々慶太郎<sup>江</sup>先頃御申聞之義ハ、何分其向<sup>江</sup>内々可相頼候得共、何辺金ハ何位迄なれば可差上之治定無之候てハ如何之よふニ被存候故、其処能々卯八郎<sup>江</sup>示談可致

と申候処、其義ハ私引受罷有候故、御氣遣ハ被下間敷、御城下御振合之御取扱ニて不苦趣故、其通ニ致候て罷歸之上役頭<sup>江</sup>前条之義御取扱ニ相成り申間敷候哉之段御内々願申上候処、甚夕夫ハ六ヶ敷事ニ候得共、何辺取扱可申よしニ御申ニ御座候処、先頃卯八郎内願筋向<sup>江</sup>御取合被下候よし申来り候故、其段を則慶太郎<sup>江</sup>申伝ひ候処、卯八郎方ニ<sup>而</sup>如何之取受ニ候哉、養蚕方杯<sup>江</sup>も相頼置候義ニ付不都合次第之返答無抛一ト先役頭<sup>江</sup>かよふ之義ニ<sup>而</sup>諍り合之よふニ罷有候趣ニ御座候事申上候処、御内々とハ乍申御評定方<sup>江</sup>も内談致候上ニ候へハ今更御当惑之よし早々掛合可申上候段申来り候、

一、大野慶太郎<sup>江</sup>手紙相認、昨日前郷村<sup>江</sup>御面談申度義有之候故、御越可被下候段、態夫を以申遣候、

同廿日

一、大野慶太郎<sup>江</sup>昨日手紙ハ差遣候得共、万一罷越兼候よふ之事も難斗候故、今朝御役屋<sup>江</sup>参り候<sup>而</sup>手紙差遣候処、遠方<sup>江</sup>罷越、いつ程之帰宅と申義不相知候段申来り候故、御出向<sup>江</sup>可被差遣、別段又々書状相認差遣候、

但シ此節曾右衛門・禮藏御役屋詰合、

一、役頭<sup>江</sup>手紙を以卯八郎内願之義今朝御役屋<sup>江</sup>参、書状又々差遣候処無残銀山芝居<sup>江</sup>罷越候よし、いつれ対談之上埒を附候て可奉申上候得共、五三日遅成候段、不悪御承引被成下候様申遣候、

同廿一日

一、慶太郎未夕不罷歸、

同廿二日

一、大野慶太郎、今日も不罷歸、

一、昨年中回在何ヶ度其節歩伝御町処より取分早々可書出、役頭被仰含候よし西野源太より申来、左之通今日詰合三人分書出申候、

一、秋回御検使願之分ハ担処ニ無之候故、役頭<sup>江</sup>此段被仰上被下候様、源太<sup>江</sup>今日申遣候、

一、御伝馬老匹 子二月中出立、回在之節  
歩夫三人

一、同断 同三月中同断  
一、同断 同八月中同断  
一、同断 同六月中同断  
但、下筋御諍馬御用ニ<sup>而</sup>回在之節、  
合馬四匹・歩拾八人

一、下院内村肝煎和兵衛御用有之、今日罷歸候故、大野慶太郎<sup>江</sup>今晚

か明日迄之内是非御帰宅可被下候、難差延御用筋二付、御面談不致候へハ不相成、猶又延々二不相成候故、又々和兵衛を以申上候義、当人<sup>江</sup>申含候て差遣候、

同廿三日

一、田代村肝煎御称御礼申上方之義、先頃御伺申上候処、組合之同役之内帰宅之上<sup>而</sup>不苦候段、藤田又兵衛より今日申来候、

一、当月二日晚前郷村久四郎娘急病死之処、同村之内専蔵と申者死候よふ之風聞ニ付段々吟味相尽候処、全ク病死ニ紛無之、且ツ右之事誰より口外悪敷風聞と相成候哉是又吟味仕候処、久十郎と申者全体久四郎娘と専蔵同様内通訳柄も有之、兼日専蔵を悪ミ居り候よし、依<sup>而</sup>当人を吟味致候処、何角紛敷世間<sup>江</sup>咄候義ニ有之、是より悪敷風聞と相成候、猶又専蔵事ハ同七日方参宮<sup>江</sup>罷越候故、旁世間取り沙汰も有之、医者<sup>并</sup>久四郎其外親類共ニ吟味、且ツ死人ハ菩提処<sup>并</sup>肝煎立会之上吟味致候処、外ニ疵処も無之、葬式も相済候得共右風聞之為吟味演説書取り候<sup>而</sup>又兵衛<sup>江</sup>仕送差遣候処、いつれ右演説書預置候様ニと役頭被仰含候よし取揃相達候故、追々専蔵罷帰之上吟味可仕候哉之段御伺可申上候事、

一、左衛門殿家人築田重四郎より、小野村御百姓共借用之錢莫太有之、昨年より品々右ニ付相難候義共有之、猶左衛門殿よりも御頼筋ニ付、役頭<sup>江</sup>御耳立、此度相究、昨日左之通之証文村方より左衛門殿方<sup>江</sup>相渡候趣、小野村肝煎申聞ニ有之候、

証文之事

調錢九百五拾四貫九百四拾五文

内六百九拾三貫百三拾三文 右之分当丑年より向卯年迄

別紙之通拾五ヶ年賦

内百五拾貫文

当丑年上納分

同五拾四貫四拾四文

寅年同断

同五拾貳貫六拾三文

卯年同断

同六拾七貫九百七拾五文

辰年同断

同六拾四貫七拾四文

巳年同断

同六拾三貫六百三拾貳文

午年同断

同四拾壹貫八百貳拾六文

未年同断

同三拾七貫三百七拾九文

申年同断

同三拾三貫五百八拾三文

酉年同断

同貳拾九貫九百七拾九文

戌年同断

同拾九貫七百七文

亥年同断

同拾九貫七百七文

子年同断

同拾九貫七百七文

丑年同断

同拾九貫七百七文

寅年同断

同拾九貫七百七文

卯年同断

残貳百六拾壹貫八百拾貳文

右ハ未年より八拾五ヶ年分切捨

私共村方兼難澁二付、年々御收納難義仕、三四年此方築田  
重四郎殿御頼仕、年々御收納銀主を得上納仕候て、其秋之  
出物米・菘仕向<sup>并</sup>家蔵田畑等引当仕候て、去戌年迄二新借共  
同年九百五拾四貫九百四拾貳文借用仕候処相違無御座候、  
然ハ地盤困窮之御百姓共ニ御座候へハ、右仕向之米・菘を  
以返済可仕様も無之事ニ相至り、且ツ引当之田畑家蔵等引  
渡シ候事<sup>而</sup>ハ、往々御百姓立も難相成、外ニ手段も相尽候  
て、無抛乍無本意右元利共三ヶ年中返済方休之願申立候処、  
御聞済被成下難有奉存候、然ハ右年限当丑年ニ相至相違可  
申上様も無之筈之処、近年作合も不宜、別<sup>而</sup>去子年菘等見込  
之半通ニも出来不申、旁之為困窮之村居一同ニ返済可仕様  
無之ニ付、無抛年割返済之義願申立候得共御聞済無之、苦  
心仕罷有り候処、御扱御吟味役湊曾兵衛殿より私共御役屋<sup>江</sup>  
御催促ニ<sup>而</sup>御尋之上、右借用重四郎殿御迷惑無之様、御同人  
聞済候様ニ申訳返済可致急度被仰付、村方<sup>江</sup>立戻り御百姓共  
ニ相談仕候処、いつれ困窮之御百姓共斗ニ御座候得ハ、格  
段ニ取揃返済可致候様も無御座、無抛右之訳曾右衛門殿<sup>江</sup>申  
上候処、御同人御取扱を以具サ各様<sup>江</sup>御示談被成下候て、御  
憐愍を以当丑年より卯年迄拾五ヶ年賦返済致候様御取極被  
仰付、其余辰年より向八拾五ヶ年之都合貳百六拾壹貫八百  
拾五文返済分之處ハ御切捨被成下、誠ニ難有御義ニ奉存候、  
依之殘六百九拾三貫百三拾六文、当丑年より卯年迄別紙之

通年々十一月中無相違返済可仕候、猶曾兵衛殿よりも嚴重  
ニ被仰付候間、毛頭相違可仕様無御座候、依<sup>而</sup>肝煎<sup>并</sup>役人名  
前印証差上申候、

文政十二年丑九月

小野村肝煎 惣助

村長百姓 庄兵衛

浅之助

平兵衛

作助

中村伊太夫様

井上才蔵様

原田織江様

一、右老件之義ニ付最初より伊太夫<sup>江</sup>掛合相究、猶又先頃伊太夫方<sup>江</sup>  
罷越候て、不作等之節ハ願可申上義も候哉、其節ハ何分宜様取  
扱具候様致度、只今証文相究候上ニて願御取上無之事ニては可  
致様無之候故、此節より申談置候趣、猶御同役<sup>江</sup>も此段御伝ひ可  
給申談候処、承知之趣ニ候、

同廿四日

一、役頭より左之通申来り候間、則宗治<sup>江</sup>御用状を以早々御役屋<sup>江</sup>可  
罷出候段申遣候、且ツ担処之分惣有高員数早々可書上候段被仰  
付候間、是又御用状を以則山田村<sup>江</sup>申達候、

九月廿二日附、上略、然ハ近藤宗治困窮ニ付、日々駅場役

処<sup>江</sup>相詰候義迷惑ニ付、右御用係御免之願御評定処<sup>江</sup>差出候、

右願申立候ハ、前廉拙者<sup>江</sup>も申聞も可有之筈、其義ハ差置候

ても極<sup>而</sup>例之松之助同様、御用係気毒より御訴訟申上候義ニ

可有之、愈以左様之義ニ御座候へハ、追々回在之上御相談

からも可有之、当人<sup>江</sup>御直談何分衷心御聞取り、早々可被仰

達、右御訴訟ハ御副役衆より何辺小生預罷有申候、

一、小生回在も彼是来月初ニ相成、其以前前条一件御副役衆<sup>江</sup>も

申談度、右御心得<sup>而</sup>可被仰下候、

一、担処惣御高書出候様被仰渡候間、早々御書出可被成候、荒

地休高差引なし<sup>而</sup>宜御座候、乍繰事急段差出候間、右書状

相達次第即刻可被仰越候、以上、

一、御金蔵より被仰渡、則下院内村<sup>江</sup>御用状を以右之村<sup>江</sup>可申渡申達

候、

覚

当高四升三合

小野村

右ハ当丑年より大山因幡<sup>江</sup>御配当ニ相成候間、右村<sup>江</sup>可被申

渡候、以上、

八月

一、九月廿二日附、差上高御本図帳藤田又兵衛より仕送相達候故、

回状差添候て則下院内村<sup>江</sup>差遣候、

一、大野慶太郎未夕不罷越候故、院内ニ参居り候故早々御越可申段、

御用状<sup>而</sup>申達候、

一、九月廿二日附、前鄉村<sup>而</sup>先頃悪敷風聞致候もの段々吟味致候処、

同村久太郎と申者口より相起り、夫よりいろく之取沙汰ニ相成

候故、右之久太郎手内より呵置候段役頭<sup>江</sup>申上呉候様、先頃又兵

衛<sup>江</sup>申遣候処、御当人御帰之上其段申上呉候義今日申来候、

一、浅舞御役屋詰組合同役惣兵衛・四郎左衛門より村々御収納米之

分何村誰と老俵限り中札入置可申候段被仰渡候義伝ひ故、則四

ヶ親郷<sup>江</sup>回状を以寄郷村々<sup>江</sup>も可相伝之段申渡候、但シ郡ハ附候

ニ不相及、何村誰と其付人名斗ニて宜候義申来、其通申渡候、

同廿五日

一、昨日役頭より被仰付候担処惣有高左之通帳面ニ致候て、主鈴・

五兵衛<sup>江</sup>今日仕送、猶急御用之よし被仰付候間、一刻もはやく被

差上被下度旨共申遣候、

当高三万六百貳拾六石三斗六升八合 雄勝郡西山通惣当高

内六千貳百拾壹石三升貳合 山田村寄郷共

同壹万石五斗六升四合 下院内村寄郷共

同七千百三拾八石九斗八合 西馬音内堀回村寄郷共

同七千貳百七拾五石八斗六升四合 西馬音内前郷村寄郷共

以上

文政十二年丑九月

右之通相認仕送候、但荒川欠休高共差引なし、

一、近藤宗治<sup>江</sup>昨日手紙差遣候処、今日御役屋<sup>江</sup>参候故、役頭より被

御用状<sup>而</sup>申達候、

一、近藤宗治<sup>江</sup>昨日手紙差遣候処、今日御役屋<sup>江</sup>参候故、役頭より被

御用状<sup>而</sup>申達候、



仰下候通篤と相尋候処、実ハ松之助と同役にてハ世間<sup>江</sup>対シ面皮も無之訳ハ、先年松之助御取立ニ不相成候以前ハ、日々雇よふニ参り、草履も為取候事ニ候へハ、只今其当人同役にてハ如何共困窮之私ニ候得共、難有義とハ奉存候得共、右之為御訴訟申上候、強て同役名之義ハ御免被下候様申上、折角御用ニ相立候松之助御免ニ相成候ては却<sup>而</sup>不宜、右之為困窮之処、日々駅方詰迷惑故御免ニ被成下置度と願申立候、此義御取扱ニ相成り候得者、少シも御訴訟申上候訳無之と之申聞ニ御座候間、其段役頭<sup>江</sup>今日直々御用状を以申上候、

一、大野慶太郎今晚六ツ時過頃御役屋<sup>江</sup>罷越シ候故、役頭より申来り候石井卯八郎内願之筋之義ニ付篤と対談ニ相及候処、養蚕方御用係添田清右衛門事ハ兼<sup>而</sup>卯八郎<sup>江</sup>心安居り、猶卯八郎内願之事ハ承り候故、養蚕方<sup>江</sup>四人御扶持被差上候ハ、高拾石被下置候事ニ可相成、併シ左様斗にてハ御取扱ニハ可相成候得共、格段五百五拾貫文被差上候ハ、外ニ拾石都合式拾石拝領之事ニ可取扱、又佐川東太郎是は養子、卯八郎子供之よし、右東四郎申聞ニハ御学館<sup>江</sup>四人御扶持<sup>江</sup>三百貫文を附被差上候ハ、拾五石ハ拝領ニ可相成候故、其通ニ被成間敷候哉、両人より取進メニ相預り候得共、いつれ之返答も不致罷有申候、全ク諸方<sup>江</sup>かよふく之内願筋を相頼候と申義ハ口外不致候、常々卯八郎辛勞免求メ候処、四人御扶持差上なんとか御取扱ニ不相成ものニ可有之と申義、家内之ものゝ咄ニても承り、其為ニ可有之、何ソ夏中御頼候処

かよふ之事ニ相成り候模様故、夫レよりハ別段ニ相成間敷候哉と卯八郎より相頼候義ハ少シも無之趣ニ有之候、明日猶又卯八郎<sup>江</sup>示談之上返答致度候故、相控呉候義ニ申事故、いつれ御決評之義可承候段挨拶ニ相及候、

一、大沢・相川両村肝煎・長百姓共野火烧等之義ニ付、御呵にて罷有り候処、右御免之段申来り、当廿三日右御免之義申渡候、

同廿六日

一、今七ツ頃大野慶太郎より書状、外ニ演説書を差添遣候故、右披見ニ相及候処、不都合次第申来り候故、早々御役屋<sup>江</sup>御出可被下候段手紙を以申遣候処、此方<sup>江</sup>可罷出候義申来り候故、又々手紙を以以前被差遣候御演説書甚以不都合事<sup>而</sup>己ニ候て、披見及候得共御返シ致候、右ニ付急度御対談之上、明早朝御親類中か左衛門殿方<sup>江</sup>表向御断可致、斯得御意候ても御出無之、猶其方<sup>江</sup>罷越候筋ニハ無之、当体御然意之義ニ付て之事共相違、身上形ニ相拘り候義故左様難相成候段申遣候処、明早朝可罷出候段夜中ニ至り申来り候故、無是非其通りニ致シ差置候、猶慶太郎より之演説書ハ書状差添候て同人<sup>江</sup>返置候、

同廿七日

一、今朝未明大野慶太郎罷越段々対談ニ相及候処、少シも身上形ニ付私<sup>江</sup>御断之義ハ無御余義次第ニ御座候得共、右ニ付卯八郎親類

打寄候て相談仕候処、外ニ御訴訟申上方も無之、然ハ卯八郎も既ニ七拾余ニ相成、猶私家より出候祖父ニ御座候へハ当人私より申断候義ニハ死場を抱ひ候年寄如何共氣ノ毒千万申斗無之、平ニ御免シ呉候義ニ候得共、曾て左様不相成候段返答ニ及候処、左候ハ、今日只今より支度久保田罷登り国安罷出候て内情形之義申上度、いつれ罷帰候迄右断之義相控呉候様達々之願ニ候故、無扱其通ニ致候、併シ久保田御越候て初より拙者被仰聞候御演説と間違候ては不相成候段申断り候処、私事御覚之通不演説、且ツ前後之義有之候てハ不宜候故、免当ながら根元之事共演説書ニ致呉可申、右を以久保田ニて申上候様致度願ニ付、左之通相認候慶太郎御役屋罷帰候後書状差添、右手紙之内込、下夕卯時持セ差遣候、

覚

一、当夏中御親類石井卯八郎殿より御頼筋之趣を以御内談之義ハ、当人御宛行四人御扶持外ニ処々より辛勞免高を相求メ候処、此度八幡村開高之内御竿被入置候よし、右開之内ニも辛勞免分処持罷有り、万一出高ニ相成候得ハ四人御扶持被召上候事ニ相至り、猶又諸方取引罷有候卯八郎故、往々辛勞免高求メ申度居り候得共、四人御扶持被召上候事ニ相成候てハ如何共空敷候間、当天徳寺方丈ハ至御心安致罷有候間、日外御内々を以四人御扶持指上御知行拝領之義願上候得共、尺々敷無之、然ハ前文之通処持罷有候辛勞免之

内出高ニ相成候得ハ、三拾石之分限ニ罷成、左候ては右御扶持被召上候事ニ相成、如何共迷惑ニ候間、何分取扱呉候義相頼ニ有之候事、

一、横手給人落合養助とか申候仁、四人御扶持を差上候高拾五石拝領致候由、右之通ニ御取扱相成り申間敷候哉と御内談ニ候故、右御取扱ニ相成候義ハ決落合何か格別上功ニても有之為ニも可有之、御扶持を知行ニ被相直拝領之義ハ承り不申候、右落合並と御頼ニ候得ハ御取次致候処ニ向々内談も不相成候段御挨拶ニ相及候処、全体卯八郎事ハ分限之相重り候義好居候間、仮令ハ拾五石ハ式拾石と拝領ニ相成候へハ、随分夫丈金差上候事故、何分此筋を以取扱呉候義御内談ニ相預候事、

一、右被差上候金員数ハ何位迄被差上候ニ可相成候哉と御取尋ニ相及候処、久保田ニて御法りも可有御座、此方より差積難申上、段々御内談仕候通、分限之相重候義堅ミ罷有候間、拾五石之ものハ式拾石と相成候へハ、夫丈ケ金も多分ニ不差上候得ハ不相成候筈、卯八郎事ハ融通罷有候手内ニ候へハ、御取扱ニ相成候上ハ少シも御迷惑ハ扱置、心願形ニ候へハ私引請毛頭御手元迷惑ハ掛置候よふ之事ハ曾不仕候間、何分取扱呉可申と御頼ニ相預り候事、

一、右之通ニて其実ハ御扶持只ニ被召上候分限ニ罷成候事ハ差当候様ニ御座候間、以来辛勞免高二も不相限払高求メ候事

二仕度趣ニ御座候故、幾重ニも此義御任せ申上候間、何分卯八郎内願之通ニ御取扱被下度、当人身上形之義ハ悉皆私引請取扱被相頼候上ニ御座候間、卯八郎<sup>江</sup>形替り御内談仕候間、久府其向々<sup>江</sup>御取扱之段相頼呉可申、斯願申上候事ハ中々御迷惑よふニ相成候義ハ無之候間、幾重ニも御引請被下候て御取扱被下度候、久保田御振合も可有之、其義共ニ悉皆御任せ可仕候間、何分取扱呉候義ニ御頼ニ相預り候事、

右之通御頼之節御演説之趣、書附差上候、以上、

丑九月廿七日

湊 曾兵衛

大野慶太郎殿

一、役頭より当廿四日附之御書面、曾右衛門連名ニ<sup>而</sup>相達、左之通、質家業礼錢御考被成被仰下候通ニ<sup>而</sup>も宜御座候得共、あまり口数ニ相成、質家業致候程之者なれハ五両・拾両引違有之候共左<sup>而</sup>己難義致候程之事も有之間敷御考<sup>江</sup>書入差上申候、夫共小生考之通ニ<sup>て</sup>あまり大つかミと思召も有之候ハ、今一段被加置候ても宜御座候、

一、曾兵衛殿<sup>江</sup>申上候、西馬音内前郷村小左衛門、御境口目先被

仰付候間御申渡可被成候、右早々、頓首、

一、右之通御考ニ<sup>而</sup>宜候間、申渡候<sup>而</sup>宜御座候哉之義今日御伺申上候、猶又別紙別封ニ致候て、大野慶太郎今朝罷越候て相頼候義ニ付、左之通同様申上候、

副啓奉申上候、石井卯八郎内願ニ付被仰下候趣、既ニ私身

上も難相立、依<sup>而</sup>初より大野慶太郎悉皆卯八郎義引請、当人ニ形替り内談ニ御座候故、慶太郎催促ニ相及候処一昨晚御役屋<sup>江</sup>罷越候故、卯八郎殿御内願之筋久府御振合ニ相随ひ金員数差上方共ニ御任せニ付、其向<sup>江</sup>内々相頼置候処、養蚕方其外御学館方之向<sup>江</sup>も御頼候義先頃御返答ニ有之、然ハ私<sup>江</sup>右御内談筋御頼いつれ久府御模様之義ハ具サ御談候処、如何成次第<sup>而</sup>右よふ之御取尽シ被成候哉、此義可承と申談候処、全右之義ハ御学館方・養蚕方役勤候者より取進メ、一ト通<sup>而</sup>有無其向々<sup>江</sup>挨拶ハ不致候訳ニ御座候、然ハ久府国安兵右衛門殿御例を以何分御引回御取扱被成下候段、則卯八郎<sup>江</sup>申聞候処、金百兩杯差上候心得を以其元相頼候事ニ無之、如何成義<sup>而</sup>右之次第曾兵衛殿<sup>江</sup>御内談候哉と卯八郎慶太郎<sup>江</sup>申聞ニ付、四人御扶持<sup>江</sup>金を附、拾五石也、式拾石也、久府御振合ニ随ひ差上可申義御手元之御申有之、且ツ悉皆私<sup>江</sup>御頼之事故、曾兵衛殿<sup>江</sup>御任せ致候段、慶太郎より挨拶ニ相及候処、金杯多ク差上候事ニ候ハ、申卸之義ニ御頼呉候杯と卯八郎不取合返答ニ付、慶太郎より表向相断候筋ニ御座候処、今朝慶太郎罷越候<sup>而</sup>内々願之義ハ、卯八郎事ハ私家より出候叔父ニ御座候<sup>而</sup>七拾余ニ相成候へハ、只今申断致候義ハ如何共氣之毒千万ニ奉存候、御手元より私ニ御断ニ相成候へハ、是又重キ病名ニ<sup>て</sup>も不申立候得ハ不相成義ニ罷成候間、何卒御助と被思召、御断之義ハ御免被下度、押

々之願ニ御座候得共其義ハ御挨拶ニ難相成、表方御詰開ニ可相及候段申断候処、御身上形ニ相抱候義強<sub>而</sub>願上候事ハ不相成候得共、左候てハ御手厚御取扱被成下候義御苦柄と相成り、旁恐入奉存候、附<sub>而</sub>卯八郎内願之義ニ付、御手元之御迷惑ニ相成、此段御断ニ相預、今更可申上候様無之、然ハ卯八郎事ハ晩年と申此度之意変ニ相成候内情之趣を始、篤と久保田表<sub>江</sub>出府幾重ニも其形御手前様<sub>江</sub>申上御助ケを蒙り申度候間、右御断之義ハ久府より罷歸候迄相控呉候様達々之願ニ御座候、此義御手前様<sub>江</sub>御取合申上候迄も無之申断候筋ニ御座候得共、左候てハ二ノ手を継候事も不相成、且ツ傍伴相身之沈候事暫時之間難相控と申聞候筋も無之、猶歸之上ニ申断り候ても難相断と申義も無之候故、いつれ慶太郎罷歸候迄ハ申断相控罷有申候、此義何分ニも左様御承引被成下置度奉願上候、以上、

九月廿七日

一、今日曾右衛門担処東山内<sub>江</sub>回村ニ付、質家業御礼錢之義ハ当人<sub>江</sub>取合之上連名<sub>二</sub>御伺申遣候、

一、花番楽刈揚過ニ相成候へハいつ方<sub>二</sub>も不苦候段、久府又兵衛より禮藏方迄申来候故、兼<sub>而</sub>願申出候故、前郷村<sub>江</sub>今日其段申渡候、

同廿八日

一、前郷村より明廿九日より花番楽相初候義申出ニ付、禮藏同様御

役屋より出、山田辺回村、昼食なし<sub>二</sub>前郷村<sub>江</sub>引移り申候、同処<sub>二</sub>昼食、

一、両肝煎催促致候て御境口手先小左衛門被仰付候段申渡候、

一、大野慶太郎昨朝罷越候節、卯八郎御扶持之義ハ何方<sub>江</sub>も不差上候

義ニ親類相談致候義申聞ニ有之候、

一、質家業御礼銀左之通差積申上候、

横堀村

一、三拾目

卯兵衛子供 重吉

一、式拾目〔但シ三拾目と役頭より申来り候〕

孫右衛門子供 忠助

一、三拾目

松兵衛

前郷村

一、五拾目

太三郎

一、三拾目

三藏

一、式拾目宛〔但シ三拾目宛と役頭より申来り候〕

利八

正助

平吉

幸三郎

外二

山田村

一、式拾目〔但シ三拾目と役頭より申来候〕清左衛門

是ハ質家業不仕候得共、酒代二年々五・六拾貫文代斗

宛質もの取り候間、若シ以来左様不相成候ハ、年々可  
差上候よしニ<sup>而</sup>

上院内村

式拾目宛と役頭より申来

作左衛門

源兵衛

下院内村

同断

清蔵

同断

儀助

右四人共ニ老ケ年ニ八・九拾貫文又ハ百貫文位代質取  
り候よし、拾五両か拾両宛も差上候様ニハ可相成候哉、  
いつれ差積不差上候、

一、只今質ハ取り不申候得共往々質株札と相成候ハ、拾五  
両宛位ニ御座候へハ御札銀差上申度之義願出候も有之  
候間、此段奉御伺候、

但シ此義ハ一円御指揮之事被仰付も無之、

一、御割役小貫林左衛門・鈴木卯兵衛<sup>江</sup>担処分之有米大旨之差積帳、  
昨日仕送差遣候、差上高御本図村々より伺之相濟候上ニ、是迄  
之通有米相直り候故、其節又々可差出候段共ニ申遣候、  
一、当月二日御役屋より前郷村<sup>江</sup>引移、翌三日晩ニ一村無残御本陣<sup>江</sup>  
為相詰候<sup>而</sup>我等当処<sup>江</sup>長詰ニ付、演説書之通手控致候<sup>而</sup>左之通申渡  
候、

此度我等両三年当処<sup>江</sup>長詰致、担処村々取扱可致候段被仰付

候、扱右御含之大旨と申候てハ、第一当処之義ハ一体大場  
之風俗を<sup>而</sup>己真似置候<sup>而</sup>本職ニ相預候御田畑<sup>江</sup>一円心を不相  
用、只管町家之風ニ押移候為無理成繰合を以一時之利分を  
専らと致候故ニハ、自然御田畑之手入も僉末ニ相成候間、  
年増米取不足ニなり候得共、差定候御収納銀穀ニ候へハ如  
何様致候ても不差出候へハ不相成、然ハ右御収納間ニ合之  
為家財質入ニ致シ、又ハ家蔵屋敷永代之譲り証文杯を以  
ト先其年之凌ハ致候得共、翌年ニ相至り店もの仕入銀主<sup>江</sup>返  
濟之手当ニ行詰候故、多分ハ銀主<sup>江</sup>迷惑を掛或ハ書入之諸品  
<sup>江</sup>掛合を附候て、詰句ハ理不尽之申訳を致候よふ之義有間敷  
事ニ候、皆以本職を取失ひ商人体之姿と相成候段、旁不心  
得之次第ニて候、右之為ニハ追年奢ニ相成、随てハ困窮ニ  
相及候ハ畢竟心得違ひより相生候事共ニ候、以来是等之義  
堅相守、奢かましき事ハ勿論致間敷、銘々本業之御田畑を  
充分手入行届候ハ、外家業致義ハ不苦候、本業を打捨外家  
業ハ曾<sup>而</sup>不相成候不相成候、此段左ニ相心得、家内中<sup>江</sup>も為  
相知候て、兼<sup>而</sup>心得違ひ無之様可致事、

一、右之通家財質入、家蔵屋敷又ハ田畑等ニ至迄、密便ト通  
之書入或ハ永代ニ書入致候て、万一以来他より訴等有之候  
へハ、其当人之親類ハ不申及、体ニより向三軒両隣家も償  
ひ為差出候事も可有之哉、此段相心得相互ニ迷惑不致様吟  
味を取尽シ可申事、

但シ右書入之節仮令暫時ニても其親類・向三軒両隣家共  
印居之書載を以肝煎方<sup>江</sup>申出候上可取究候、

一、いづれも其分限不相応ニ商ひ致候為ニハ無理成繰合を以銀  
主引出候後、返濟之節ニ向ひ何分筋違之申訳致又ハ潰レ断  
等申附候義ハ不相成、万ヶ一左様体之義相聞得候へハ、右  
同断之通り償ひ可被仰付事も可有之哉、是又相互ニ常々吟  
味致候て双方迷惑無之様、兼日心掛可申事、

一、是迄本業之御田畑手入を初、春秋共ニ其節々之働之義ハ、  
透と取失ひ居候訳ニハ有之間敷候得共、兎角ニ寒暑を苦ミ  
骨を折り候事甚敷思止致候より外家業<sup>江</sup>取附、壹日くと家内  
相続致候得共、見込之通店もの引ケ口も無之為食込、又ハ  
延買之分ハ尺々敷取立兼、無抛家財払置候体之ものも有之  
よし、畢竟本業之御田畑<sup>江</sup>不出精致候為ニ有之候、其詮御田  
畑之義ハ前ニ申候通当高何石ニ付此御収納銀穀何程と申候  
御定ニて、其年柄毛引も有之候得共、右之出方多分ニ相欠  
候事も無之、然ハ外家業進も染々と身ノ入不申、且ツハ本  
業<sup>江</sup>之精分も薄ク相成候故、年増ニ匱田と成り、猶更米取も  
不足、随<sup>而</sup>三田之作扶持も立替ニ難渋、依てハ御収納分ハ銀  
主店もの仕入分より償ひ上納致候より自然と困窮ニ相及候、  
此義銘々勘弁ハ可有之筈ニ候得共、以来御田畑ハ十分手入  
行届候義ニ可致事、

一、年々春農より稼方之義ハ兼<sup>而</sup>被仰渡候通ニ有之候得共、猶又

此度申渡候故早春雪消相待居り候て余村より早く老人・せ  
倅又ハ病人之外其家内之多少ニ随ひ男女共田畑<sup>江</sup>向可申、い  
づれ農事之稼不致候得ハ不相成身分ニ候故、此段ハ其家内  
頭之心得形も可有之筈ニハ候得共、兎角是迄致来り候通り  
とハ相違ひ、取調之筋有之候故、以来不心得不働等之事無  
之義、家内又ハ給取り之男女<sup>江</sup>も可申渡事、

一、御収納之時節ニ近寄り候ハ、家毎ニ夜白を引立候て、諸御  
収納尺取り候様可致事、

一、郷中之益筋ニも可相成等之考も有之候得共、是迄申出兼居  
候筋も可有之哉、以来右よふ之存附有之候ハ、其趣書附ニ  
致シ候<sup>而</sup>我等手内迄直々申出候義ハ曾て不苦候故、何分存附  
之次第ハ申出候義ニ可致事、

右之外申渡候筋も有之候得共、追々可申渡候故、此段左  
ニ相心得可申候、以上、

丑九月三日晩申渡之手控、但シ此義演説<sup>二</sup>申渡候、

同廿九日

一、今日より於杉宮村花番楽興行ニ付、禮蔵出張、御足輕湯沢より  
左平・小右衛門右之義相詰候、

同晦日

一、組頭より左之通之御書面、曾右衛門稻庭ニ居り候処、当人より

仕送今七ツ頃相達シ、則歩夫之もの為待置候て、右之返答ニハ長谷川より申訳之義手紙到来、猶與惣兵衛も今年ハ不参候よし、一円ニ米を求メ候もの無之、且ツ此節ハ地頭も最早込、是ニハ三百金位も御座候へハ凌方ニ相成、五斗米銀・御郷役銀其外今年ハ御高割銀上納ニ御座候間、常年より払米も多分の方ニ御座候得共、誰も米を求メ呉候もの老人も無御座、御帰より拝借仕候処ニ<sup>而</sup>米を以上納仕候外無御座候間、直々長谷川<sup>江</sup> 拝借被仰付、右を以米求メ呉候得ハ、誠ニ望処ニ御座候間、何卒右之御順ニ被成下置度、右拝借相濟候上ハ直々仕送呉候哉又ハ為替ニて也、いつれ共早速模様申遣候事ニ被仰付被下度候趣共ニ願申上候、上略、然ハ長谷川<sup>江</sup> 御頼被成候買米今年何共不手繰ニ付、御手元様迄御申訳仕候よし、勘兵衛罷越年々御苦柄ニ相成、今年柄御手元様より御頼之節御申訳仕候義、何共心外申斗無御座候付、御帰より式百金程も拝借仕度願ニ御座候得共、御手元様御回在之砌払米差支之義も有之候て、来春迄式・三百金も御備よりくり出候様被仰置候付、右心組ニ<sup>而</sup>金仕格いたし差置候、勘兵衛<sup>江</sup> 用立候へハ御手元様<sup>江</sup> 治定差上候義難相成、依<sup>而</sup>なんと也御手元様御勝手次第御座候間、早々可被仰遣候、勘兵衛<sup>江</sup> 用立候ても同じ道を知行ミ申事ニ御座候、下略

九月廿六日

一、長谷川<sup>江</sup> 米求メ呉候様回在前罷越相頼候処、いつれ金繰ニ相成候へハ其節可申遣と相究候処、昨日不手繰ニ付申訳之手紙相達、

然ハ是迄近年御勘定方御用聞佐藤與惣兵衛御回米之義被仰付、当月中頃より年々罷越、其手柄ニより式万俵余も求メ候得共、今年ハ未夕不参、其外米を求メ候よふのものも無之、然ル処最早地頭入込之時合ニ相成候得共、小役銀<sup>并</sup>代納之分可為差出様無之、其外御郷役銀・五斗米代銀を始今年ハ御高割銀三ヶ一之分上納故常年よりハ払米も多分ニ御座候得共、未夕米を好人無之、去ながら十月末ニも罷成候ハ、米買入之相手も可有之候得共、当時地頭分ニハ三百金も無之候てハ相凌兼候間、責<sup>而</sup>此分斗ニ相当り米買入呉候事ニ、長谷川<sup>江</sup> 成御工風被成下候様申上呉可申候義、大和田熊蔵迄書状を以今朝申遣候処<sup>江</sup> 組頭<sup>江</sup> より申来り候間、則右之御返答を申上候、

十月朔日

一、今日雨天ニ<sup>而</sup>芝居相止候、

同二日

一、御割役小貫林左衛門・鈴木卯兵衛より又七郎殿御判紙を以左之通申来り候、但シ九月晦日附ニて、

上略、然ハ院内銀山飯料米四千三百石余ニ得御意候処、此度<sup>不談其度</sup> 被仰渡、三千八百拾八石壺斗八升ニ被仰渡候故、右ニ御心得可被成候、猶別紙之通村々<sup>江</sup> 被仰渡村附帳早々御仕送可被成候、右可得御意又七郎殿御判紙差添遣候間、追<sup>而</sup>



御返可被成候、下略、

一、右之別紙左之通、

覚

米三千八百拾八石壹斗八升 院内銀山飯料

内千三百拾八石壹斗八升 去子年納候村々ニも今年相納

候様可被仰渡候、

殘米貳千五百石

右之通村々<sup>江</sup>被仰渡候て、村付御帳被差出被下度候、尤村

々最寄之処<sup>江</sup>御勘定方吟味役出張受取申候故、如此得御意

候、以上、

一、今日八日和二付芝居興行、禮藏出役致候、

同三日

一、御割役小貫林左衛門・鈴木卯兵衛<sup>江</sup>又七郎殿戻御判紙添を以差上

高御本図帳<sup>江</sup>、村々御伺之附札にて申出候故、右仕送候、

一、芝居今日より相止メさせ候二付、禮藏湯沢御役屋<sup>江</sup>罷歸候、

同四日

一、御割役小貫林左衛門より銀山飯料之分三千八百石余之内千三百

石余昨年相納候村々ニ<sup>而</sup>上納、相殘候分ハ村々高分ケ致候て、都

合三千八百石余之分村分致し可申候段申来り候、

同五日

一、山田・下院内両村<sup>江</sup>有米帳可差出之段申遣候、

同六日

一、山田村長百姓三左衛門・庄治兩人有米帳之義罷越候故、銀山飯料村分之義、猶山田・下院内両村寄郷之内院内御米藏納大山家御合力米買納御免ニ<sup>而</sup>舟場納之分引落シ、飯料ニ<sup>而</sup>銀山<sup>江</sup>相納候村々可差出候、猶銀山納ニ<sup>而</sup>不勝手之村々も可有之、左候<sup>而</sup>右飯料御米積不足ニ相成候故、湯沢御役屋<sup>江</sup>罷越候<sup>而</sup>曾右衛門<sup>江</sup>申談候て湯沢寄郷之内より右不足之分相納候義ニ可申談、且ツ右飯料之村附帳直々曾右衛門<sup>江</sup>相頼候て御割役<sup>江</sup>仕送候義可相頼候段共申渡差遣候、

一、大野慶太郎今昼過参り昨晚久保田より罷歸り候よし、扱於久保田ニ国安<sup>江</sup>直々罷出候て、卯八郎内願筋の相違ニ相成候段具サ申上候処、格別御分柄ニても無之候得ハ御評定方<sup>江</sup>一度申会之上ニ候へハ、只二何となく相止申度と之事ニハ不相成、猶又上ニて金子差上方之御割合を以高を被下置候義ニ<sup>而</sup>有之、若シ拾五石ニ不足ニも候ハ、其余も拝領ニハ可相成哉、夫丈ハ金子も多分ニ不差上候へハ不相成、併又体ニ寄何之事なく申卸ニも可相成哉、是ハ如何共無心元、早々罷歸卯八郎を取進メ可申候、近々回在之筈故其節御挨拶可被下義ニ御座候、併シ何事不相濟、卯八郎も差上候義不相成と申事ニては一卜通ニ相濟申間敷候故、

何分卯八郎<sup>江</sup>篤と可申談候趣ニ御座候間、一ト先ツ罷帰り、是より卯八郎<sup>江</sup>能々申論候事ニ仕度候趣故、役又左衛門殿近々御回在ニていつれ其節御返答之趣候哉と申候処、左よふ之御挨拶ニ有之趣故、未タ又左衛門殿より拙者<sup>江</sup>御容子も無之候得共、又左衛門殿御回在迄表向御断り候義相控可申段返答ニ相及候処、慶太郎外ニ御用も有之よし<sup>ニ</sup>直々罷帰り候、

一、仁平禮藏より手紙を以大野慶太郎昨晚久府より罷帰候よし、今朝申来候故、直々慶太郎<sup>江</sup>手紙を以久府より御断り迄表向御断ニ相及候段差控呉候義ニ御座候処、昨晚御断り之よし、然ハ根元御談候通りニ有之候故表向御断ニ可相及候段一ト通得御意差置候事、<sup>并</sup>久府其向よりいつれ之義申参り候ハ、何分之事ニ候得共、いつれ御容子も無之不得止次第<sup>ニ</sup>相成候段申遣候跡<sup>江</sup>慶太郎今日罷越候故、此義慶太郎<sup>江</sup>今朝手紙差遣候事共ニ申談置候、

一、〔二日附〕御割役小貫林左衛門より之言状左之通、

上略、院内銀山飯料先日申上候通三千八百石余、内千三百石余去年中之村々より相納候様仕度候、残式千五百石之分斗村付帳被差出被下度候、惣有米追<sup>而</sup>御書出被下度候、乍繰事院内飯料斗村々御書出被下度候、下略、

同八日 但シ七日御用なし、

一、今日曾右衛門<sup>江</sup>申遣候ハ、御割役より院内銀山飯料之義申来り候得共、担処之内貝沢・赤袴ハ右上納方御訴訟ニ候間、御担処よ

り不足分被差出可被下候段申遣候、

同九日

一、役頭今日浅舞御役屋<sup>江</sup>御着之よし申来り候間、いつれ湯沢御役屋<sup>江</sup>可参候段申来、昼食後御役屋<sup>江</sup>参り候、

一、院内銀山飯料手元担処より式千六百七拾壹石三斗四升六合、相残候分ハ田口担処より出候事ニ相究申候、

但シ院内御蔵納、左衛門殿御合力米昨年之通り下院内寄郷より相納候積故、此分ハ残高之内ニ有米トナル、大山家御合力米ハ三梨村より相納候事ニ田口より御割役<sup>江</sup>申遣候也、

一、〔八日附〕浅舞御役屋詰合同役跡部惣兵衛・鯨岡四郎左衛門より曾<sup>江</sup>我<sup>江</sup>我等連名之手紙曾右衛門より前郷村<sup>江</sup>仕送相達ス、左之通、

上略、然ハ<sup>江</sup>作事一昨日当御役屋<sup>江</sup>罷越、昨日東西質屋家業之もの為召寄、於御役屋株札相渡御礼銀の申渡相濟申候、御請帳<sup>江</sup>印居も為致候筈ニ御座候間、当人共御催促之節印居持参罷出候事被仰渡可然候、此方<sup>ニ</sup>右之義失念不手配ニ御座候故、<sup>江</sup>申上候、当人事親郷回り等決<sup>而</sup>不為致、御役屋<sup>江</sup>差置為取極候事ニ御座候、此義ハ先日申上候筈と奉存候、賄等ハ壹式夜之事故銘々之ものを為喰候方可然哉と申会罷有申候、其代通も壹式夜之滞留<sup>ニ</sup>相極可申候、馬被貸下候事も大和田より御書付申請罷出候趣ニ御座候、下略、

同日

一、同式拾目

儀助

一、御割役小貫林左衛門・石川官兵衛江院内銀山飯料東西之村々より

西馬音内前郷村

相納候二付、右村分ニ致候て三千八百石余右帳両冊、又七郎殿

太三郎・三蔵・利八

戻り御判紙添を以今日曾右衛門・我等兩名にて久府江仕送申候、

一、文銀三拾目宛

正助・平吉・喜三郎

一、組頭昨日浅舞御役屋江御出二付、惣兵衛・四郎左衛門江今日手紙

一、同三拾目

上至米村

を以役頭当御役屋江御引移、以前取調之御用有之、昨日前郷村よ

一、同三拾目

和右衛門

り引移り候故、御用有之候ハ、此方江可被仰下、猶何日頃当御役

一、同三拾目

山田村

屋江役頭御引移ニも可有之哉申遣呉候様と申遣候、

一、同三拾目

清左衛門

一、担処質家業致候面々相詰候故、右之株札を被相渡候、但シ下院

一、同三拾目

松岡村

内村清蔵式拾目之札銀可差上役頭御指揮ニ候得共、実ハ高橋松

一、同三拾目

平助

之助本人ニ候故三拾目ニ致候、松岡村平助是ハ湯沢町藤木平兵

右人数合拾六人

衛田屋ニ候故三拾目、上至米村和右衛門三拾目、右和右衛門・

右御札銀合四百七拾目也、

平助兩人ハ先御取調之節書出人数ニ無之、此度願二付同様ニ株

右ハ此度六郡一統江株札被相渡候、御札銀上納之義ハ追而御伺之

札を拝領為致候、猶一統是迄質取候得共明年ニ至り相止候て、

上被仰渡候筈、

右株札返上可申、又ハ他江相払候共其義勝手次第ニ可致、右御札

一、右質株札被相渡候二付、掟書をも被差添候、左之通、

銀ハ質家業中年々共ニ可差上候段申渡候、

掟

横堀村

一、文銀三拾目宛

重吉・忠助・松兵衛

一、限月十ヶ月限、

上院内村

一、同式拾目宛

作左衛門・源兵衛

但、日延等之義ハ置主願に依而申合たるへき事、

下院内村

一、同三拾目

清蔵

事、

一、盗物を取かくし置、後して相頭候時、質屋曲事被仰付候

一、盜物御吟味之節似より之品有之候ハ、早速可申上事、

一、質■ニ無之者かくし質を取候もの堅く御停止被成「」  
仲間之者遂吟味可申上■

■、質■入之義、一■時切ニ可限■

■■毎年大晦日ニかきり夜中たり共御構ひ無之候、

一、質切手紛失致候もの品物請取度願等有之候ハ、置主より

印形ニ請らせ可申事、

右之趣急度相守可申候、以上、

文政十二年丑十月

■類家財之外米・大小豆都て穀もの質取候義ハ、株札無之共其  
分ハ御構ひ無之候、

一、昨晚大野慶太郎罷越候て卯八郎内願筋之義■以来段々当人取進  
メ候処、四人御扶持<sup>江</sup>錢五百五拾貫文添候て可差上候故、知行高  
式拾石拝領之段可相願、其余老錢ニても差上候事ニハ難相成候  
よし申聞ニ御座候間、私手内より相足金百兩差上候事ニ相極候  
故、是ニてなんとか相成間敷哉、いつれ国安浅舞御役屋<sup>江</sup>昨晚御  
出之よし、然ハ先頃出府之節、いつれ御回在之上御挨拶可被下  
「」何辺「」候て御伺、右金子員數も申■  
よしニて、今日浅舞御役屋<sup>江</sup>慶太郎罷出、右之趣共申上候処、根  
元曾兵衛を以御内談ニ候故、当人<sup>江</sup>可仰聞候筋と御申候故、何分  
我等ニ参具候義今晚慶太郎罷越願ニ候故、左候ハ、いつれ明日  
可罷出候段返答ニ相及候、

同十一日  
一、今朝昼以前より湯沢より浅舞御役屋<sup>江</sup>参り候、

但シ此節同役惣兵衛・四郎左衛門・御檢地役佐藤兵吉・坂本  
吉右衛門・見回役川又孝治詰合候、

一、湯沢給人石井卯八郎内願筋之義ニ付、慶太郎段々最初より相頼  
候て、我等申聞之次第、其後卯八郎不取合之訳柄、右ニ付慶太  
郎又々願方之義共ニ具サ申上候処、御評定方<sup>江</sup>申入御評義相極、  
御勘定方<sup>江</sup>夫レより申談、四人御扶持<sup>江</sup>千貫文添差上候て、御蔵  
出拾五石拝領之願申入候処、右方ニて評義も相済、御勘定方吟  
味役<sup>江</sup>差積為致候処、拾三石之差積出候故、是ニてハ当人願通ニ  
不参候故、願通之拾五石ニ相成間敷哉と御勘定方<sup>江</sup>又々役頭被仰  
談候処、左候ハ、今一応■相考可申趣ニ<sup>而</sup>居候、然ハ今以其考も  
出不申、最初申入候通四人御扶持<sup>江</sup>千貫文添候て御蔵出拾五石之  
差積を以出候節、いつれ相止候と申事ニてハ不相成候段御申ニ  
御座候間、左様之義ニ相成候へハ、初メより慶太郎引請候て、  
私<sup>江</sup>之頼ニ御座候て卯八郎<sup>江</sup>ハ一面も不仕候者ニ御座候間、慶太  
郎<sup>江</sup>表向申断候外無之候段申上候処、いつれ御帰之上其向より差  
積之出候上ニ無之候へハ不相成候段御申故、無是非慶太郎<sup>江</sup>申断  
候事ニ罷有り候ハ、不申断相控ひ候て御内々其段申上候様ニ仕  
度候趣申上置候、

一、今朝松岡村肝煎、湯沢御役屋申出候ハ、当村嘉助と申者飯沢村

善之助と申者を打擲致候処、善之助体ニ寄候てハ命ニも相拘り可申候哉、飯沢村<sup>江</sup>人を以右之段申遣候、何れ内々を以申聞候趣故、右善之助医者<sup>江</sup>為見置候哉相尋候処、未夕医者ニ為見不申候趣故、早々医者を相頼為見候て介抱可申義申渡、則御足輕左平催促ニ<sup>而</sup>松岡村嘉助右之通之次第候故召捕候て、嘉助病体形見届、弥命ニ相拘候事ならハあかり屋<sup>江</sup>召連可入置、命ニ拘候程之義ニ無之候ハ、松岡村<sup>江</sup>預置急度番人附候事ニ可致申附候<sup>而</sup>今朝左平差遣候、

但シ浅舞御役屋<sup>江</sup>ニ<sup>而</sup>役頭<sup>江</sup>右之段御耳立差置候処、御承知ニ御座候、

一、下院内村地形之内同処給人共桑木植立致度候趣ニて、年々村方<sup>江</sup>運上差出候<sup>而</sup>貸地ニ致候分有之、是<sup>江</sup>高札相立度候段、給人より昨年中願ニ候故、右之段今日役頭<sup>江</sup>御伺申上候処御承知ニ有之候、右高札<sup>江</sup>ハ御役屋と相認候て可然御申ニ候、追<sup>而</sup>回在之上願通之義可申渡候、

一、田代村肝煎平兵衛御撫育料<sup>江</sup>差上候分上納処之義御伺申上候処、湯沢町小川長右衛門方<sup>江</sup>可相納候段御指揮ニて有之候、

一、前郷村ニ<sup>而</sup>御役屋<sup>江</sup>上納米昨年之通、体ニ寄糶ニ<sup>而</sup>取立不申候へハ不相成、左様之取立ニ相成候ハ、糶を以上納仕度候段申上候処、御承知ニ有之候、

一、院内村御伝馬定雇之者其中ニ夕年分<sup>江</sup>又々拝借、暮ニ至り候へハ三ヶ年分拝借都合ニ相成候間、老ヶ年分被指下候様仕度候段申

上候処、是又御承知ニ候、

同十二日 初て雪

一、役頭被仰含候ハ、申年以来御撫育拝領之せ倅共、来寅年より御上下之節両郡一同御通り向<sup>江</sup>可罷出、其節御披露有之候趣、猶遠在之ものハ御前日相詰不申候へハ不相成候故、右籠代ハ拝領可被仰付候段共被仰付候間、則今日回状を以誠ニ無此上も難有事ニ候故、懐妊・出産形之義共以来猶更吟味之行届候義、小間居之至迄も右難有次第、一村限り老人も不殘可申渡候段篤と申渡候、

一、御足輕左平罷越、松岡村嘉助召捕候て村方<sup>江</sup>預置、猶番人之外ニ長百姓をも番致候て見継可罷有候義申渡候趣ニて候、飯沢村善之助容子之義承り候処、命<sup>江</sup>相拘り候程ニも有之間敷、併シ命<sup>江</sup>拘り候事も難斗候間、あかり屋<sup>江</sup>入置可申候哉と申聞ニ候得共、左よふニ相及申間敷と存候得共、役頭<sup>江</sup>其義御耳立ニ相及候処、村方<sup>江</sup>預置可申候御差函ニて候、

併シ右嘉助と申者兼日不届なるものニ<sup>而</sup>一ト通御追放迄ニ相成、帰村御免後又々不相変不届致候義も薄々相聞得、実ハ能き序ニも御座候間御追放ニ可仕候段申上候処、いつれ詮義早々致候て可申出之趣可申遣被仰含ニ御座候故、則禮蔵<sup>江</sup>右嘉助詮義致候様御用状を以申遣候、

同十三日

一、今日品々役頭<sup>江</sup>申会之上御伺御用申上候、

同十四日

一、役頭より担処村々<sup>江</sup>左之通可申渡被仰付候、

覚

江戸・京・大坂其外惣して出国御暇之義ハ、神願之者・商  
用事之外容易願申立間敷、殊更御時節柄不奉存、猥り二出  
国相願神社仏閣参詣杯之唱心得違之もの見物等ニ罷越候様  
ニも相聞得、不届之至候、別<sup>而</sup>婦人之身分杯ニては三都其外  
他国<sup>江</sup>用事無之筈、以来ハ仮令婦人たり共心得違ひ之もの於  
有之ニハ、当人<sup>并</sup>家頭ハ勿論村役人急度被仰付候間、右心得  
違のもの無之様可被相心得候、以上、

丑十月

同十五日

一、役頭<sup>江</sup>御伺之御用相濟、浅舞御役屋より湯沢町御役屋<sup>江</sup>罷歸り候、  
但シ曾右衛門十三日より浅舞御役屋<sup>江</sup>参り、是又御用濟ニ相成、  
今日同よふニ罷歸り候、湯沢御役屋<sup>二</sup>而<sup>而</sup>昼食、

一、大野慶太郎<sup>江</sup>手紙を以、石井卯八郎願筋被相頼候義ニ付、一ト通  
御断差置候筋有之候故、罷越呉候様ニ申遣候処、今晚参り候故、  
此間浅舞村御役屋<sup>江</sup>罷出候て、四人御扶持<sup>江</sup>金子百両添候<sup>而</sup>差上候

間、御知行高式拾石拝領被成度候段、先頃国安又左衛門殿<sup>江</sup>御内

々被仰聞候処、根元拙者御取次致候義故、曾兵衛を以可被仰聞  
候よし又左衛門殿御申之よし、然ハ最初より御頼ニハ久府御振  
合ニ御随ひと申候御頼故其趣を以又左衛門殿<sup>江</sup>拙者御頼申上候事  
ニ候へハ、只今如何共御頼とハ申なから難申上候段挨拶ニ相及  
候処、いつれニ致シ候ても又左衛門殿<sup>江</sup>相願呉候よふニ付、無抛  
又左衛門殿<sup>江</sup>申上候処、先頃貴様御出府之節も今更右よふ之事ニ  
ハ不相成、猶具サ又左衛門殿其訳柄共貴様被仰談候よし、いつ  
れ又左衛門殿此処<sup>二</sup>而<sup>而</sup>御挨拶難相成、久府<sup>江</sup>御歸り之上、拙者迄  
御返事有之趣ニ御座候、扱此度之御願通ニ不相成、最初之通久  
府御振合ニ相基御取扱之事ニ罷成候<sup>而</sup>御破談と申義ニ相成候得  
ハ、不得止貴兄<sup>江</sup>表向御断不申候へハ不相成、右御返事有之候迄  
ハ御断相及候事差控居り候故、此段一ト通御断ニ相及候段申断  
り置候、

同十六日

一、昨日御割役小貫林左衛門・鈴木卯兵衛より又七郎殿御判紙添ニ  
て、御本図帳<sup>江</sup>村々伺之分相濟候<sup>而</sup>仕送相達候、右御判紙を以早  
々御藏分帳可差出候義、兩人方<sup>江</sup>今日申遣候、

一、松岡村嘉助と飯沢村善之助と此間喧嘩致候次第、禮藏詮義<sup>二</sup>而<sup>而</sup>嘉  
助不届明白ニ相成り、今日当人口書相極候、明日禮藏浅舞御役  
屋<sup>江</sup>罷越申上候筈、善之助ハ格別不届と申程ニ無之候故、演説書

二為致申候、

一、申年以來御撫育拝領被仰付候当人共、來寅年より 御上下之節御通行向江可相詰被仰渡候故、一卜通回状を以具サ申渡候得共、外二明年より相成候者共ハ、はさ掛右道具此節より心掛可申義、猶夏中も申渡候通外苗代之分江ハ風除可致事共、今日山田・下院内両村寄郷共ニ、肝煎■長百姓之内耆人宛御役屋江催促之上申渡候、如此迄ニ御取扱相成一統無此上難有義ニ候故、耆人限此義申渡、懷妊ニ相成候節より食事ハ不申及万端不慎無之事、猶又郷中ニハ不吟味筋無之義共ニ具サ申渡候、

一、左衛門殿家人萩尾彦右衛門、御代良藏江手紙を以御取合致度次第候故、御役屋江罷越吳可申趣申遣候処、彦右衛門より後刻迄ニ可罷越之段返書ニ有之、兩人罷越候故杉宮村地形之内八幡村之も江被仰付候て畑開ニ被致候付、地元村杉宮ニて迷惑之趣申立、郷中江御任せ被下候様ニと申上候よし、然ハ右場処江鍬入之事ハ御願相濟候上ニ候哉、又ハ御差紙之内ニも候哉承り候趣申談候処、いつれ不心得之場処ニ候故、家來共江取合之上ニ返答可致候よしニ候故、御取詰御返答可被致、猶又鍬入候義ハいつれ相究候迄ハ御延引候義ニ可致之事共ニ申談差遣候、猶明日より西馬音内前郷村江引移之義共申談候、

同十七日

一、湯沢御役屋より昼食なしニ前郷村役処江引移、両西馬音内前郷

寄郷共罷越候故、昨日山田・下院内寄郷共江申渡候通、厚き御含之御取扱之段篤と申渡候、猶更以來懷妊之もの共一体給ものニも不相限万端之慎成、右ニ付吟味之行届候様之次第、且ツはさ道具心掛之義、明春外苗代江風除之道具其外いろ 以後心得成之事共具サ申渡候、

一、此間被仰渡候出国御暇願之義ニ付、右之御書附村々江相渡為■取候様申渡候、

一、田代村肝煎長谷山平兵衛御撫育料江差上候分御伺ニ相及候処、湯沢町小川長右衛門江入置候事ニ被仰含候故、当人江可相納、今日直々申渡候、

一、禮藏、湯沢御役屋より浅舞御役屋江今日参り候、曾右衛門ハ御用濟ニ明日出立、一卜先罷帰候筈也、

一、今夜五ツ時過頃、左衛門殿家來井上才藏・原田織衛■手紙相達候、左之通、

上略、然ハ杉宮村ニ且那拝領地形之義、昨日御代良藏、萩尾彦右衛門江御内談之趣、同人共具サ申聞ニ承知■候、右地形之義ハ、先年且那拝領之地形ニ自由致來候地形ニ有之候、何そ表方開発等致候義ニ無之、追々取調之旨有之、一先八幡村江示談之上、畑ニ致候義ニ有之候、定而表方之開発場処ニ致出高ニても有之様之取調之御取受迎ニも可有之哉と且那ハ不申聞、一先如此御挨拶申上候、且又八幡村江手入之義御差留被成候よし、右等之義申聞候ハ、定且那違却



も可有之とは又不申聞候故、八幡村手入御差留之義ハ御引揚有之様ニ仕度、先年杉木又ハ漆木取立之義も有之候得共、野火焼等之為成木致兼、是迄夫々ニ致差置候得共、今般取調之旨有之、一先畑ニ為致候義ニ有之候間、左ニ御承知被下度、乍繰事八幡村之義ハ早速被仰渡直ニ被成下候様仕度、右御挨拶今朝御役屋迄申上候処、西馬音内村<sup>江</sup>御引移之由、故以手紙如此ニ御座候、恐惶謹言、

十月十七日

原田織衛

井上才藏

同十八日

一、左衛門殿家来井上才藏・原田織衛より昨夜手紙相達シ、右返事今朝態夫を以兩人方<sup>江</sup>申遣候、

上略、扱又一昨日萩尾彦右衛門殿、御代良藏殿御控候<sup>而</sup>一卜通御取合ニ相及候、杉宮村地形之内当時草飼ニ致罷有候野形之内御屋敷御分有之候由、右場処之義ハ御差紙処ニ御座候哉、又ハ御拝領地<sup>而</sup>田畑ニ被成候<sup>而</sup>も宜事ニ兼<sup>而</sup>上辺向相濟居り候哉、右地形之義ハ杉宮村ニては郷帳之内ニも御屋敷御分ニ相成候事ハ不相見得候よふニ御座候、然ハ田畑ニ被成候事相濟居り候へハ少シも異論可申上候様無御座候得共、只ニ御自由之地処と申候ても御下屋敷ニ御拝領と田畑ニ被遊候為御拝領とは相違ひ申間敷候哉、併シ御人物柄

之事故、仮令御下屋敷ニ御拝領ニても、田畑ニ被遊候て宜候哉、是等ハ不案内ニ御座候、いつれ鍬入と申事ニ候へハ右之一条畛と不仕候へハ如何共可致よふ無之、鍬入畑ニ被成候御取調之筋ニ候へハ、諸木御植立候義共相違ひ申間敷候哉、猶又八幡村<sup>江</sup>鍬入延引可致と申渡之事ニハ無之、前件之次第相片付候迄御見合候様ニ致度之旨、彦右衛門殿・良藏殿<sup>江</sup>申上候、且又右ニ付御咎メ致候訳ニハ曾<sup>而</sup>無之、不案内ニも候間御取合仕候筋ニ<sup>而</sup>御座候、前条之次第相知候得者鍬入被遊候ハ何分之事ニ御座候、右段々申上候通故、いつれ御返事被下度、御念書昨夜中相達候俣只今如此御返事致候、乍繰事御返事被下度候、早々不備、

十月十八日

名

井上才藏様

原田織衛様

一、右兩人より左之通申来り候、

昨日愚札申上候処、今日態々御挨拶被仰下拜見仕候、弥御堅勝御勤仕被成置候由奉珍重候、然ハ旦那先年拝領之杉宮村地形之義ハ、何ソ田畑ニ致候為拝領被致候場処ニハ無之候得共、何方逆も屋敷内空地有之候へハ畑ニ致菜園等致候義ハ同様之義ニ<sup>而</sup>畑地ニ無之屋敷ニ候得ハ畑ニ致候義不相成候義ニハ心得不申候、何ソ田地等ニ致高等相付候筋ニハ無

之、諸木植候ニも畑ニ致菜園等致候も銘々勝手次第之義ニ心得罷有申候、併屋敷ニ候得者空地等有之候ても畑等ニ致候義不相成御規定ニ有之義ニ候ハ、何分且那<sup>江</sup>申聞候て御挨拶可申上候得共、全左様之被仰越ニも無之、歛入杯と角と立候得は、何となく開発杯之様ニ相聞得候得共、全以左様之筋ニ無之、此方地形之事故一先畑ニ致、追々取調之旨有之手配致候義ニ有之候、何ソ人職柄故不苦杯と之取調之義ニハ聊無之、且八幡村<sup>江</sup>手入御差留被成候筋ニ無之趣御念入被仰下承知仕候、如何様右一条之義ハ良藏杯取請違申聞候義可有之候、左御承知可被下候、且杉宮村之義ハ一村一円之開御差紙処持被致候得共、右御差紙下之内百間四方先年願被申之拝領被致候地形ニ有之候、其後貝沢村<sup>江</sup>預置候義も有之、右地形之義ハ八幡村之内京塚と申処地続ニ<sup>而</sup>杉宮村之余程間遠之処ニ<sup>而</sup>是迄杉宮村ニ<sup>而</sup>格別草飼等致候義共不相聞得、草飼致候<sup>而</sup>至<sup>而</sup>草生不宜刈取候事不相成場処ニ有之申候、杉宮村よりも此方<sup>江</sup>願筋有之候得共段々吟味致候処、著しき迷惑形も不相見得候事故取受不申候、定<sup>而</sup>杉宮村より迷惑形申上候義ニ可有之候得共、段々得其意候通ニ御座候故、此段宜御承知可被下候、右為御挨拶如此御座候、恐惶謹言、

十月十八日

原田織衛

井上才藏

一、仁平禮藏より手紙ニ<sup>而</sup>明後廿日役頭浅舞御役屋御出立、当処<sup>江</sup>御

引移、猶右ニ付下院内村・湯沢町・稲庭村・猿半内村右村々寄郷共廿一日昼之内御見舞候事ニ禮藏より申遣候よし、依<sup>而</sup>両西馬音内・山田村寄郷共廿一日昼早夕寄郷共同道致候て御見舞可致段申渡候、

同十九日

一、明日役頭当処役処<sup>江</sup>御引移ニ付、夫々手配申附候、

同廿日

一、今日役頭浅舞御役屋より当役処<sup>江</sup>御出、

但シ同役惣兵衛・御檢地役佐藤兵吉・見回役仁平禮藏・川又孝治共御同様参り候、

一、今日御賞之分左之通被仰渡候、

林崎村 肝煎・長百姓・惣御百姓

其村御百姓共兼<sup>而</sup>農事<sup>江</sup>心を用ひ相働、郷中一同相和し、御

百姓立第一ニ心掛候段出精深切之至ニ候、依之為御賞御酒

壺斗五升一村<sup>江</sup>被下之候条、向後猶以無懈出精可致事、

十月

水沢村 肝煎・長百姓・惣御百姓

右ハ右同断、

堀内村 肝煎 理右衛門

其方事兼<sup>而</sup>農事出精、且晚年盲人之祖父<sup>江</sup>孝養相尽、家内之

者二も共ニ心を用ひ、別て長々之病中猶更怠らす看病も尽候段相聞得、奇特之至ニ候、祖父没後ニ候得共、為御賞調錢五貫文被下候間難有可奉存候、

十月

大沢村 長百姓 七右衛門

其方事安永七辰年より長百姓五拾八ヶ年無懈怠相勤、兼農事<sup>江</sup>心を用ひ相働、御毛見願等も去ル午年より式十ヶ年之間連綿御苦柄不申上出精深切之至候、依之為御賞調錢五貫文被下候、

十月

上院内村 御百姓 清右衛門

其方事兼農事<sup>江</sup>出精相稼、且四十ヶ年之間連綿御毛見願不申上候段深切之至ニ候、依之為御賞調錢三貫文被下之候、

十月

下院内村 御百姓 松五郎

其方事兼農事<sup>江</sup>心を用ひ諸人ニ勝れ候働出精深切之至候、依之為御賞調錢式貫文被下之候間、以來猶更無怠出精可致候、

十月

右之通御書附被相渡候、

同廿一日

一、今朝未明堀回村<sup>江</sup>役頭始皆々回在、右ハ当春中同処之内<sup>江</sup>本庄・八嶋より御取寄候て植立被成置候竹御見分被成候、猶同処ニ朝飯、又々前郷村役処<sup>江</sup>御帰り、雄勝村々追々御見舞、

一、担処村々<sup>江</sup>御賞御書附村々<sup>江</sup>相渡候、

一、院内馭場当暮ニ相成候へハ千五百貫文余ニ相成、如何共大錢長々御預り候義迷惑ニ候間、右之内三ヶ式通り御汲上、別御蔵宿<sup>江</sup>被仰付被下度候段、右御蔵宿横堀村松兵衛申出ニ御座候、然ハ当処之内太三郎今年ハ米を手離不申候ニ付村々仕入ニ差支ひ之節願申上度、外ニ與之助も右之願ニ御座候間、兩人方<sup>江</sup>拝借被仰付候よふニ申上候処、宜候段御差図ニ候、

一、松岡村之内切畑村之義ハ御百姓御收納之取立方を始諸事松岡村と別村之よふニ御座候、然ハ此度切畑村肝煎御役御免之義書載差出候間、当人ハ、御免ニ被成下、肝煎ハ不被仰付候<sup>江</sup>松岡村肝煎諸事之義共取扱為致申度、切畑村之方<sup>江</sup>取立役を相立、御收納を始諸事取立為致候様仕度之段御伺ニ相及候処、其通ニ<sup>江</sup>宜敷候趣ニ被仰含候、

但此節切畑村儀右衛門と飯沢村善之助と喧嘩致候処、善之助打擲被致、先頃禮藏吟味ニ相及、儀右衛門不屈ニ落入揚屋<sup>江</sup>入置、善之助全快無之ニ付、右御処方不相究候故、其為左右衛門御免不申渡相控居り候、

同廿二日

一、役頭御用濟ニ<sup>而</sup>今朝御帰りニ付御立、

但シ惣兵衛・兵吉・孝治も罷帰り、浅舞御役屋<sup>江</sup>参り候、

同廿三日

一、今朝より禮藏同然堰筋<sup>并</sup>堤普請出来之分共見分ニ罷越、林崎村ニ<sup>而</sup>昼食、役処<sup>江</sup>罷帰り候、

同廿四日

一、禮藏稻庭村困窮形之義ニ付見聞之次第先頃役頭<sup>江</sup>申上候処、右村取調可致段被仰含候得共、不案内ニ付相談ニ有之候故、何分於役頭ニも我等<sup>江</sup>可申談、篤と其趣相調候様ニ被仰含候義故、右の取調ニ心附候分書附ニ致シ申談候、

同廿五日

一、禮藏御用濟ニ付、湯沢御役屋<sup>江</sup>罷帰り候、

一、曾右衛門<sup>江</sup>今日御用状を以御收納方吟味役より院内銀山飯料、山田村寄郷共同処<sup>江</sup>直納、湯沢町<sup>并</sup>寄郷共湯沢納ニ可致候義申来り候、然ハ最初其向寄<sup>江</sup>可相納之趣ニ候処、此度右之通ニては不相成、猶又村々之迷惑一ト通ニ無之、依<sup>而</sup>最初之通ニ可致、若シ御收納方ニ<sup>而</sup>是非此度申来候通ニ不致候得者不相成次第二候ハ、村々迷惑形を篤と役頭<sup>江</sup>申上、無残湯沢ハ向寄ニ候故同処<sup>江</sup>可相納之段可申上之段申遣候、

同廿六日 御用なし、雪

同廿七日

昨日方より院内山中雪三尺又ハ四尺ニ相成り候由、西山内も壹尺五六寸之雪ニ<sup>而</sup>消払不申候よし、  
一、担処分馬口勞御役銀帳認方不宜候段、先日小栗忠藏・佐藤<sup>■</sup>より又七郎殿御判紙添を以仕送相届候故、右認直シ候て、右戻り御判紙を以今日兩人方<sup>江</sup>仕送候、

一、此度回在前御勘定処より催促ニ<sup>而</sup>下仙道村ニ<sup>而</sup>去ル午年米式石何斗不納有之候故、当丑年上納可致之趣故、右ニ付村方吟味相及候処午年前郷村為御替<sup>江</sup>無残上納、北条市之助<sup>江</sup>其節<sup>■</sup>之請留有之候へハ同年皆濟ニ<sup>而</sup>有之候故、右之差引帳為致候て、大和田熊藏<sup>江</sup>御勘定役<sup>江</sup>其段掛合具候様今日申遣候、もし又村違ニも無之候哉、下仙道村ニハ壹粒も不納無之、別<sup>而</sup>為御替米之義ハ舟場<sup>江</sup>納候分と違候て<sup>■</sup>皆濟之節御金藏ニ<sup>而</sup>過不納之振合致候事不相成候米故、向方ニ<sup>而</sup>之不納ニも可有之哉、いつれ右村ニは不納無之趣篤と申談具候様、今日同人<sup>江</sup>申遣候、

一、四日附之書状、曾右衛門より相達

一、御收納米是迄舟場<sup>江</sup>差出候処、湯沢納ニ相成候て迷惑之村方、同処<sup>江</sup>附出シ掛物何程、舟場なれ<sup>■</sup>何程と申事、何辺書出候様致度趣、大山申事ニ御座候、余り迷惑之筋御座候へハ夫丈御手当ニても被成候事ニ内々相聞得候間、此段其向<sup>江</sup>御申渡

御取調被遣可被申候、下略、

同廿八日

一、今日湯沢詰合仁平禮藏<sup>江</sup>昨日曾右衛門より申来候義申渡、取調書遣シ呉候様申遣候、猶山田村<sup>江</sup>も右之段御用状を以朔日迄ニ可差出之義申遣候、

但シ今年院内銀山飯料三千八百拾石余之分、御物成差上之内を以被相渡候ニ付、湯沢寄郷之内・山田寄郷之内より右之分<sup>江</sup>相納候ニ付、湯沢納<sup>■</sup>相成候、是迄ハ下院内村寄郷之内より右<sup>江</sup>相納、不足分御買上被成置候処、今年右御買上被相止候ニ付て也、

同廿九日

一、田口曾右衛門、当廿六日書状相達ス、外ニ替候事無之、御割役より御蔵分<sup>■</sup>之書付仕送相達候、

覚

一、米貳百八拾貳石<sup>■</sup>斗六升三合 院内御米蔵納

御膳米

一、同拾八石五斗 五丁目右同断

一、同百石 壱岐守様右同断

一、同百八拾石三升三合 左衛門殿御合力米

一、同千石 五丁目御米蔵納

一、大豆四拾貳石 右同断

一、糯拾三石 右同断

一、米千七百四拾石九斗九合 江戸為御替

一、同貳千六百七拾壹石壹斗四升六合 院内銀山飯料

一、大豆九斗 院内御米蔵納

外ニ粃六百貳拾四石 御粃蔵納

右之通御詰切、余米之分ハ湊御米蔵<sup>江</sup>上納致候様村々<sup>江</sup>可被仰渡候、以上、

十月 御割役処

湊曾兵衛殿

一、仁平禮藏より被仰渡書、今日相達、左之通、

覚

源通院様御祥忌日、只今迄六月十日ニ候処、以来六月朔日

ニ相成、御改月並殺生御指留被成候、依之 円明院様御祥

忌日八月十日之外、月々十日御平日ニ相成、殺生御構無之

候、猶六月朔日之外是迄之通御礼被 仰受候間、此旨可被

相心得候、

右之趣支配処村々<sup>江</sup>可被申渡候、以上、

十月

## 活動報告

(令和四年二月現在)

### 一 展示

○企画展「秋田県誕生一五〇年記念事業 廃藩置  
県一五〇年 公文書でみる秋田の歴史」

前期 八月二十六日～九月二十一日

後期 十月二十八日～十一月三十日

廃藩置県で秋田県が誕生して当年で一五〇年を迎えることにちなみ、県総務課主催の『秋田県』誕生一五〇年記念事業』の一つとして、明治以降の秋田の歴史を振り返る趣旨で所蔵資料の展示を行った。

① 歴代秋田県知事全員の顔写真とプロフィールをぐるりと横一列に並べて展示し、百五十年の時の流れを表現

② 各年代の主な出来事(感染症、異常気象・災害、貧困その他)の説明と、関連公文書や資料を展示。来場者数は延べ五、一八九名、マスコミ取材は七社。

展示室のコーナー設定

- ・ 廃藩置県～第一五代県知事の在任期間
- ・ 第一六代～第三〇代県知事の在任期間
- ・ 第三一代～第三八代県知事の在任期間
- ・ 第三九代～第四五代県知事の在任期間
- ・ 第四六代～第六五代県知事の在任期間
- ・ 一五〇年を振り返って

### 二 公文書館講座

(高橋正弘)

#### ○古文書解読講座

館蔵史料をテキストに使用し、くずし字解読の手助けを行うことを目的として実施した。全六回、一講座当たりの定員は二十名まで。参加者数は延べ百十三名。

第一回 六月二十五日

候文を読む「国典類抄」を題材に

第二回 六月二十五日

古文書で読む 秋田のくらし (講師・柴田知彰)

第三回 七月二日

家老の日記で学ぶ古文書 (講師・一関修二)

第四回 七月二日

「岡本元朝日記」を題材に (講師・高田環樹)

第五回 七月九日

摺上原の戦、佐竹義宣の伊達政宗 (講師・畑中康博)

第六回 七月九日

「義宣家譜」を読むⅡ (講師・佐藤隆)

秋田藩の幕末政情を考える

「秋藩建白類抄」(混21-81) ほか

(講師・金森正也)

(都合により中止)

第七回 七月十六日

「義和公阿山・比川御道の記」を読む

(講師・藤田誠治)

第四回までを初級講座、第五～七回を中上級講座に設定した。一字一字の解読に始まり、歴史的背景も踏まえた内容理解に至るまで、各回でその重心は移しながら幅広く受講生の学習意欲に応えた。

○歴史講座 (高田環樹)

館蔵史料やそれに関係する歴史的事象について解説を行い、館蔵史料の重要さと面白さを感じていただくことを目的に行った。全二回、一講座当たりの定員は二十名まで。参加者数は延べ二十七名。

第一回 九月十日

【企画展連携講座】

廃藩置県一五〇年

公文書でみる秋田の歴史

(講師・高橋正弘)

企画展実施までの構想段階や工夫した点などを説明し、最後は展示室で各資料を解説した。

第二回 十月二十二日

クニマスはなぜ生き残ったのか

く文書は小説より奇なりく

(講師・柴田知彰)

平成二十二年に山梨県西湖で再発見されたクニマス。その生き残りの原因となった数々の事実を、戦前の文書を用いて読み解いた。

(高田環樹)

### ○出前講座

「公文書館所蔵資料に見る〇〇」をテーマに、県内の団体やグループで行う学習会に講師を派遣し、講座を開催した。

#### 第一回

六月二十九日  
【東成瀬村教育委員会主催 東成瀬村ふるさと館】

参加者十人

(講師・畑中康博)

#### 第二回

八月三日  
【秋田おもと高齢者大学 秋田中央市民サービスセンター】

参加者八十人

(講師・畑中康博)

#### 第三回

十月二十九日  
【東成瀬村教育委員会主催 東成瀬村ふるさと館】

参加者七人

(講師・畑中康博)

古文書教室

#### 第四回

十一月二日

【神岡中央公民館主催 おもしろ講座】

参加者三十九人

佐竹家文書に見る秋田戊辰戦争

(講師・畑中康博)

#### 第五回

二月二十四日

【にかほ市教育委員会主催 象潟公民館】

参加者三十四人

古文書で読む秋田のくらし

(講師・一関修二)

各回の参加者は数名から数十名とまちまちである。内容は古文書解説・古文書整理・秋田の幕末政治史・秋田の近世風俗史と多岐に渡った。

(高田環樹)

### 三 県政映画上映会

#### ○県政映画上映会

昭和三十年く五十年代前半に県が広報のため制作した「県政映画」を大きなスクリーンでご鑑賞いただく上映会を当館多目的ホールで開催した。全二日間、一日当たりの三回上映を計画した。一日当たりの定員は六十名。来場者数は計三十五名。

#### 第一回上映会

八月二十七日

〈新型コロナウイルス感染拡大によるイベント自粛により中止〉

#### 第二回上映会

十一月二日

令和三年夏に行われた東京オリンピックに関連して、前回昭和三十九年に秋田県で行われた聖火リレーの模様や、メダルを獲得した県出身選手の県庁訪問の様子が映ったものなどを上映した。

(梅田浩彰)

### 四 研修・協議会等

#### ○「二〇二一年度アーカイブズ・カレッジ(史料管理学研修会)短期コース」

十一月八日く十三日  
松江市市民活動センター

国立国文学研究資料館主催による今年度の「アーカイブズ・カレッジ(史料管理学研修会)」は島根県松江市で開催された。五〇名の参加者のうち、筆者他一名がオンラインで参加した。

#### ◆【研修内容】

1 「現代のアーカイブズとアーキビストの役

割」渡辺浩一（国文学研究資料館、以下「国文」とする。）

・かつてはレコード（現用段階）とアーカイブズ（非現用段階）を分けていたが、電子文書が導入された現在では、現用段階からアーカイブズが発生する「記録連続体論」が主流。

2 「アーカイブズ資源論」藤實久美子（国文）  
・ 目録は、フォンド（出所）、サブ・フォンド（組織）、シリーズ（機能）、ファイル（内容）、アイテム（単体）からなる階層構造目録にすべき。

3 「アーカイブズ・レコード・マネジメント論」中村崇高（出版文化社）

・ 公的機関・民間企業等で作成される全てのレコードが、アーカイブとなるわけではない。

・ ある一定の価値基準（経営上の価値、歴史的価値＝情報資産）をもつもののみが、歴史的価値をもつ資料としてのアーカイブズとなる。アーカイブズとは、組織の設置目的に則した価値。

・ アーカイブズは体制・枠組みがあつてできるのだが、バイタリティある職員がいなければ長続きしない。

4 「民間アーカイブズ・コントロール論」太田尚宏（国文）

・ 資料の目録作成は段階的に行うべき、機

関に資料が寄贈・寄託されたら、資料の構造に留意しつつ、表題、作成年、作成・差出、大きさなど、一見して分かる情報のみで目録を作り、いち早く公開する。その後、構造分析や多角的検索手段を備えた目録にする。全てを完璧にした目録を作らなければ、資料を公開できないという考えは間違い。

・ 寄贈は資料の所有権が移るが、寄託は所有権が移転せず、使用貸借契約を結んだだけの状態なので、寄託更新期間を定める必要がある。

5 「アーカイブズと情報コントロール」橋本陽（京都大学文書館）

・ アーカイブズの目録は、文書群がどのような機能を持っているか、どのような背景で作られたのかを示す必要がある。それゆえに、フォンド、サブ・フォンド、シリーズ、ファイル、アイテムからなる階層構造目録を作らなければならない。

6 「アーカイブズの整理と目録編成」西村慎太郎（国文）

・ 構造分析目録を作るコツ

① 組織そのものに注目する。

② 機能そのものに注目する。

③ 家文書の場合、家を組織として考える

・ 当主の役職を見つめる・生業に注目。

④ 個人文書の場合、社会的・個人的行為

を考えてシリーズを捉える。

⑤ 日本図書十進分類法は用いない。

⑥ 現状記録に着目する。

7 「自然科学系のアーカイブズ」菊谷英司（高エネルギー研究機構）

・ 自然科学系の研究者は、研究資料に法人文書という概念がなく保存の意識も薄かったが、スタッフ細胞の問題が起きてから意識が変わってきた。

8 「地域とアーカイブズ」板垣貴志（島根大）

・ 旧家に残された歴史資料には、地域の歴史が凝縮されている。この保存は市民が主体、行政が調整、大学が支援、これで行く。

・ 地域資料は「どこにでもあるけれども、そこにしか無いもの」

・ 地域資料の整理は、大人をわくわくさせるもの。大人がわくわくすれば、その波動は必ず子どもに伝わる。

9 「アーカイブズの管理と利用」渡辺氏（島根県総務部総務課）

・ 島根県公文書センターは、平成二十三年四月一日に施行された国の公文書管理条例に則り設置された。

・ 島根県の全ての部局の公文書を扱う。公文書センターに廃棄・選別の権限はない。

・ 私文書も受け入れている。

11 「アーカイブズの保存環境と劣化損傷の予



防」青木睦（国文）

・アーカイブズの収蔵は押し込み方法、「〇年度△△課はこの棚」というようなスペースは取らない。これをやると無駄が多く、引越が多くなる。データで検索できれば何の問題もない。

・アーカイブズの仕事は終わりを意識すること。そうするとできる手段が見えてくる。

#### 12 「アーカイブズの保存修復」

金山正子（元興寺文化財研究所）

・資料の修復には正麩糊を用いる。

#### 13 「アーカイブズの公開と普及活動」

加藤聖文（国文）

・目録作成は早いことが大事。作成途中で公開しても全く問題ない。「整理が全て終わらないと見せられない」にしない。

・アーカイブズは、共同体構成員（本館でいえば秋田県民）への説明責任を果たすために存在する。ものを残す意義づけが無ければ、ものを残しても意味がない。  
・ものを残さなければならぬ理念を共同体の構成員が共有できなければ、アーカイブズは簡単に消滅（整理・統合・廃館）する。

#### 14 「総括討論」青木・加藤（国文）

・人間の活動の痕跡がアーカイブズ。ただし、公文書は無くては困るものであり、

民間の文書は残す努力をしたか、たまたま残ったという性格の違いがある。

（畑中康博）

#### ○市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議

十一月二十六日

公文書・歴史資料の保存と利用について  
取組みの強化を図ることを目的として、県内各市町村の公文書管理担当者及び歴史資料担当者を対象に開催した。本年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から、初めてオンラインでの開催となった。

・基調講演

「地域の記録を保存するー安曇野市文書館の取り組みー」

長野県安曇野市文書館 青木 弥保氏

・事例報告①「地域の資料は誰の“モノ”かー事例と課題の紹介ー」

（小坂町）

・事例報告②「行政文書管理の方針と現状について」

（湯沢市）

（梅田浩彰）

#### ○「令和三年度アーカイブズ研修Ⅱ」

二月三日～四日

国立公文書館

（東京都千代田区）

オンライン研修に参加した。両日別々のテーマではあったが、「資料のデジタル化」の促進という共通点が見いだせる内容であった。さらに「資料のオープンデータ化」による所蔵資料の提供が公文書館の認知度を高め、教育機関も含めた利用者との間に好循環を生み出す。アーカイブズ施設の今後について、新しい方向性、そしてその必要性を感じさせる研修であった。

#### ◆研修内容

一日目テーマ…コロナ禍における公文書館等における普及啓発及び歴史公文書等の利用促進等

(1)講義①「コロナ禍におけるアーカイブズ・サービスの」

(2)事例報告①「コロナ禍における福井県文書館の取組について」

(3)事例報告②「コロナ禍における山口県文書館の取組について」

(4)事例報告③「コロナ禍における沖縄県公文書館の取組について」

二日目テーマ…公文書館等における普及啓発及び歴史公文書等の利用促進等（教育機関との連携）

(5)講義①「アーカイブ施設との教育連携」  
(6)講義②「公文書館の資料の活用・教育プロ

グラムの開発」

(7)事例報告①「群馬県立文書館における教育連携について」

(8)事例報告②「滋賀県立公文書館における教育連携について」  
(高田環樹)

○第四十七回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）全国（高知）大会

十一月十八・十九日  
高知県立公文書館

今年度の全史料協の大会は、オンラインで開催された。大会テーマは「資料保存ネットワークの拡充とアーカイブズ連携と支援、高知の挑戦」である。二日にわたる大会の内容は次の通りである。

◆【研修会】

・「学校資料の救済と調査保存活動を支援する」目良裕昭（高知県の学校資料を考える会）

・「土佐和紙と文化財修理用和紙について」有吉正明（高知県立紙産業技術センター）

・「高知県における住民主体の資料保存活動」楠瀬慶太（高知地域資料保存ネットワーク）

◆【大会テーマ研究会】

・「高知県における公文書整理と公文書館

の役割」森下信夫（高知県立文書館）

・「大名家資料館から県立博物館へ」

渡部淳（高知県立高知城歴史博物館）

・「ネットワークで守る地域史料」

筒井秀一（こうちミュージアムネットワーク・高知市立自由民権記念館）

（高田環樹）

五 古文書班広報紙「古文書倶楽部」改め

「資料紹介・とっておきの話」

昨年度末に第百号を発行した「古文書倶楽部」は、今年度より「資料紹介・とっておきの話」とタイトルを替え、当館広報紙「公文書館だより」に統合した。日頃の調査・研究の成果をわかりやすく紹介しながら、当館の所蔵資料をよりよく利用していただくという目的は引き継いでいる。館内で配布している他に、閲覧室やエントランスホールに掲示し、当館ウェブサイトやツイッターでも公開している。

第三十七号「公文書館だより」六月一日

・【資料紹介】

秋田県指定有形文化財

「外町屋敷間数絵図」

（一関修二）

・【とっておきの話】

秋田の戦国大名 秋田氏（安東氏）

（佐藤隆）

第三十八号「公文書館だより」十月一日

・【資料紹介】

「渋江和光日記」

（畑中康博）

・【とっておきの話】

米切手は面白い

（金森正也）

第三十九号「公文書館だより」三月十日

・【資料紹介】

「鉾山紀年録」

（柴田知彰）

・【とっておきの話】

義和公阿仁鉾山巡覧の旅

（藤田誠治）  
（高田環樹）

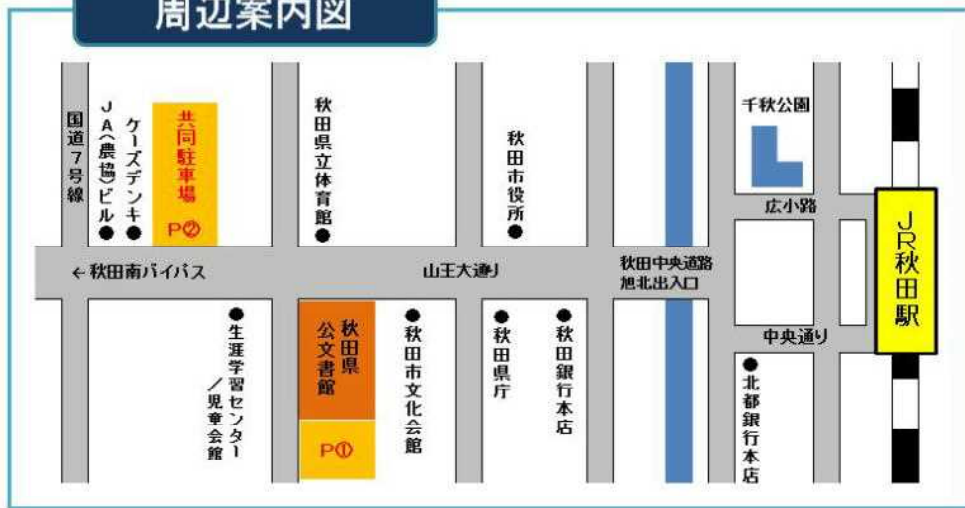
開館時間（令和4年度）

- 平日……………午前9時～午後7時
- 土曜日・日曜日・祝日……………午前9時～午後6時

休館日（令和4年度）

- 毎週水曜日
- 年末年始（12月28日～1月3日）
- 特別整理期間（6月9日～14日、12月8日～13日）

周辺案内図



秋田県公文書館研究紀要 第二十八号  
令和四年三月一日発行  
編集 秋田県公文書館  
発行 秋田県公文書館  
〒〇一〇一〇九五二  
秋田市山王新町一四一三二  
電話 〇一八(八六六)八三〇一

(題字 寿松木 毅)

URL <https://www.pref.akita.lg.jp/kobunsho/>  
E-mail [koubunshokan@pref.akita.lg.jp](mailto:koubunshokan@pref.akita.lg.jp)